

# 平成23年第3回（9月）上牧町議会定例会会議録

## 議事日程（第1号）

平成23年9月5日（月）午前10時開議

- |     |       |                                                |
|-----|-------|------------------------------------------------|
| 第 1 |       | 会議録署名議員の指名について                                 |
| 第 2 |       | 会期の決定について                                      |
| 第 3 | 認第 1号 | 平成22年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について                      |
| 第 4 | 認第 2号 | 平成22年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について                |
| 第 5 | 認第 3号 | 平成22年度上牧町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について                  |
| 第 6 | 認第 4号 | 平成22年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について               |
| 第 7 | 認第 5号 | 平成22年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について           |
| 第 8 | 認第 6号 | 平成22年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について                 |
| 第 9 | 認第 7号 | 平成22年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について                  |
| 第10 | 認第 8号 | 平成22年度上牧町水道事業会計決算認定について                        |
| 第11 | 議第 1号 | 上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第12 | 議第 2号 | 上牧町税条例等の一部を改正する条例について                          |
| 第13 | 議第 3号 | 上牧町社会体育推進委員会設置条例の一部を改正する条例について                 |
| 第14 | 議第 4号 | 平成23年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について                     |
| 第15 | 議第 5号 | 平成23年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について               |
| 第16 | 議第 6号 | 平成23年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について              |
| 第17 | 議第 7号 | 平成23年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）について                 |
| 第18 | 議第 8号 | 平成23年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第1回）について                |
| 第19 | 議第 9号 | 平成23年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1                |

回) について

- 第 2 0 議第 1 0 号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 2 1 議第 1 1 号 教育委員会委員の任命について
- 第 2 2 議第 1 2 号 教育委員会委員の任命について
- 第 2 3 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 第 2 4 決算特別委員会の設置及び委員の選任について

#### 本日の会議に付した事件

第 1 から第 2 4 まで議事日程に同じ

---

出席議員（11名）

1番	堀内英樹	2番	長岡照美
3番	辻誠一	4番	吉中隆昭
5番	石丸典子	6番	木内利雄
7番	康村昌史	8番	富木つや子
9番	芳倉利次	10番	吉川米義
11番	服部公英	12番	東充洋

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	教育長	浅井正溢
総務部長	田中一夫	都市環境部長	外川武彦
住民福祉部長	塚尚起	水道部長	杵本和敏
教育部長	竹島正智	保健福祉センター館長	高木雄一
秘書課長	藤岡達也	総務課長	池内利昭

---

職務のため議場に参加した事務局員

局長	下間常嗣	書記	山下純司
----	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（東 充洋） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、平成23年第3回上牧町議会定例会を開催いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましてはご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。今議会は通称、決算議会と言われる9月議会です。PDCAを踏まえ十二分にご審議願いますよう心からお願いを申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（東 充洋） それでは、本日の会議を開きます。



◎町長のあいさつ

○議長（東 充洋） 初めに、招集者のあいさつをお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成23年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変忙しい中、ご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

さて、今回の台風12号によります被害が甚大となっております。報道では死者26人、行方不明者54人、特にその内、奈良、和歌山、三重では相当な被害となっております。奈良県では死者3人、行方不明者19人。特に五條市、十津川村、天川村の被害が目立って大きなものとなっております。

きのう私、ある会議の中で副知事にお会いをさせていただいたときに、副知事からきのう、午前7時から自衛隊に要請をして、知事も五條土木に陣頭指揮に行っていると。重機を先頭に自衛隊、奈良県の職員、地元ということで、道路が寸断されておりますので、なかなか中

に入っていけないということで、重機を先頭に復旧に、いま進んでいるというお話を聞かしていただきました。亡くなられた方、行方不明者の方、それぞれにお悔やみとお見舞いを申し上げますというふうに思います。1日も早い復旧をぜひお願いをしたいものだというふうに考えております。

それと今、国政では8月30日に国会で第95代首相として民主党の野田佳彦さんが新首相の指名をされました。報道では支持率が大変高いということが報道されております。それだけ国民に大きな期待をされているということだろうと思います。緊急な課題といたしまして大震災の復旧、復興、原発の問題、日本の経済低迷にかかる円高、デフレ、雇用問題、こういうところの対策が最も急がれるところでございます。新しい野田新内閣につきましては、1日も早く課題解消の対策に全力を挙げて取り組んでいただき、国民が安全、安心に暮らせるように1日も早く対策を講じていただいたいというふうに願うところでございます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明をさせていただき、あいさつに代えたいと思います。

まず、認第1号 平成22年度一般会計決算につきましては、4年連続の単年度収支が黒字となり、実質収支額が1億4,191万6,000円となりました。財政健全化計画どおり平成22年度決算で実質公債費比率が早期健全化基準をクリアできたことにより、本日の財政健全化計画完了報告書の提出をもって早期健全化団体からの脱却となります。今後も気を緩めることなく引き続き住民、議会、職員がそれぞれ協働のもとに行財政運営に取り組んでいきたいというふうに考えております。

22年度決算の主なものといたしましては、国の経済対策による交付金等の活用により、学校施設耐震化等の事業実施や緊急雇用創出事業補助金を活用した道路台帳デジタル化等の事業を実施いたしました。

認第2号から認第8号までの各会計の決算につきましては、お手元に配付しております決算書のとおりでございます。22年度も前年同様、すべての会計で黒字決算となっております。監査委員の意見を付して報告させていただきます。

次に、議第1号につきましては、スポーツ振興法がスポーツ基本法に改正されたため、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償の一部を改正するものでございます。

議第2号につきましては、過料等の改正に伴う上牧町税条例等の一部を改正するものでございます。

議第3号につきましては、スポーツ振興法がスポーツ基本法に改正されたため、上牧町社

会体育推進委員会設置条例の一部を改正するものでございます。

議第4号につきましては、平成23年度一般会計第3回補正予算でございます。主な内容につきましては、普通交付税、臨時財政対策債、特例交付金が減少となっております。歳出につきましては、町道の維持管理に係る補修工事費の増額、庁舎の耐震診断を実施するための委託料の予算措置を行っております。

議第5号から議第9号につきましては、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計の各補正予算でございます。

議第10号につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

議第11号、議第12号につきましては、教育委員会委員の任命についてでございます。

以上のとおり、各案件を上程しております。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、承認、議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

ありがとうございました。



### ◎議会運営委員会の報告

○議長（東 充洋） あいさつが終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

吉川議会運営委員長。

（議会運営委員長 吉川米義 登壇）

○議会運営委員長（吉川米義） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集の平成23年第3回定例会の議会運営委員会を、去る9月1日午前10時から、全委員出席により議会運営について慎重に審議いたしました結果、会期は9月5日から9月15日までの11日間とし、会期日程及び議案付託表につきましては、お手元に配付しております会期日程並びに議案付託表のとおりと決しました。

また、一般質問につきましては、従来どおり理事者側の答弁を含め1人1時間以内と決しました。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

---

◇

◎議事日程の報告

○議長（東 充洋） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長（東 充洋） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番、木内議員、7番、康村議員を指名いたします。

---

◇

◎会期の決定について

○議長（東 充洋） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの11日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月15日までの11日間と決定いたしました。

---

◇

◎認第1号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第3、認第1号 平成22年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 認第1号 平成22年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度上牧町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 監査報告につきましては、お手元の決算書別紙に監査委員の意見書がついておりますので、これを省略し、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務環境部長（田中一夫） 認第1号 平成22年度上牧町一般会計歳入歳出決算について説明いたします。

平成22年度歳入総額につきましては84億1,332万9,323円となり、対前年度比7.3%の増。歳出総額につきましては82億6,420万6,527円、対前年度比6.6%の増となり、差し引き1億4,912万2,796円の黒字となりました。翌年度へ繰り越すべき財源720万6,615円を差し引いて、実質収支額1億4,191万6,181円の黒字決算となっております。また、単年度収支におきましても、6,467万3,233円の黒字となりました。実質公債費比率は23.8%、対前年度比3%の減となっております。

それでは、歳入決算の主な内容について説明いたします。

歳入総額の31.1%を占めます地方交付税は26億1,386万6,000円で、対前年度比5.7%、額にして1億4,039万3,000円の増となっております。歳入総額の25%を占めます自主財源の基幹であります町税は21億742万7,313円で、対前年度比マイナスの4.4%、額にして9,729万297円の減となりました。歳入総額の13%を占める町債は10億9,625万4,000円で、対前年度比マイナスの12.2%、額にして1億5,227万8,000円の減となりました。国庫支出金は12億1,845万6,713円で、歳入総額の14.5%を占め、対前年度比49.4%、4億289万6,103円の増となっております。増加の内容は学校施設耐震化事業に伴います補助金の増によるものでございます。県支出金につきましては5億4,845万7,255円で、歳入総額の6.5%を占め、対前年度比45.7%、1億7,208万7,787円の増となりました。これは奈良県市町村振興臨時交付金の増によるものでございます。財産収入は1億1,382万999円で対前年度比3,756.2%、額にして1億1,086万

9,390円の増となっております。これは第三保育所、民営化に伴います不動産売却によるものでございます。

次に、歳出決算の主な内容について説明いたします。

歳出総額の23.2%を占めます公債費は19億1,587万6,113円で、対前年度比マイナス27.7%、額にして7億3,367万1,588円の減です。これは、平成21年度に過年度の高金利の借りかえと繰上げ償還を行ったことによるものでございます。民生費は15億9,721万4,580円で、歳出総額の19.3%を占め、対前年度比17.5%、額にして2億3,759万4,039円の増となっております。これは、子ども手当支給等によるものでございます。教育費では15億5,799万9,166円で、歳出総額の18.9%、前年度対比127.6%、額にして8億7,359万5,592円の増です。学校施設耐震化事業によるものでございます。土木費は3億8,170万3,844円で、歳出総額の4.6%を占め、対前年度比45.5%、額にして1億1,932万5,769円の増となっております。これは、道路用地の公社からの買戻しと道路整備工事によるものでございます。諸支出金につきましては8億9,728万9,965円で歳出総額の10.9%、対前年度比86.7%、額にして4億1,670万6,189円の増です。

続きまして、性質別に説明いたします。

義務的経費のうち、人件費は対前年度比1.9%、2,719万8,000円の減となっております。構成比は17.2%でございます。扶助費は対前年度比44%、2億7,643万3,000円の増となり、構成比は11%となっております。公債費は対前年度比マイナス27.7%、7億3,367万1,000円の減となり、構成比は23.2%となっております。投資的経費につきましては学校施設耐震化事業に伴ういます、対前年度比292.1%、12億8,058万8,000円の増となっております。構成比は15.5%でございます。その他の経費は物件費が対前年度比1.5%、1,286万6,000円の増。構成比は10.6%となっております。補助金等につきましては対前年度比マイナス32%、3億1,961万4,000円の減となっております。構成比が8.2%でございます。その他につきましては対前年度比42.2%、3億5,196万円の増、構成比は14.4%となっております。

ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎認第2号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第4、認第2号 平成22年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 認第2号 平成22年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 監査報告につきましては、お手元の決算書別紙に監査委員の意見書がついておりますので、これを省略し、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 認第2号 平成22年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

歳入総額は26億1,813万991円、対前年度比17.8%の増。歳出総額は23億6,545万157円、対前年度比9.5%の増となり、差し引き2億5,268万834円の黒字決算となっております。

それでは、歳入決算の主な内容について説明いたします。

国民健康保険税は6億2,878万8,665円、対前年度比マイナス3.9%、額にして2,582万7,585円の減となっております。国庫支出金は5億6,550万4,805円、対前年度比4.3%、額にして2,330万9,554円の増となりました。療養給付費交付金は1億1,421万7,714円、対前年度比67%の増。前期高齢者交付金は6億6,834万6,644円、対前年度比43.9%の増。県支出金で9,758万9,128円、対前年度比1.9%の増。共同事業交付金で2億4,959万2,451円、対前年度比17.3%の増。繰入金で1億728万5,163円で、対前年度比57.6%の増。保険基盤安定繰入金で1億2,148万2,741円、対前年度比7.9%の増となっております。

続きまして、歳出決算の主な内容について説明いたします。

保険給付費は16億5,378万4,160円で、対前年度比14.9%の増。後期高齢者支援金等で2億4,716万938円で、対前年度比11.5%の減。介護納付金で1億23万9,040円、対前年度比0.5%の増。共同事業拠出金で2億1,855万6,366円、対前年度比7.7%の増となっております。

ご審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、

次に進みます。



◎認第3号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第5、認第3号 平成22年度上牧町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

○議会事務局長（下間常嗣） 認第3号 平成22年度上牧町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度上牧町老人保健特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 監査報告につきましては、お手元の決算書別紙に監査委員の意見書がついておりますので、これを省略し、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 認第3号 平成22年度上牧町老人保健特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

歳入総額は974万6,278円、対前年度比51.8%の減。歳出総額は974万6,278円、対前年度比36.8%の減。差し引き0円の決算となっております。

平成20年度に後期高齢者医療に移行しているため、平成22年度をもちまして老人保健特別会計は廃止となります。

歳入決算の主なものは、支払基金交付金48万6,000円、対前年度比10,293.5%の増となっております。繰越金は479万8,619円、対前年度比42%の減。諸収入、第三者納付金は446万1,659円で、対前年度比56.5%の減となっております。

歳出決算の主なものは、医療諸費で352万493円、対前年度比48.8%の減。諸支出金は622万3,887円で、医療費交付金の精算と一般会計への繰出しによるものでございます。

ご審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

---

◇

◎認第4号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第6、認第4号 平成22年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

○議会事務局長（下間常嗣） 認第4号 平成22年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 監査報告につきましては、お手元の決算書別紙に監査委員の意見書がついておりますので、これを省略し、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 認第4号 平成22年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

歳入総額は1億9,356万8,193円、対前年度比7.5%の増。歳出総額は1億8,882万9,341円、対前年度比8.4%の増。差し引き473万8,852円の黒字決算となりました。

歳入決算の主なものは、後期高齢者医療保険料で1億3,399万8,630円、対前年度比9.4%の増。繰入金は5,064万4,000円、対前年度比1.7%の減となっております。

次に、歳出決算の主なものについて説明いたします。総務費で88万380円で、対前年度比84.9%の減。後期高齢者医療広域連合納付金で1億7,917万3,650円、対前年度比8.4%の増となりました。

ご審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎認第5号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第7、認第5号 平成22年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

○議会事務局長（下間常嗣） 認第5号 平成22年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 監査報告につきましては、お手元の決算書別紙に監査委員の意見書がついておりますので、これを省略し、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 認第5号 平成22年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

歳入総額は868万6,350円、対前年度比72.4%の減。歳出総額837万6,213円、対前年度比73.2%の減。差し引き31万137円の黒字決算となりました。

歳入決算の主なものは、繰越金で30万2,732円で、対前年度比25.3%の増、諸収入の貸付金元利収入は832万7,596円で、対前年度比32.7%の減となっております。

次に歳出の主なものですが、公債費は382万304円で、対前年度比87.3%の減となっております。

ご審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎認第6号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第8、認第6号 平成22年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

○議会事務局長（下間常嗣） 認第6号 平成22年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 監査報告につきましては、お手元の決算書別紙に監査委員の意見書がついておりますので、これを省略し、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 認第6号 平成22年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

歳入総額は7億7,885万8,052円、対前年度比31.1%の増。歳出総額は7億7,564万9,048円、差し引き320万9,004円の黒字決算となっております。

歳入決算の主なものは、使用料及び手数料で2億6,457万7,470円で、対前年度比1.3%の減。繰入金で1億6,806万円、対前年度比8.4%の増。町債は3億1,900万円、対前年度比132%の増となっております。

歳出決算の主なものは、公債費では5億3,319万6,329円で、対前年度比58.2%の増。下水道事業費は対前年度比3.7%の減となっております。

ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎認第7号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第9、認第7号 平成22年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 認第7号 平成22年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算

を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 監査報告につきましては、お手元の決算書別紙に監査委員の意見書がついておりますので、これを省略し、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 認第7号 平成22年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

保険事業勘定につきましては、歳入総額は12億1,093万4,234円、対前年度比13.2%の増。歳出総額は11億8,941万7,913円、対前年度比11.3%の増となり、差し引き2,151万6,321円の黒字決算となりました。

歳入決算の主なものは、保険料で2億2,808万4,146円で、対前年度比2.8%の増。国庫支出金は3億724万1,993円で、対前年度比54.7%の増。支払基金交付金は3億1,435万1,725円、対前年度比5%の増。県支出金は1億5,798万1,941円、対前年度比4%の増。繰入金は2億210万9,020円、対前年度比19.6%の増となっております。

次に、歳出決算の主なものは、保険給付費で10億3,833万9,828円、対前年度比5%の増でございます。地域支援事業費で1,900万1,889円、対前年度比2.7%の減となっております。

介護サービス事業勘定につきましては、歳入総額1,032万1,900円、対前年度比26.7%の増。歳出総額392万3,752円、対前年度比10.2%の増。差し引き639万8,148円の黒字決算となりました。

歳入決算の主なものは、サービス収入で573万8,280円、対前年度比1.8%の減となっております。歳出決算につきましては、サービス事業費が392万3,752円、対前年度比10.2%の増となりました。

ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎認第8号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第10、認第8号 平成22年度上牧町水道事業会計決算認定について、

これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 認第8号 平成22年度上牧町水道事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成22年度上牧町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成23年9月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 監査報告につきましては、お手元の決算書別紙に監査委員の意見書がついておりますので、これを省略し、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（杵本和敏） 認第8号 平成22年度上牧町水道事業会計決算について説明いたします。

総括説明といたしましては、平成22年度末での給水人口は、前年度に比べ83人減の1万9,807人です。県水受水量は前年度に比べ4.4%減の203万422m<sup>3</sup>で、有収水量は189万1,977m<sup>3</sup>です。有収率は93.2%となりました。

次に、収益的収入及び支出につきましては、収益的収入が前年度に比べ125万1,979円増の4億6,589万1,606円、収益的支出は4億2,666万9,292円で、差し引き3,922万2,314円の純利益を計上いたしました。資本的収入及び支出の決算額は、資本的収入額510万3,630円に対し、資本的支出は1,716万5,296円で、差し引き1,206万1,666円の資金不足となりました。

建設面におきましては、下水道事業に伴う配水管の移設補償工事が主なものでございます。

以上です。ご審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



### ◎議第1号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第11、議第1号 上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第1号 上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費

用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

上牧町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については別紙のとおりである。

平成23年9月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 議第1号 上牧町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

改正内容は、従来のスポーツ振興法の全部改正として制定されましたスポーツ基本法によりまして、体育指導員の名称がスポーツ推進委員に改められたことによる改正でございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上です。慎重審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



### ◎議第2号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第12、議第2号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第2号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について。

上牧町税条例等の一部を改正する条例については別紙のとおりである。

平成23年9月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 上牧町税条例等の一部を改正する条例案について、説明いたします。

第1条の改正内容は、第26条第1項中の「30,000円」を「100,000円」に改めるもので、町民税の納税者が町内に住所、居所を有しない場合に納税管理人の申告をしなかった場合における過料の改正でございます。

第34条の7第1項、第2項につきましては、寄付金控除に関する改正で地方税法第314条の7第1項、第2項を引用することによる条文の簡素化のための改正でございます。

36条の3につきましては、第2項中の「各号に掲げる」を「に規定する」に文言を改めるものでございます。36条の4第1項及び53条の10第1項につきましては、過料を30,000円以下から100,000円に改めるものでございます。

61条第9項及び第10項につきましては、地方税法の一部改正によります項ずれによる改めるものでございます。

第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項につきましては、過料を30,000円から100,000円に改めるものでございます。

第100条の2、第105条の2、139条の2につきましては、各第1項で条文で規定されている申告を行わなかった場合の過料を100,000円以下とするものでございます。また、各第2号につきましては、過料の額は情状により町長が定めるとする規定の整備でございます。そして、各第3号につきましては、第1項の過料を徴収する場合の納期限を10日以内と定めております。

第139条の3につきましては、139条の2の追加によりまして、改正前の139条の2が139条の3に繰り下がるものでございます。

第149条につきましては、見出し中の「罪」を「過料」に改め、第1項中の「30,000円以下の罰金刑」を「100,000円以下の過料」に改め、第2項中「罰金刑」を「過料」に改めるものでございます。

次に附則につきましては、附則第7条の4の寄付金税控除の特別控除額の特例に関する条文的についても地方税法の規定を引用し、条文を簡素化するものでございます。

附則第8条につきましては、肉用牛の売却にかかる課税の特例の適用期間の改正と前条同様の地方税法の規定を引用することにより、条文を簡素化するものでございます。

附則第10条の2につきましては、新築住宅等に関する固定資産税の減額規定を受けようとするものの申告について、法の引用先の一部改正によりまして改めるものでございます。

附則第16条の3第3項第2号、16条の4第3項第2号、17条の第3項第2号、18条第5項第2号、第19条第2項第2号、20条の2第2項第2号、20条の4第2項第2号、第5項第2号につきましては、地方税法の規定を引用することにより、条文の簡素化に伴い読み替え規定を改めるものでございます。

第2条の改正は、附則第2条第2項中の「又は金銭」を削り、同条第6項、第13項及び第

18項中の平成23年12月31日を「平成25年12月31日」に改正するものでございます。

第3条の改正は、附則第1条第4号中の「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改め、附則第2条第6項中の「平成25年度」を「平成27年度」に改正するものでございます。

附則第1条、施行期日につきましては、関連する条項で施行の期日を定めております。

第2条の経過措置につきましては、町民税、固定資産税、罰則に関し、各々の関係する規定で経過措置を定めております。

以上です。ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



### ◎議第3号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第13、議第3号 上牧町社会体育推進委員会設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第3号 上牧町社会体育推進委員会設置条例の一部を改正する条例について。

上牧町社会体育推進委員会設置条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

平成23年9月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（竹島正智） 議第3号 上牧町社会体育推進委員会設置条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

今回の改正につきましては、昭和36年に制定されたスポーツ振興法を全部改正する形で、スポーツ基本法が制定されたため改正するものでございます。

内容につきましては、第1条で条例の根拠となる法令名の改正と根拠条文の改正、第2条で法律改正に伴う文言の改正と、第1号に法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関することを追加するものであります。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。慎重審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

---

◇

◎議第4号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第14、議第4号 平成23年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第4号 平成23年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について。

平成23年度上牧町一般会計補正予算（第3回）については、別紙のとおりである。

平成23年9月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 議第4号 平成23年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,774万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億3,113万6,000円とするものでございます。

内容について説明いたします。

説明書3ページ、歳入におきましては、各交付税の決定により地方特例交付金で762万4,000円の減額。地方交付税の普通交付税で1,128万9,000円の減額。そして4ページ、臨時財政対策債で1,054万円の減額を行っております。

歳出では、4月の異動に伴いまして各款で人件費の調整を行っております。5ページ、総務費では庁舎の耐震診断委託料として875万円の予算措置を行っております。飛びまして14ページでは、平成22年度決算の実質収支額決定による歳入での繰越金の予算措置によりまして、今回の補正、歳入残を財政調整基金に8,189万5,000円の増額補正を行っております。

以上です。議決いただきますようお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第5号の上程、説明

○議長（芳倉利次） 日程第15、議第5号 平成23年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第5号 平成23年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について。

平成23年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）については、別紙のとおりである。

平成23年9月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 議第5号 平成23年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について説明いたします。

平成23年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,267万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億627万1,000円とするものでございます。

内容について説明いたします。

歳入につきまして、款11繰越金で2億5,267万9,000円を計上いたしました。これにつきましては、平成22年度決算結果により繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、款9諸支出金の基金費で2億5,267万9,000円を計上いたしました。これにつきましては、財政調整基金への積立金でございます。

以上でございますが、慎重審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

---

◇

◎議第6号の上程、説明

○議長（芳倉利次） 日程第16、議第6号 平成23年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第6号 平成23年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について。

平成23年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）については、別紙のとおりである。

平成23年9月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 議第6号 平成23年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について説明いたします。

平成23年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）は、次の定めるところによる。歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ473万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億31万8,000円とするものでございます。

内容について説明いたします。

まず、歳入につきまして、款5繰越金で473万8,000円を計上いたしました。これにつきましては、平成22年度決算結果により繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、款4諸支出金で473万8,000円を計上いたしました。これにつきましては、前年度繰入金の精算に伴います一般会計への繰り出しでございます。

以上でございますが、慎重審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。

---

◇

◎議第7号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第17、議第7号 平成23年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第7号 平成23年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）について。

平成23年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）については、別紙のとおりである。

平成23年9月5日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 議第7号 平成23年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）について説明いたします。

平成23年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,228万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,859万3,000円とするものでございます。第2項介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ639万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,226万4,000円とするものでございます。

それでは、保険事業勘定の歳入から説明いたします。

款3国庫支出金で61万2,000円、款5県支出金で16万1,000円を計上いたしました。これは、平成22年度介護給付費の国・県負担金の精算分でございます。款8繰越金で2,151万6,000円を計上いたしました。これは、平成22年度決算結果によります繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、款4基金積立金で1,919万6,000円を計上いたしました。これは、介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。次に、款5諸支出金で309万3,000円を計上しておりますが、これは、平成22年度の精算で国・県・支払基金へ、それぞれ償還するものでございます。

続いて、介護サービス事業勘定について説明いたします。

歳入の款2繰越金で639万8,000円を計上いたしました。これは、平成22年度決算結果によります繰越金でございます。歳出につきましては、款1サービス事業費で需用費として計上いたしております。

以上でございますが、慎重審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第 8 号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第18、議第 8 号 平成23年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第 8 号 平成23年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）について。

平成23年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）については、別紙のとおりである。

平成23年 9 月 5 日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（杵本和敏） 議第 8 号 平成23年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）について説明いたします。

今回の補正内容は、既定の歳入歳出予算の総額の変更はなく、予算書 2 ページの歳入の財源振替でございます。

一般会計からの繰入金を320万9,000円減額し、平成22年度決算による前年度繰越金320万9,000円を増額補正するものでございます。

以上が補正内容でございます。議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第 9 号の上程、説明

○議長（東 充洋） 日程第19、議第 9 号 平成23年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会

計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（下間常嗣）** 議第9号 平成23年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について。

平成23年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）については、別紙のとおりである。

平成23年9月5日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（東 充洋）** 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

- 都市環境部長（外川武彦）** 議第9号 平成23年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ801万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、平成22年度決算におきまして、繰越金が発生いたしましたので、今回の補正により基金に積み立てるものでございます。

以上でございます。議決いただきますようよろしくお願いいたします。

- 議長（東 充洋）** 説明が終わりましたが、この件につきましては、議案熟読のため保留し、次に進みます。



#### ◎議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（東 充洋）** 日程第20、議第10号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（下間常嗣）** 議第10号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

上牧町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成23年9月5日提出 上牧町長 今中富夫。

記 北葛城郡上牧町桜ヶ丘2丁目33番地14 中川 昌彦 昭和16年7月20日生。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

今中町長。

○町長（今中富夫） 議第10号について、説明いたします。

現在、上牧町固定資産評価審査委員会の委員を務めていただいております中川昌彦氏の任期が9月の末でございます。再度、選任いたしたく同意を求めるものでございます。なお、本人の略歴につきましては、お手元に提出のとおりでございます。

同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○町長（今中富夫） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案どおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

————— ◇ —————

#### ◎議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第21、議第11号 教育委員会委員の任命について、これを議題いたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第11号 教育委員会委員の任命について。

教育委員会委員の任期満了に伴い、下記の者を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成23年9月5日提出 上牧町長 今中富夫。

記 北葛城郡上牧町片岡台2丁目5番地5 奥田悦夫 昭和6年3月16日生。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

今中町長。

○町長（今中富夫） 議第11号について、説明いたします。

現在、教育委員会委員を務めていただいております奥田悦夫氏の任期が9月の末でございます。再度、氏のお力をお借りしたく、再任を求めるものでございます。なお、本人の略歴につきましては、お手元に提出のとおりでございます。

同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

康村委員。

○7番（康村昌史） 何点かお尋ねいたします。

先ほど、町長が再任を求めたいとおっしゃいました。そこで、私は一般質問にも今回、この教育委員会について、いろいろ聞きたいことがありましたので、一般質問にも入れている中で今ちょっとお尋ねしたいと思います。

まず、この教育委員会というのは、この上牧町の教育委員会について、組織の内容について少しお話を聞きたいと思います。

まず、人数、それから任期、そのへんをまずお教えいただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 人数は5名で、任期は4年でございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） 5名で任期は4年ですね。

○教育部長（竹島正智） はい。

○7番（康村昌史） わかりました。

今回、二人の方が議案として挙がってきましたが、それ以外の3名の方は個人名とか出していただけるのでしょうか。あと任期が何年とか、そのへん教えていただければ、ありがたいです。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 手元に資料を持っておりませんが、任期はいずれも9月末で

すけれども、年が違うということです。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） この奥田悦夫先生なんですけれども、当然、私の大字に住まわれている本当に立派な方です。しかしながら、今まで教育長もされていると。そんな中で、やはり、いかにその教育界において経歴も本当に素晴らしいと。人望等も本当に立派な方だとは思いますが、やはり、その後身を育てる、あるいは教育委員会の活性化という観点から、やはりその新しい、もっと若い方を登用すべきではないかというのが私の意見であります。

そのへんについて、いかがですか。

○議長（東 充洋） 町長。

○町長（今中富夫） 今、康村議員のほうからの意見でございますが、当然、我々もそのことは十分理解もしております。今回1名につきましては、新しい人を選任をしたいということで議案として出さしていただいております。ただ、現在の教育行政、大変いろんな問題で厳しい事柄が続いております。我々といたしましては、新しく今、教育長もお変わりになっておりますし、いろんな問題をこれからやっぱり解決をしていく、いろんな問題で先生とも協議をしていく、また、近隣の学校との問題、人事の問題、いろんな問題があるわけでございますので、奥田前教育長でございますが、まだまだお元気でございますので私としては、もう1期お力をお借りしたい、そういうことで再度お願いをするものでございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） 最後に、もう1件お尋ねしたいんですが、この教育委員の選任についてなんですが、僕の考えるには、まず、教育委員会の中で、もう任期がこられるということで、誰かを選任するんでしたね、選ぶと。この方を教育委員にどうかと。で、それを議会に諮ってまず、その許可をいただいて町長が任命するのか、教育委員会でこの教育委員を選びたいというのは、まず町長のほうへ行って、それから議会のほうに謀られるのかをお尋ねします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 町長が選ばれて、議会の同意を得るという形になっております。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） ということは、教育委員会からまず、この委員を選ぶというのが出てきて町長が任命するという、それで良いんだというふうに解釈していいわけですか。あるいは、町長が探してくるわけですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 教育委員会が探すのではなくて、町長が適任者を探してくるということでございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） わかりました。

終わります。

○議長（東 充洋） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案どおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。



#### ◎議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第22、議第12号 教育委員会委員の任命について、これを議題いたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第12号 教育委員会委員の任命について。

教育委員会の委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

平成23年9月5日提出 上牧町長 今中富夫。

記 北葛城郡上牧町片岡台2丁目2番地17 小泉武司 昭和14年5月18日生。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

今中町長。

○町長（今中富夫） 議第12号について、説明いたします。

現在、教育委員会の委員を務めていただいております黒松和吉氏が体調不良のため、教育委員会の委員を9月の末で辞職をされます。今回、欠員に伴いまして、小泉武司氏を任命するものでございます。なお、本人の略歴につきましては、お手元に提出のとおりでございます。

同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。



#### ◎選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（東 充洋） 日程第23、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、これを議題といたします。

職員に依頼書を朗読させます。

○議会事務局長（下間常嗣） 上選第235号 平成23年7月20日

上牧町議会議長 東 充洋殿

上牧町選挙管理委員会 委員長 辻本三郎

選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うべき事由の発生について

平成23年10月2日付けで、上牧町選挙管理委員会委員及び補充員の任期が満了しますので、速やかに選挙を行われたく、地方自治法第182条第8項の規定により通知します。

○議長（東 充洋） 上牧町選挙管理委員会委員及び補充員は、平成23年10月2日に任期が満了となります。

よって、地方自治法第182条第1項及び第2項に定められておりますとおり、議会が委員及び補充員の選挙をすることになっております。なお、定数はそれぞれ4名で、任期は4年です。

お謀りいたします。

委員及び補充員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

まず、選挙管理委員会委員には、

市岡キヨ子君、上牧町松里園3丁目16番7号、昭和16年4月25日生まれ。

小谷洋子君、上牧町大字上牧816番地（105-33）、昭和29年10月6日生まれ。

小林三紘君、上牧町片岡台1丁目3番地6、昭和19年5月4日生まれ。

出川忠次君、上牧町大字上牧377番地、昭和19年9月29日生まれ。

以上の方を指名します。

ただいま指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4名の方が、選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、補充員について行います。

選挙管理委員会補充員には、次の方を指名します。

第1順位 吉田義雄君、上牧町服部台1丁目2番21号、昭和13年1月10日生まれ。

第2順位 足立悦雄君、上牧町桜ヶ丘3丁目23番2、昭和11年4月22日生まれ。

第3順位 今中久男君、上牧町大字上牧2990番地2、昭和14年11月27日生まれ。

第4順位 西田久美子君、上牧町桜ヶ丘1丁目20番地14、昭和27年3月12日生まれ。

以上の方を指名します。

ただいま指名しました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した4名の方が、順序のとおり選挙管理委員会補充員に当選されました。



#### ◎決算特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長(東 充洋) 日程第24、決算特別委員会の設置及び委員の選任について、これを議題といたします。

お謀りいたします。

平成22年度決算案件につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、5名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、平成22年度決算案件につきましては、5名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法であればよろしいでしょうか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長（東 充洋） 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議ないようですので、私の方で選任させていただきます。

暫時、休憩いたします。

休憩 午前 11時 26分

再開 午前 11時 27分

○議長（東 充洋） それでは再開いたします。

先ほど設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第7条第1項の規定により、1番、堀内議員、2番、長岡議員、5番、石丸議員、6番、木内議員、10番、吉川議員、以上5名の方を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました5名の方を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

決算特別委員会におかれましては、委員長、副委員長を互選の上、報告願います。

それでは、暫時、休憩いたします。

休憩 午前 11時 28分

再開 午前 11時 29分

○議長（東 充洋） それでは再開いたします。



◎決算特別委員会正副委員長の互選結果について

○議長（東 充洋） 決算特別委員会の委員長、副委員長を互選いただきましたので、ご報告申し上げます。

決算特別委員会の委員長に堀内議員、副委員長に長岡議員であります。

---

◇

◎諸般の報告

○議長（東 充洋） 報告いたします。

すでに、お手元の方に配付されていると思いますが、平成22年度の決算成果に関する報告書、健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告書、財政健全化計画完了報告書が町長から提出されておりますので、ご報告申し上げます。

---

◇

◎認第1号から認第8号、議第1号から議第9号の委員会付託

○議長（東 充洋） 以上で、本定例会に提出されました議案の説明は終わりました。

お謀りいたします。

ただいま議題となっております認第1号から認第8号、議第1号から議第9号については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託し、一般質問については理事者側の答弁を含め1人1時間以内とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また、一般質問については1人1時間以内とすることに決定いたしました。

---

◇

◎散会の宣告

○議長（東 充洋） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午前11時31分

# 平成23年第3回（9月）上牧町議会定例会会議録

## 議事日程（第2号）

平成23年9月13日（火）午前10時開議

### 第1 一般質問について

1番 堀内英樹

7番 康村昌史

3番 辻誠一

11番 服部公英

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	堀内英樹	2番	長岡照美
3番	辻誠一	4番	吉中隆昭
5番	石丸典子	6番	木内利雄
7番	康村昌史	8番	富木つや子
9番	芳倉利次	10番	吉川米義
11番	服部公英	12番	東充洋

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	教育長	浅井正溢
総務部長	田中一夫	都市環境部長	外川武彦
住民福祉部長	塚尚起	水道部長	杵本和敏
教育部長	竹島正智	保健福祉センター館長	高木雄一
秘書課長	藤岡達也	総務課長	池内利昭
まちづくり推進課長	西山義憲	住宅土地管理課長	和田潤一
環境課長	田中雅英	生き生き対策課長	吉川師郎
保険年金課長	五藤博行	上下水道課長	大東四郎
教育総務課長	為本佳伸	社会教育課長	吉川淳

---

職務のため議場に参加した事務局員

議会事務局長	下間常嗣	書記	山下純司
--------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（東 充洋） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◇

◎町長の報告

○議長（東 充洋） 一般質問に入る前に、町長より台風12号関連について報告がございます。町長、説明を求めます。

今中町長。

○町長（今中富夫） 今回の台風12号による南部の応援体制でございますが、本日、午前6時に北葛の町村会が広陵町に集合いたしまして、広陵町から北葛町村会として各町1名ずつ、広陵町の給水車、それと上牧町から車を1台出しまして、本日から4日間、十津川村に給水の応援に入るといふことで出発をさせていただきました。国道168号線が通行止めという形になっておりましたが、ようやく、緊急車両もしくは救援部隊については通行を許可ができるような状況になりましたので、今日から4日間、北葛町村会、十津川村に給水の救援に入るといふことで、出発をいたしておりますので、皆さん方にご報告をさせていただきます。

それとあわせて、南部の義援金の募金箱を庁舎、それと片岡台出張所、2000年会館に設置をさせていただきました。皆さん方にもぜひ、義援金についても協力をお願いを申し上げまして、一応報告とさせていただきます。

---

◇

◎議事日程の報告

○議長（東 充洋） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

---

◇

◎一般質問

○議長（東 充洋） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いします。



◇堀内英樹

○議長（東 充洋） それでは、1番、堀内議員の発言を許します。

堀内議員。

（1番 堀内英樹 登壇）

○1番（堀内英樹） 皆さん、おはようございます。1番、堀内英樹です。

初めに、野田新総理が9月9日に台風12号の被災地を訪問、想像を超える災害、つまり、想定外の災害と感想を述べました。3月11日の東日本大震災、津波災害、原発事故においても、想定外で予測を超えたという表現で責任逃れ、言いわけの材料に使われました。早くも、2011年流行語大賞の有力候補に挙げられるありさまであります。しかし、私は、この想定外という言葉が責任逃れの免罪符に使われているように感じてなりません。失敗学の草分けであり、福島原発事故調査委員長でもある畑村洋太郎教授がこのほど、『想定外を想定せよ』という書物を出版されました。想定外というこれまでの常識を見直すことを提言しておられます。私は全く同感であり、我が上牧町においても、これまでの常識にとらわれずに、あらゆる分野で、想定外を想定する取り組みを推進されるよう提起しておきたいと考えております。

それでは、本論に入らせていただきます。大きな質問の1であります。国民健康保険税、略称国保税といいますが、この見直し方針について、その1、ことしのタウンミーティングで「町長さん、私ら、殺すんですか」といううめき声が聞かれました。上牧町の国保税が、近隣他町に比べて割高であると指摘されていることについて、町長は、どのように受けとめておられるのか。

その2、国保制度は、医療皆保険の最後の受け皿として、共済の色彩が濃く、趣旨からして会計は均衡状態が保たれることが望まれます。平成22年度決算でも黒字が累積していることについて。

その3、被保険者の所得から見た過重負担、近隣他町との比較での不公平感、会計黒字の累積増から考えて、負担減を求める住民意見が多くあります。国保税の見直しに取り組む方

針について、町長の所信をお聞かせいただきたいのであります。

大きな項目の2であります。公有財産管理台帳デジタル化事業について。その1、国の緊急雇用創出対策で、平成22、23年度にわたり、公有財産管理台帳デジタル化事業が継続して実施されています。事業内容、事業費、進み具合について。

その2、デジタル化事業の取り組みによって、公有財産の管理方式が大きく変わるものと考えます。この事業によってどのような具体的成果が得られるのか、資料に基づいて説明されたい。

その3、デジタル化方式による事業成果は、従来のアナログ方式と違って、他の行政分野での多様な活用が期待されます。今後の活用への取り組みについて、方針をお尋ねしたい。

大きな項目の3、ホームページと広報紙の改訂作業について。その1、平成23年度予算にホームページ改訂作業の委託料が計上されています。どのような方針で改訂作業が進められ、どこまで進んでいるのか。

その2、全国自治体のホームページには、それぞれのねらいと特色があります。上牧町においては、そのねらいと特色をどのように出されようとしているのか。

その3、町の広報手段として、ホームページと並んで広報紙が欠かせません。この機会に、あわせて、「広報かんまき」の改訂作業に取り組まれることを提案しますが、考えをお聞きしたいのであります。

以上が私の一般質問項目です。質疑は一問一答でお願いし、再質問は質問者席で行わせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） それでは、最初のお尋ねから答弁どうぞよろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 町長。

○町長（今中富夫） 堀内議員の国民健康保険の問題について、お答えをさせていただきます。

友が丘でタウンミーティングをさせていただいたときに、あるご婦人の方から、堀内議員がおっしゃった、そのものずばり質問がございました。国民健康保険、言うまでもなくご存じでございますので、これは特別会計、やっぱり医療費に見合う保険料を徴収するという会計の制度でございます。それができない場合には、一般会計から補てんをしていくというのが、原則でございますが、医療費が片方でどんどんどんどん伸びてきている、そういう中で、上牧町としてもどのようにしていくかという中で、国民健康保険税の見直しをさせていただいた。今、現在、国民健康保険といたしましては、財政調整基金として、積立が約2億8,000

万円積み上がっている状況でございます。このような状況の中で、このまま、友が丘でご婦人の方がおっしゃられたことをこのまま続けていくということについては、いろんな方面から上牧町は国民健康保険税が高いという声を、私も直接聞いております。今後、このような財政調整基金の問題と、今後の会計の見通し、こういうものをしっかりと立てながら見直しは行う必要があるのではないかなど。ただ、医療費はどんどん伸びていくわけでございますので、この部分をそれぞれ住民の方々にご理解をいただかんと、医療費は伸びていって保険税を下げってしまうということになってまいりますと、バランスがとれなくなるのは確実にございますので、2億8,000万円の財政調整基金があるとはいえ、恐らく一、二年で食いつぶしてしまうような事態になるだろうなど。こういうことを回避する必要があるわけでございますので、しっかりと財政の見通しを立てる、国民健康保険の財政計画をしっかりと立てていく、その中で、住民の方々にも健康で過ごしていただけるような、事前な体のケアというのにも必要でございますので、そういう取り組みもしっかりとこれからやる必要があると。いろんな問題点があるわけでございますので、そういうものを絡み合わせながら、国民健康保険税の減額、見直しについて取り組んでいきたいなというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 今、町長から基本的な考え方を述べていただいたのですが、友が丘のタウンミーティングで町長も大変厳しい表情で聞いておられました。印象に残っております。少しそのときの、出たお話、もう1つ個別のケース申し上げますが、私の友人は、「もうこんなところでは生活できない、今まで蓄えたお金をほとんど使い切ったから、もう上牧町には住めない」と上牧町から転出されました。というお話も、町長、ございましたよね。覚えておられると思うのですが。このケース、私も少し聞いてみました。そうしますと、遺族年金を受給しておられる、ご婦人の方でね、そして持ち家の資産がございます、で、ひとり住まい、こういう例なんですね。最近、こういう例が私ども住まわせていただいております桜ヶ丘でも、かなりふえてきました。これを国民健康保険税にちょっと置きかえて考えますと、どういう問題があるかということ、所得に占める負担割合、これが大変重い。それからもう1つ、上牧町これ独特なんです、高い資産割、資産割が他町に比べてかなり大きい、この2つがあるように思います。この点は、担当部長、住民福祉部長、どのように受けとめられますか。いかがですか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 近隣と比べてどうなのか、ということでございますけれども、

国民健康保険税の税額決定に係ります所得割部分、資産割部分の比率は、他の団体と比較しますとかなり高い比率となっております。また、応益部分の均等平等割部分につきましても、高いという位置、上位の部分に位置されております。ちょっと、わかりやすく答えさせていただきますと、例として、近隣の河合町ですね、他町と比較いたしますと、現在41歳で配偶者及び子どもが2人の家庭で所得が200万円とした場合の国民健康保険税を試算しますと、上牧町の場合は、47万6,320円でございます。同じ条件で、河合町の税率で試算いたしますと、41万3,820円、その差が6万2,500円ということでございます。以上が現状でございます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 今、事例も挙げていただきましたが、割高であることについては、これはもう、否定できません。そこで、決算特別委員会でも審議されたんですが、国民健康保険税ですね、先ほど町長も財政調整基金が2億8,000万円積み上がっているというお話をなさったのですが、決して今の医療費のこの状況から見ると楽観できないと、こういう慎重な考え方の下に、これまでどおりいかないだろうと、こういう考えを述べられたんですが、まず、この平成22年度決算で黒字が累積したことを、この点もう一度ちょっと整理して、皆さんと一緒にこの問題もやはり見ておく必要がございますので、要点だけお答えいただいたらありがたいです。よろしくお願いします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 本年度の黒字決算となりました要因でございますが、大きな要因といたしまして、まず、歳入部分では前期高齢者交付金、この過年度分、平成20年度分につきまして、過去年度におきまして概算の分でございますけれども、今回精算交付として、追加分と調整分を合わせまして、約1億4,000万円の交付を受けました。これは、平成20年度に創設されました部分で、基本的には前期高齢者に係る医療費補助でございますが、保険者間の前期高齢者の偏在によります負担均衡の調整分でございます。また、徴収努力によります税收の伸び、それと歳出部分では、医療費につきまして、平成21年度に比べまして、14%の伸びがございますが、予測より支出額が下回ったことが重なって大きな黒字となったということでございます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） その中で、これは担当課長からもお話ありましたが、実際に単年度での純粹なというか、ネットでの黒字というのは3,000万円程度だと。大して、単年度で中身を見るとそんなに、億単位の黒字が出ているわけじゃないんだと。これはもう、臨時収入と考え

てもらいたいといったニュアンスの説明がありました。私もそのとおりでろうと思います。

もう1つ、ここへ来て収納率ですね。一般医療分、現年度で92.3%、これは今までないレベルです。かなり改善されたということがあったと思います。

それと、もう1つ、これは否定できません。住民の方々の気持ちの中にはあるのは、平成20年度に国保税の改定が行われております。これは、後期高齢者の支援金を出さなきゃならないということで改定されたんですが、この辺の要素もここへ来てじわっとかなり数字として積み上がってきているように思いますが、その点は、部長、いかがですか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 国保会計の特徴といたしましては、複数年の会計の動向を分析しないと、実際の黒字額は、幾らであるかというのが算出できないところもございます。大変難しい部分となるんですけども、ここ数年の決算は単年度収支で黒字ということでございます。その事実から見ますと、おっしゃる部分の要因もあるものと考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） この累積黒字の件は、ご説明いただいて、私なりに理解させていただきました。最初の方、町長、ちょっと触れていただいたんですが、国保税の見直しですね、このところは、町長どうですか。その、かなり慎重な言い回しでおっしゃったですけども、この後、どういう手順で、スケジュールで、やろうとなさっているのか。あるいは、また、平成24年度には、来年度にはもう、多少なりとも手直ししようと考えておられるのか。その辺は、町長、いかがですか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、部長からお答えをさせていただいておりますように、まず、臨時的な部分、こういうのは、別にして、それぞれ単年度の収支がどうなのか、というのがやっぱり一番重要だろうというふうに思います。先ほど、堀内議員の方から、おおむね3,000万円程度は黒字となっているだろうなというふうに、担当課長からお答えがあったということでございますので、今のところ、おおむね3,000万円から5,000万円程度の間では、単年度としては、黒字化になっているということでございます。ただ、これも医療費が伸びると、もうそんなものはすぐふっとんでしまうわけでございますので、これから、そういう動向も見定めると、できるだけ住民の方々に事前に検診を受けていただくとか、健康体をつくるためにいろんな活動をやっていただく、こういうことが一番大事だろうというふうに思います。

ただ、それだけでは、ちょっとこれ、今の住民の方々の不満を解消するわけにはいきませ

るので、ただ、奈良県としては、国保の一元化、この話が出ております。平成27年度を目途に一元化しようというような声がありました。後期高齢者の問題、今かなりややこしくなっておりますので、おそらく平成30年度程度まで伸びるのではないかなというような意見も出ておる中でございますので、我々としては、そういう動きをしっかりと見定めて、今から約六、七年あるわけでございますので、極端に、例えば2億8,000万円程度、これを3億として、例えば6年間5,000万円ずつ取り崩したら、そこまで十分いけるじゃないかなというような考え方も起こるわけでございますが、ただ、その期間に大きく医療費が伸びるということも考えられると、そういうこともしっかりと踏まえまして、今、担当部長、担当課長に財政計画、見通し、ここ数年の見通しを今、つくらせておりますので、そういうのをしっかりと見て、国保運営協議会、また議会の皆さん方にもお諮りをさせていただいて、できたら平成24年度から見直せるものであればしっかりと見直す必要があるのではないかなというふうに、今考えておるところでございます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 町長、私、そんなにね、どんと改定する余裕もありませんし、またそれを無理してやると後大変ですから、せめてもの改定は、24年度ぜひ実現させていただきたい。それをお願いしたいと思います。それと、広域運営の話が、今、町長から出ましたが、私、もう1つ、町長の立場でぜひ、これは国の法律改正、あるいは制度設計が必要なんです、法律をつくったり必要なんです、所得をしっかりとつかむ、捕捉する制度、つまり今出ているのは、国民番号制度ですね、これもいろいろ批判ございます。懸念する材料もありますが、しかし基本的には、私、所得をきっちりつかまえていくということからいうと、いわゆる十五三の解消の話です。前にもこの場所で申し上げましたが、これも、町長ぜひ進めていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） その話も以前から出ております。私も、やはりそういうことからいくと、国民総背番号制、これは議論、賛成反対いろいろあるわけでございますが、しっかりといろんな情報なり、いろんなものを整理していく、つかんでいくという上においては、やっぱり有効な手段であるというふうに考えておりますので、そういう部分についてもこれからしっかりと話ができるのであれば話をしていきたいというふうに思います。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 国保税については、これだけで議論しますと、もう、半日、一日あって

も足りないぐらいの論点があるのですが、1つ申し上げたいのはやはり、国保制度は、上牧町におけるセイフティネットとしての重要性というのは大変重いですから、そういう気持ちでぜひ、この改定問題あるいはまた運営問題ですね、医療費の削減等の問題も含めて取り組んでいただくようお願いして、次の公有財産管理台帳デジタル化事業についてのお尋ねに移らせていただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） まず、①の方のご質問の事業内容、事業費、進みぐあいについてどうかということでございます。お尋ねの事業につきましては、平成22年、23年度の2カ年にわたりまして、国の緊急雇用創出事業の補助金を活用しまして行っております。内容につきましては、段階的な整備といたしまして、土地建物の公有財産台帳の精緻化を図っていくということを目的といたしまして、固定資産台帳、地番図や、あるいは航空写真等を活用いたしまして、既存台帳の整備作業を行っていく事業でございます。

まず、事業費につきましては2,730万円、100%国の補助金でございます。また、進捗状況につきましては、現在、既存台帳と固定資産台帳の照合作業、また不明地番の法務局調査等がほぼ完了したところでございます。現在、この事業において、これまで把握しておりませんでした不明土地や、これまでに把握しておいた施設の面積、そういったものが今回の調査で少し相違点が出てきております。そういった問題点が数十カ所に上がってきておりますので、今後、そういったものの調査、経緯ですね、行いながら進めているというところがございます。不明土地というような用語をここで使用しておるわけでございますけれども、これにつきましては、土地がなくなったとか、地番が消滅したとかということではなく、面積や形状、または地目、所有者等の確定ができていない土地について、総称して、不明土地ということ考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 今、この事業の概要を説明いただいたんですが、これも本当に今の時代の財産管理としては、私、非常に有効な事業だと思うんです。たまたま財源が緊急雇用対策事業ということで、国からの補助金が活用されているんですが、ぜひ進めていただきたいと思います。今、既に部長から、私、次にお聞きしようと思っただけなんですが、不明土地という表現で、まあもう少し広く言えば、平たく言えば、まともでない土地とよく言っているんですが、つまり瑕疵のある公有財産ということですね。例えば、今、部長からも出ましたように、所有者がわからないとか、あるいは境界がわからないとか、実測ができないとか、あ

るいは登記ができてないとか、あるいはまた権利の存在とか、未解決の問題とか、いろいろ、この不明土地という表現の中には含まれているんですが、今、数十カ所という話だったんですけど、この実態というか、すぐ処理はできないけども、この程度あるんだというような実数はもう把握しておられるんですか。その点、いかがですか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） この点につきましては、現在、23年度でパソコン等の購入をいたしまして、作業を進めているところがございますけれども、確定した部分と議員がおっしゃったような不明土地について、2つに分けた作業で進めております。それで、不明土地については、実数として何筆ということは、例えば、財政問題で今、いろいろと協議していただいている小集落の跡地の部分がまだ不明な点もたくさんございますので、そういった形で実数として確定な数字はつかんでおりません。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 今、言葉で大体こういう事業だという説明いただいたんですが、私、資料請求申し上げました中の1の6に、この資料、具体的なサンプルをお願いしたいということをお願いしました。これに基づいて、どういう成果が得られるのかということをもう少し具体的に教えていただければありがたいのですが、どうでしょう。この資料です。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 資料、何ページかございますけれども、この部分について、質問の②のどういった成果があるのかということでもちょっと連動いたしますので、その部分を触れてさせていただきます。まず、公有財産の財産に関する調書ということで、一筆ずつ、また一建物ずつについて、帳票のサンプリングができるということで、各種の帳票また所管の課がいろいろと持っている、そういったものについて抽出が可能になると。この資料につきまして、この部分につきましては、1つの例といたしまして、この庁舎の建物あるいは土地について資料を出しております。1枚目につきましては、本庁舎の面積あるいは建物の面積、そういったものを帳票サンプルとしては出せると。建物と土地について別々にいたしまして、まず建てた年月日からずっと、工事費、それから減価償却からずっと年度ごとにおっていけるという形で現在の資産の状況が一目でわかるのではないかと、これは土地についても同じでございます。それと、次の3枚目になるんですけども、これは航空写真から取り上げたものでございますが、この地番図等を利用いたしまして、航空写真に地番図を合成して落としていって、その形についていびつなものであればこれは訂正していくとか、

そういう間違いについて確定できていくものではないかなと思っております。もう1枚については、同じ形でございますけれども、それをそのまま、地番図で落としたもので、先ほどから申し上げております不明土地等についての記載ということができるということでございます。これは、次に申し上げます図面の出力サンプル、サンプリングということで、個々に毎日動いております各課、所管の土地建物について、すぐに対応できると、抽出ができるという、利用目的ができますので、適宜、そういう調査ができるという利便性がございます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） もう1つ、この事業、緊急雇用対策という経済対策の側面があったんですが、もう1つ、ここでしっかり皆で共有しとかなきゃいけない話、ちょっとこちらから申し上げます。それはやっぱり測量と登記の制度で大きな変更ございましたね。たしか、14年4月には、測量法改正になってます。それから、15年8月に土地家屋調査士法改正、これが施行されています。それで、最後にもう1つ大事なものは、17年3月、不動産登記法改正がございました。これ、一番大きな点は、今皆さんも車でよくお使いになっているGPSですね、GPSの測位、つまり3つの衛星で位置を確定するという、簡単に言えばそういう方法なんですが、世界共通座標で測量をし、しかもこれでなければ登記もできないよと、ここまで変わりました。こういう点が非常に私は大事だなと、この技術的な話ですが、このところもやっぱり、ここまで変わってきてるんだということで、これからこの管理台帳をどういうふうに使っていこうかと、応用していこうかというところにつながるんですが、その点は、私今申し上げた認識で間違いございませんか。いかがですか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） おっしゃるとおり、そういった形で諸々の法律等が変わってきております。GPS並びにGIS等の活用によりまして、不動産の評価等も当然そこに入ってくるわけでございますので、今おっしゃったような考え方で進めてまいりたいと思っております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） そこで、この③に書かせていただいたんですが、今後の活用への取り組み、ほかの分野でもいろんな取り組みが、利用ができますよと、思うんです。その点は今後、どのようにこのデジタル化した管理台帳を活用しようと考えておられるのか。この点いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 今のデジタル化事業につきましては、まだ、完全ではございませんので、まだ時間はかかるかなと思っておりますけれども、先ほどから述べております、こういった事業の推進を一日も早く確定しながら、公有財産の管理に向けることがこれから国の方でも言われております新会計制度についての評価部分が大きくかかわってくると思っておりますので、一日も早い構築が大事であると考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） それと、先ほど資料で説明していただいたことから言いますと、さらに固定資産課税台帳、これもよく似た形で今、作業進んでますね。これもかなりデジタル化されています。それから、路線価との連携も当然出てくるだろうし、住民への、これは住民の皆様にも、我々も含めて大いに活用させていただきたいと思っておりますから、住民への情報提供、ここが割と簡略化してしかもかなり利便よく使えるのではないかなと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 最終的には、そういった形になろうかとは思いますが、今の段階では、それぞれ私の所管では道路台帳のデジタル化等もやっております、それぞれの課で今、個々に進めております。それを一体化ということを最終的な目標にして、今、議員がおっしゃったような使い勝手のいいシステムにやっていきたいというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） まあ、今ばらばらでやってますからね。それぞれ、動機も違えば、入り口も皆違いますから、ばらばらでやってるからそのところは、町としても、時間かかって、将来的にはきちっと一元化していただいて、住民も含めて利用しやすいように、ぜひ工夫して取り組んでほしいと思います。それはもう、指摘だけにとどめさせていただきます。

それでは、大きな項目の3でございますが、ホームページと広報紙の改訂作業なんですが、順次答弁をお願いいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず、1点目のどのような方針でホームページの改訂作業を進め方、そしてどこまで進んでいるのかということになりますけれども、今回のホームページの改正につきましては、従来よりいろんなご意見いただいておりました。近年、ホームページといえますのは、町の顔でもありますし、また行政サービスの一番の窓口かなというふうに思っ

ております。方針の大きなくくりなんですけれども、これは基本的にだれでも簡単にアクセスできるように、それを基本にシステムの構築を行っております。それに加えて、今中町長が就任当時からマニフェストの大きな1つとして掲げております開かれた行政の実現ということで、情報の公開、この共有という部分でシステムの構築も今現在行っております。進捗状況なんですけれども、現在、ホームページのアクセスの分析が終えた状況でございます。これから、各課の方と協議をしながら、どのような情報を掲載するのかという段階でございます。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） そうしますと、まだもう少し時間かかると思うんですが、新しいホームページ大体いつごろ、ぱっとう、入れかわるといふか、公開される予定なんですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今、掲載する原稿の情報処理を行っております。その情報をどのような形で抽象的な文章等々をシステムの中で構築して、今の予定では12月ぐらいに、できれば構築を完了したいなと思っております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 少し、どういうんですかね、私も決してパソコンに明るいわけじゃございませんが、多少技術的なことなんですけれども、お聞きしたいんですが、サーバーの設置どうされるのか。それから、編集ソフトですね、どのようなものを使われるのか。そして、もう1つ、ついでに聞きますが、今、クラウド環境のコンピューター、コンピューターのクラウド環境ですね、急速にここへ来て広がってます。そこは、どういうふうに、これを使われるのか使われないのか、その辺3点ほど、教えていただけませんか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず1点目のサーバーですね、これは一番今回ホームページの中で、以前から問題がございまして、110メガバイトという本当に弱小な状況でございましたので、これを今の予定では50ギガ、約500倍ということで、容量を大きくしたということでございます。

ソフトにつきましては、以前は、担当が通常の汎用のソフトを利用しまして、どうにか工夫して現在まで来たという状況でございますので、これは専門の方でシステムの開発を今やっております。

それと、もう1点クラウドなんですけれども、今、クラウド2市5町で立ち上げて進めてい

るわけなんですけども、今基本的なものは、行政事務の基本をまずクラウドの中で調整しようということでございますので、ホームページ等につきましては、これからその中での協議事項になるのかなというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 今、サーバーの話、出たんですが、サーバーはどこか自前で庁舎内に置かれるんじゃなくてレンタルされるんですか。それとも、庁舎内に設置されるんですか。その点はどうでしょう。

○議長（東 充洋） 秘書課長。

○秘書課長（藤岡達也） ちょっと私もホームページの件、余り詳しくはないのですが、サーバーの件ですが、アマゾンでレンタルするという方式で行く予定でおります。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 詳しくなっていたきたい。大いに勉強して。担当課長、あんまり自信ないこと言われたら、我々の自信なくなりますので。これに関しては専門家やと言うてもらった方がありがたいのでね。

それでは、2番目なんですけど、最初に部長の方から簡単にだれでもアクセスできる、それが町長の基本方針である開かれた行政という点での情報の共有、この2点というお話が出たんですが、その2に行かせていただきますが、全国ほとんど自治体ホームページできております、千差万別なんです、もういろんなのがあります。この中でねらいとしては今、2つ出たんですが、これはまあ、テーマ的な話としてはこれでわかるんですけども、もう少し具体的にこういうことをねらっていきたい、あるいはこういう特色を上牧町としても出したという面はどうでしょう。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今、おっしゃったように全国的なホームページの傾向は、今、おっしゃった内容と同じでございまして、当該市町村の観光、それと産業、文化等々を発信しまして、地域の活性化してるという状況でございます。本町におきましては、先ほど説明させていただきましたように、本当におくれていたといえますか、他の市町村に比べて、相当おかれておりましたので、今回、その辺の環境をまずつくる、いろんな要望があったときにその要望が聞ける状況にするということで、まずホームページの充実を図っていきたいと思っております。それに加えて、もう1点大事なことは、今まででしたら、行政主体の情報発信ということでございますので、これは各住民間の住民活動に寄与してなかったわけでござ

いますので、住民間の活動がより活発になるような形での情報をできるだけ発信したいと考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 確かに、このホームページ、いろいろございましてね。我々も市民の声という大変つたないホームページでございしますが、実際に立ち上げさせていただいて管理しているんですが、なかなか難しいです。難しいんですが、あと、私やっぱり住民が見やすいというのが、非常に、一番先に大事ななと思っておるんです。利用されるの、住民ですから。それから、情報の話、これは先ほど出ておりますから、役場の明らかに総合窓口そのものですから。あとは、今、住民間のお話が出たんですが、やっぱり住民と行政との双方向性というかな、交流、意見交換あるいは情報交換等がしやすい形というものも非常に大事ななと思います。それと最後に、今の時代ですから、余り古いのは、皆さん余りごらんになりません。やっぱり書きかえやすいというか、もう毎日でも、あるいは担当者以外でも、あとでちょっと申し上げたいのですが、町長自身が本当に書きかえできるぐらいのものを考えていただいた方が私はありがたいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今、おっしゃったこと、当然基本的な部分でございしますので、それも十分考慮いたします。それともう1点、今おっしゃった双方向性、これも一番大事な、今回のホームページの中で考えておりますので、それについても十分検討して対応できるようにと思っております。それと、もう1点、通常、行政事務につきましては、総務省の方でいろんな形で定義づけはされておるんですけども、このホームページにつきましては、一切ございません。総評的に言いますと、やはりこの部分については、行政がいかにも本気で行政事務をやっているかという部分でございしますので、できるだけ近隣に遜色のない、またはそれ以上のホームページを立ち上げて、今後十分活用していきたいと思っております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） もう1つ提案がございまして。町長、町長室のページ、ぜひつくっていただきたいと思うんです。ホームページの中にね。町長のメッセージであるとか、あるいは町長の予定とか活動状況、これも住民さん、非常に関心があります。町長のまた直行メールといったもの、こういったものを含めた町長室のページ、ぜひ、私、立ち上げてほしいと思うんですが、町長いかがですか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、堀内議員の方から、住民さんが大変関心を持っておられるということですので、自分の考えていることでありますとか、ちょっとしたメッセージ的なもの、そういうものも、今タウンミーティングということでやらせていただいておりますが、これはまあ1年に1回のペースでございますので、それ以外の中で、いろんな機会をとらえていろんなお話をさせていただいておりますが、そういうホームページ、いろんなものを通じて、またメッセージ性というのを発信していきたいなというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） よろしくお願ひします。それでは、その3の③の「広報かんまき」の改訂作業なんですけど、この機会にぜひ、取り組まれてはということでご提案申し上げているのですが、いかがでしょう。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 町のホームページも重要な情報発信の媒体でございますが、広報紙につきましては、地元住民の基本的な情報発信の位置づけだと思っております。今、改正の提案をいただいておりますが、まず、紙ベースとしての媒体とデジタル媒体、これをできるだけ分離するといいますか、理解して行わなければならないと思っております。紙ベースの情報につきましては、全体を素早く把握できる、一覧性の利点がございます。それと、デジタル媒体におきましては、確かに量的には多いですが、パソコンの習熟度によりまして、情報の収集等々が相当差がございまして、この差をできるだけ理解して今後、広報紙の中でどういうふうにするかというものが課題になってくると思います。広報紙とホームページの双方を基軸にしまして、できるだけ情報を発信したいと思っておりますけども、やはりこれは親しみやすい、また、わかりやすいということが基本でございますので、今言いました紙ベースでの媒体、デジタルでの媒体、これをできるだけ整理して、どういう形で進んでいくのかということで、いろんなご提案いただいております。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 一、二点、ちょっと感じていることを申し上げますと、確かに、部長おっしゃったねらいで、あるいはまた特色で今まで編集してこられてるんですが、足りない部分は、町からのメッセージ性という点では少し物足りないんです。これは、私自身も感じますし、それから、いつも「広報かんまき」いただきますと、私、外へ出かけていくときに持って出るんです。それで、他町の人とか、他府県の方に、東京なんか行くとき割と持って行くんです。それで、見てもらうんです。そうすると、やっぱりいろんな意見が出てきます。

その中でやはりメッセージ性という点、特に、町長がどんなことを考えて上牧町を舵取りしようと考えているのか、そういった点とか、さきにタウンミーティングの報告なんか、かなり詳しくなされたんですが、この間なされたんですが、その中でもやっぱりもう少しこう、メッセージ性のあるものをぜひ入れていただきたいなというのが1つ。それと、ホームページはパソコン当然必要ですから、携帯でも最近読めるようになってるんですが、やっぱり高齢者の方ですね、幾ら普及してきたとしても高齢者の方の利用率は、若い世代に比べて、パソコンの利用率はまだ低いです。そういう意味で、やっぱり高齢者向けのコーナーというか、高齢者を意識したコーナーの工夫が少しあってもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、その点、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） いろいろご提案ありがとうございます。おっしゃったことは、当然今後対応すべき事項であると思っております。それと、今おっしゃったように、積極的な情報ということで、施策に関する積極的な情報提供につきましては、これは町民自身が望んでいることですので、それをすることによって施策の理解をいただけるという部分でもございますので、広報展開ではそれを柱にこれから検討いたします。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） 先ほど、担当部長の方から、上牧町の顔だという表現が出たんですが、ホームページと「広報かんまき」、私も上牧町の顔だと思います。地域活性化をする上ではいづれも大変重要な道具です。したがって、住民が、町外へ出てもやっぱり自慢できるもの、あるいはまた全国に誇れるレベルのものをぜひつくっていただきたいと思うんです。先ほど、私、「広報かんまき」外へよく持って出ると申し上げましたが、いろんな意見ございます。もっと胸張って、ホームページにしろ、ぜひ見てくださいということであるとか、あるいはどやと言って、言えるようなホームページの立ち上げと、それから広報紙の改訂もぜひやっていただきたいと思うんですが、最後に部長、一言お願いします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今、いただいたご意見、ちょっと集約しますと、まず、伝える広報から語り合う広報というご意見だと思います。その辺十分検討しながら、一歩進むように努力いたします。

○議長（東 充洋） 堀内議員。

○1番（堀内英樹） いろいろ申し上げましたが、どうぞよろしく申し上げます。長い時間、

おつき合いありがとうございました。これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（東 充洋） 以上で1番、堀内議員の一般質問を終わります。ここで11時5分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時05分

○議長（東 充洋） それでは再開いたします。



◇康 村 昌 史

○議長（東 充洋） 次に、7番、康村議員の発言を許します。

康村議員。

（7番 康村昌史 登壇）

○7番（康村昌史） 7番、康村昌史でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。一般質問を行う前に、先の台風12号の被害について、少し触れてみたいと思います。自分たちのまちは、自分たちで守るという自主防犯、自主防災は、本当に大事であります。特に、予知が不可能である大地震に備えて、向こう三軒両隣精神で自主防犯、自主防災活動に力を入れてきました。しかしながら、3月11日の東日本大震災による大津波、原発による放射能汚染と想定外のことが起こりました。特にショックを受けたのが、先の台風12号による豪雨被害です。台風は、ある程度予測ができるにもかかわらず、大勢の方々が亡くなりました。人災とまでは言いませんが、壊れたものは直すことができますが、人命はどうにもなりません。自分たちのまちは自分たちで守る、自助共助の精神のために、もっと自主防犯、自主防災活動に力を入れなければならないと痛感いたしております。

それでは、一般質問に入ります。1番、行財政改革についてであります。1、上牧町補助金制度検討委員会について質問いたします。1、上牧町補助金制度検討委員会の設立の目的。2、委員会の内容、いつ、どこで、だれがというようなことを教えていただきました。

いと思います。3番目に、委員会の今後の見通しについて教えていただきたいと思います。

次に、上牧町補助金制度検討委員会がいずれ答申が出てくるとはと思いますが、その活用についてどのように行うかを教えていただきたいと思います。

3番目に、補助金であります上牧町幼稚園就園奨励費補助金について、これを例に具体的に教えていただきたいと思います。

次に、教育についてであります。上牧町教育委員会についてですが、主に子どもたちの教育について質問したいと思います。今年の4月に行われました上牧町議会議員選挙、私の公約と申しましょうか、アジェンダ政策目標の中に教育のことがかなりございます。そこで、教育のことを知るためにも、教育委員会について少し質問していきたいと考えております。

1、教育基本法に則った教育委員会設立の目的。2、教育委員会の内容、いつ、どこで、だれが、どのような方法で行われているのか、その辺を具体的に教えていただきたいと思います。

2番目に、教育というのは本当に難しいですので、この教育がいいのか悪いのかと、僕はそういうことを一切議論する気はございません。本当に難しい問題ですので、それを必ず念頭において質問をいたします。2番目、大阪府の橋本知事が提唱する教育委員会の改革と上牧町教育委員会の今後について、質問をさせていただきます。

再質問は、質問者席で行わせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、上牧町補助金制度検討委員会、この目的について教えていただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 目的について、説明いたします。まず、集中改革プランでの補助金、負担金の効果的執行ということで、毎年削減を行ってきました。その中で、今中町長が就任いたしまして、このような財政状況ですので、健全化に向けて、単独補助金と言っても基準を見直しするようという指示がございました。それに伴いまして、今回、立ち上げたわけなんですけれども、団体に対する補助金等の交付要綱というのは以前からございまして、その内容を見ますと、今行っている補助金をすべて整理して、調整できるのかという、すべての項目にわたって、整備がされておられませんので、そのあたりを基本的な形で検討するというところで、今回補助金制度検討委員会が設置されました。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） 委員会設立の趣旨というんでしょうか、目的についてはよくわかりました。

それでは、その委員会の内容について、構成等詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（池内利昭） 一応、委員会の内容ということで、いつ、どこで、だれがということでございますけども、これにつきましては、昨年の22年10月から月1回で委員会を開催いたしております。今年の5月から月2回ということで、9月1日まで、今直近で16回の委員会を開催していただいております。その中で熱い協議をしていただいておりますけれども、委員の構成につきましては、一応10名ということで、うち推薦委員が2名、公募委員が8名ということで、計10名でございます。その中で、基本的には住民目線の部分の中での協議をしていただいておりますということでございますので、ほとんど全員住民の方の公募をもちまして、一応構成ということで、今、協議をしていただいております。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） よくわかりました。お尋ねしたいのは、あくまでも住民でこの委員会を運営していると、つまり役場の方はお手伝い程度でやっているんだというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（池内利昭） はい。総務課につきましても、事務局という形の中で一応立会はさせていただいておりますけども、今、康村議員おっしゃるように、住民さんが住民の目線に基づいて協議していただいておりますということで、住民さん本位で、今、協議をしていただいているというところでございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、もうちょっと具体的に教えてほしいのですが、例えば、ある補助金がございます。それについては、どのような方法でこの委員会では、話し合いというんですか、議論を持たれるわけですか。その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） ちょっと、委員会の内容について説明させていただきます。今回の補助金の見直しに当たりましては、根幹の基準であります公益性、それと必要性、効果、この3点を基準に回を重ねていただいて、まず、交付基準案が作成されました。その後、交付基準に沿いまして、各補助金の評価、それと検証を行っていただいております。これは、そ

の行うためにチェックシートというものを作成していただいて、その中で各委員がチェックされ、検証され、その中で評価していただく。その中のすべてを調整して総意として検証されたという形で報告をいただくことになっております。そのチェック内容につきましては、現在、ほとんど終わりました、これから、チェックシートの確認、それで、検証、それから評価という形に進む予定でございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） よくわかりました。つまり、事業仕分けみたいなことを今現在やっているという理解でよろしいですね。それで、もうじき答申が出てくるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今、説明いたしましたように、各課単位の補助金のチェックはすべて終わっておりますので、今、検討委員会といたしましては、答申の作成に取りかかっている状況でございます。予定では、10月中に答申がいただけるという状況でございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、2番目の、上牧町補助金制度検討委員会の答申の活用についてなんですけれども、これ、あくまでも住民の目線で作られた答申ということで、そこで、私が質問したいのは、やはり補助金というものは役場として政策的な配慮が働いている補助金もあるんじゃないかと、先ほどおっしゃいました一律的に、先ほど何とおっしゃいましたかね、その3つの項目に分けて事務的に処理した結果、その補助金はもう弾き飛ばすと、つまりこれはもう支給対象にはならないという補助金があったとします、しかしながら、それが役場の立場上、あるいは政策的な配慮が働いて、これを復活させなあかんという事態に陥った場合は、どのようにされるわけですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今、おっしゃったような政策的な部分も当然でございます。検討委員会の中で、議論いただいているのは、本来、補助金といいますのは単独で施策の中で行っている。その中で、公益性、必要性、効果これはどうなのか、これ基本でございます。その中で、一番今問題になっておりますのが、やはり、その補助金を行うことによってその団体がどのような事業、またはその組織づくりの中でどういう展開をするのか、それで確立するかというこの流れを導くための補助金という考えが基本でございます。その中で自立してい

ただ、その中でできれば費用負担も、また、その中での運営をしてもらえれば、一番理想的な形なんです。ただ、補助金なしで済まないことも当然ございますので、それを十分皆さんご理解いただいております。その辺も十分検討もしていただいておりますので、一定の評価、検証の中で評価していただいて、住民はこういうふうに思っていますよという形になると思います。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） よくわかりました。しかし、私思うんですけど、この補助金制度検討委員会を立ち上げた理由というのが、僕がさっきから言うてますように、その政策的な配慮が働いて、出す必要もないような補助金を出してきたと、それを精査して処理したいという思いがあって、住民目線でその選択をしてもらったんじゃないかなと、僕思ってたんですよ。だから、上牧町の町単独の補助金に関しては、そういう政策的な配慮は必要ないと私は思うんですが、その辺についていかがですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今、いろいろご意見いただいているわけなんですけども、ちょっと外れるかもわかりませんが、今回、補助金の委員会を立ち上げました根幹ですもんけど、まずゼロからのスタート、補助金なしからのスタートで妥当性があるのかどうかということでございます。それと、一番問題になりますのは、以前から補助金を出しているからこれからも出していただくと、こういう考えがあるかもわかりません。これ、やはり既得権が蔓延しているという状況もあるかもわかりませんが、これも一定の周期をもって、一旦切る、要するに周期を設けるといふこの基本もございまして、その中でまた定期的な見直しをするという、この3つを十分検討していただいておりますので、今、おっしゃっている件、当然いろんなご意見もございしますが、その中で、答申をいただく。それと、一番大きな問題点なんですけども、これ、あくまでも町が諮問して答申をいただく、これですべて決まるということではございません。ただ、今、町本位での運営をしておりますので、住民の民意をいただいて、それを修正する、またより近づけるといふことで、今、立ち上げている内容でございますので、これから十分検討させていただいて、当然、議員の方にも報告させていただいて、ご意見をいただくという形になると思います。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） わかりました。それでは、次に入らせていただきます。上牧町幼稚園就園奨励費補助金についてであります。この補助金については、国も補助制度があります。そ

の辺の趣旨、概要を説明していただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 上牧町においても、幼稚園就園奨励費補助金を実施しておりますが、この事業は国庫補助事業でございます。国が示す限度額の範囲内であれば、町が支出した金額の3分の1以内で国の予算の範囲内の額が補助金として町に支払われます。実績で見た場合、23年度で約2割が国庫の補助金、8割が町負担となっております。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） この補助金なのですが、平成22年度の決算認定の共産党議員団の資料によりますと、平成20年度までは上牧町で、所得の低い方は別として、ある程度の補助金を出していました。それが、平成21年度から、生活困窮者等を対象に支給していますが、それ以外は割愛されているというふうに資料から確認したんですけども、この補助金について、検討委員会では具体的にどのような話になったのか、教えていただきたいと思います。もし、ここの場ではしゃべれないなら、それはもうあきらめます。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まだ、検証が終わりまして、評価等々行ってもらったわけなんですけど、まだ答申が出ておりません。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） わかりました。それでは、この補助金について、目的は何ですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 保護者の所得状況に応じて、経済的負担の軽減を図るものでございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） ということは、そもそもの趣旨からして、この補助金は、やはり、元に僕は戻すべきではないかなと思うんですが、その辺の見解はいかがですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 21年度にこの制度を見直しをさせていただいたわけでございますけれども、その理由は、町の財政事情もあったわけでございますけれども、20年度までは、上牧幼稚園に入園するのに抽選を行っておりまして、抽選にもれた方は、上牧幼稚園に入園することができなかった。21年度からは、入園希望者全員の方を上牧幼稚園に受け入れることができるようになりました。ですから、幼稚園教育を受けたいという保護者の方が上牧幼稚

園に入園を希望されても、20年度までは抽選があったために町立の幼稚園に入れなかったの  
で、やむを得ず保育料の高い私立の幼稚園に入らざるを得ない保護者もおったわけですが、  
も、今は、希望される方全員の方を上牧町立幼稚園で受け入れることができているので、  
このような制度にさせていただいたものでございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） 今年度ですか、定員割れ起こしているということですね。それで、どう  
言うたらいいんですかね、その私立へ行かれてる方、もうはなから公立へ行く枠がないだろ  
うというふうに解釈されている方もいらっしゃるんじゃないんですか。例えば、今年度、私  
立へ行かれた幼児は何人いらっしゃるんですか、この上牧町で。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 私立の幼稚園ということですね。合計で74名でございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） ですから、74名の上牧町の幼児の方が私立へ行かれてるんです。それ、  
すべてが上牧幼稚園で受け入れることなんて不可能じゃないですか。じゃ、ないんですか。  
できるんですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 私立の中には、当然、英語に力を入れるとか、あるいはスポーツに  
力を入れて体力づくり等をするとか、それぞれ私立の特徴を出して園児の募集をされてお  
りますので、当然、そういう指導方法を見ても私立を希望される保護者の方もたくさん  
おられます。ただ、私の言いたいのは、あくまでも私立の場合は、授業料が高いため一  
般的に、幼稚園教育受けたいけれども上牧幼稚園で弾き出されたということは、21年度から  
はもう起っておらないということでございますので、私立、公立同額の補助とさせていた  
だいております。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） いや、あのよく部長の言うてるのはわかるんですよ。ただ、先ほどの説  
明とちょっと矛盾しているのが、上牧町町立の幼稚園の定員割れを起こしているの  
で、決して上牧町の幼児がすべて公立へ行けると、いやいや、ちょっと待ってくださいね。私立の幼  
稚園へ行かないことには、上牧幼稚園のキャパはオーバーしているのは間違いないです  
ね。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 定員からいきますと、約11名ほどオーバーになります。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） いわゆるオーバーしてるんですよ。だから、この補助金については、やはりもうちょっと考えていただきたいと僕は思うんですよ。その辺についていかがですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 先ほどから議論になっております補助金制度検討委員会の答申を十分参考にさせていただいて、検討していきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） わかりました。次、お願いいたします。それでは、2番目の教育について質問させていただきます。先ほども申しましたように、この教育委員会というものが、私にとって、余りよく見えてこないんですね。そこで今回、質問させていただきました。当然、教育基本法を基に、委員会が立ち上げられております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、委員会の設立等が規定されておりますが、その辺について教えていただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 教育委員会制度は、戦前の旧地方教育行政制度に対する反省の上に立って、教育が不当な支配に伏することなく、国民全体に対して直接に責任を負って行われるべきという自覚の下に公正な民意により地方の実情に即した教育行政を行うことを目的として、昭和23年に制定された教育委員会法によって、発足いたしました。その後、我が国の実情に即するように、教育の政治的中立と教育行政の安定を確保し、教育行政と一般行政との調和を進め、国、都道府県、市町村一体としての教育行政制度の設立を樹立するために、昭和31年に制定された地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって、制度の改正が行われ、今日に至っているものでございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） わかりました。つまり、教育に政治が介入して、過去にいろいろあったので、あくまでも教育委員会というのは、政治から独立した組織というふうに解釈いたしております。

それでは、この教育委員会の内容について教えていただきたい。この上牧町の教育委員会について教えていただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 教育委員会といいますのは、一般的には、5人の委員で行う合議制

の教育委員会、これが法律上の教育委員会です。一般的には、それに教育長と教育委員会の事務局を加えて、一般的に教育委員会と言っておりますけれども、ここで説明させていただくのは、法律上の教育委員会というふうに、ちょっと後ろの方、傍聴の方もおられますので、誤解されたらあかんと思って説明しますけれども、これから言います教育委員会というのは、教育委員5人でなされる合議制の機関ということでご理解いただきたいと思います。教育委員会の、まず委員長ですけれども、教育委員会の会議を主催し、教育委員会を代表するのが教育委員長でございます。委員会の会議において、その議長となり、会議の運営を指導する権限と責任を持っております。ただし、教育委員会を代表すると言っても、教育委員会の権限に属する事務を委員長が単独で処理できるという意味ではありません。あくまでも、教育委員会の権限に属するすべての事務を司るのは、教育長でございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、ちょっと質問していきます。まず、上牧町の教育委員会のことで、これから質問していきます。委員は5名だと、その中に教育委員長と、教育長がいらっしゃる、それは互選で選ばれるんだというふうに認識しております。ここで僕、ちょっとよくわからないのが、1つの委員会の中に教育委員長と教育長がいらっしゃる、ここんところちょっとわかりにくいというんですか、どう違うのかがよくわからない。また後で橋下知事のことで触れるんですけども、ここで触れても同じなので、橋下知事がおっしゃっているのは、教育長というのはあくまでも教育事務局長だと、教育委員会というものを統制管理するのは教育委員長なんだと。先ほど、橋下知事はよく住民の方と教育についてとか、討論会とかをされている。その中で、はっきりおっしゃっているのが、私は教育長とは話をしないと、なぜなら、先ほど言いましたように、教育長は教育事務局長なんだと、それを統括するのはあくまでも教育委員長だから、教育委員長とは話はするというふうな、ユーチューブとかの動画ではっきりと出ているわけです。僕はその辺が本当によくわからない。教育長と教育委員長との、その、どういうふうなすみ分けになっているのかをもうちょっと具体的に教えてくださいたいと思います。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 教育長は、執行機関たる教育委員会におかれ、教育委員会の指揮監督の下に教育委員会に属するすべての事務を司るとされています。また、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する、このような教育長は、教育委員会の指揮監督に伏する補助機関であるとともに、事務局の長たる地位を有するものであります。合議制の教育委員会、

5人での合議制の教育委員会は、大所高所から広い視野を持って教育行政の基本方針や重要施策を決定することを本来の任務とするものであって、事務処理に専門的な知識と技能が要求される分野においては、教育委員会は大綱において教育長の行動を規律するにとどめ、個々の事務執行については教育長の判断を尊重するという運用が期待されています。そのために、現実にも教育委員会から教育長に対して大幅な権限の委譲がなされているのが通例でございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） よくわかりました。この教育長と教育委員長、それで、僕自身がまだよくわからないんですけど、この上牧町の例規集、2,447ページによりますと、教育長というのは、教育公務員特例法によって一応上牧町では特別職扱いされているようです。しかしながら、平成23年版の「自治六法」の中で、地方公務員法の中で、1,802ページなんですけれども、教育長は、一般職に属する地方公務員であり、ただ、その職務と責任の特殊性に基づいて、他の職員と異なる特例的規制を受けるものにすぎないというふうに、実例として書かれております。だから、その、教育長と教育委員長、ちょっとその辺がまだ僕自身はつきりわかってませんので、きょうはこの辺でこの質問はやめておきます。

次に行きます。教育委員会の内容なんですけど、いつ、どこで、どのようにして行われているのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（東 充洋） 教育総務課長。

○教育総務課長（為本佳伸） 教育委員会なんですけども、毎月1回を目途に開催しているところでございます。また、県、近畿の研修にも参加していただいております。また、入学式、卒業式、また運動会、体育祭にも出席していただいているところでございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） それでは、ちょっと質問させていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律13条の6項で、教育委員会の会議は公開すると、規定されております。私、この役場、しょっちゅう来ますけれども、役場のロビーにはきょう議会があるとか、あるいは他の団体の委員会が開催される、そういう看板が出ているんですけども、教育委員会が開催されているという、その看板、僕自身が見たことないんですけども、これは、庁舎西館の方についてるんですか。その辺だけ教えてくださいたいと思います。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 会議の看板につきましては、役場の西館のロビーに設置されてお

ます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） わかりました。すみません、私の認識不足で。それでは次に、この教育委員会というのは一体どこで行われているのですか、会議は。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 通常は、西館の1階の会議室でございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） 1階の会議室といいますと、ちょうど教育長の部屋の向かいのあの部屋ですか。僕、先ほど言いましたように教育委員会というのは公開が原則なんですね。ああいう狭いところでどうしてそんな住民が傍聴なんかできるんですかね。あそこでできますか。その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 議員おっしゃるとおり、教育委員会は原則公開でございます。事前に公開希望という申し出があれば日時とかを教えておりますけれども、公開希望者が今までなかった関係で、1階の会議室で行っているというのが現状でございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） わかりました。では、次、お伺いします。教育委員の任期は4年とあります。それで、任期、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の4項で、任期4年の教育委員を務める方、任期4年の教育委員の中には、保護者を入れなければならないという文言があります。これでちょっと僕わからないのが、教育委員の任期は4年だと、ところが保護者を入れなだめ、中学生の保護者は絶対教育委員になれないんですか。任期4年なので、子どもが卒業した時点で保護者でなくなる、下の子がおれば別ですけど、その辺はどうなるんですか。教えてください。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 上牧町にも1人の保護者の方、入っていただいておりますけれども、ここで言う保護者というのは、小学校、中学生の保護者ということに限定されておらず、二十歳以下の大学生、高校生も含めて保護者ということになります。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） それ、保護者というのは、僕は当然その、自分の子どもが学校行って、それでその親が、僕、保護者という認識やったんですけども。今、ちょっと待ってください

い。今、ちょっと見ますので。もう一度聞いておきます。その保護者というのは、そこら、どこに規定があるんですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 法律では、保護者である者を含まれるようにしなければならないと書いておるだけでございますけれども。当然、中学校1年生の保護者に委員になっていただいた場合、4年後には、3年で中学校卒業されますので、それで委員の資格を失うかと言えば、そういうことではございませんで、二十歳以下の高校生、大学生をお持ちの方でしたら、この保護者に該当するというところでございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） わかりました。それでは、次の質問に入ります。

この教育委員会、僕もさっきから言うてますように、あんまりよく見えてないので、もうちょっと具体的に、教えてほしいと思います。つい先日だったと思うんですけど、上牧第二小学校のある先生が、ハレンチ行為をしたんですかね、高田署に連行されたというのを聞きました。そのとき、上牧町の教育委員会というのは、一体どのような行動というんですか、実際どのようにされたのかを具体的に、もし教えられるなら教えていただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） ちょっと日にち忘れましたが、7月に高田警察署から上牧第二小学校に通報がありまして、上牧第二小学校の南島教諭を今取り調べ中であるという連絡がありました。それで、きょうは学校へ行けないという、警察から連絡がありました。これを受けまして、校長先生が教育委員会に飛んでこられて教育長にこの旨報告されました。それを受けまして、教育長は緊急の校園長会を開催されまして、翌日に第二小学校の保護者全員による保護者会を開くよう決定と、それから二度とこのような事件が起こらないように綱紀の粛正を指示されました。翌日、保護者会、午後7時から体育館であったんですけども、その場の上牧町教育委員会から、私と教育総務課長が出席いたしました。それで、教育委員会の役割ということでしたけれども、県は当初その、南島教諭の起訴が決まりまして、県は当初、刑が確定するまでは処分ができないと、処分ができなければ教師の派遣はその間できないということでもございましたけれども、起訴されたのを受けて、上牧町教育委員会といたしましては、刑が確定しなければ処分できないのは、まあ懲戒処分は確かにそのとおりだと思いますけれども、分限処分はできるんじゃないかということで、県に分限処分をしていただくように内申をいたしまして、初めは、県は、奈良県内にはそういった事例はないというこ

とで、非常に重い返事でしたけれども、上牧町からの内申を受けて、弁護士、上司と相談していただいて、基礎休職処分という分限処分をしていただくことになりまして、9月から新しい代わりの先生を派遣していただくこととなりました。教育委員会の役割は、おおむねそのようなことでございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） よくわかりました。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。大阪府の橋下知事が提唱する教育委員会の改革と上牧町教育委員会の今後についてなんですけれども、教育、特に子供たちの教育というのは本当に難しいと思います。橋下知事もおっしゃってるんですけども、何が正しくて悪いのかを判断することが本当に難しいと、まあ不可能に近いと思います。また、私たち国民は、実際のところ真実を知ることは余りあり得ないのではないかと。つまり、マスコミ報道に多分に影響されている部分がかかなりあると、私は思います。しかしながら、今日、インターネットの普及によって、マスコミ報道以外の隠された事実を垣間見ることができるようになってきました。特にユーチューブとかで、映像がぱっとこう、本当の映像が流れたりなんかするんですけども。そこで、質問いたしますけれども、僕はさっきから言うてますように、教育は難しいと、上牧町の教育委員会が悪いとかいいとか言うてるものではありません。あくまでも子どもたちの教育のために、教育委員会とは一体どのような組織なのかを知りたいので、今ずっといろいろ質問してますので、決して誤解のないようにだけお願いしたいと思います。

それで、先ほども言いましたように、動画で大阪府の橋下知事の教育に関するいろいろな発言があります。それは、その内容について正しいとか悪いとかは、私は一切そういうことは議論いたしません。次に、ここに共産党の新聞「赤旗」がございまして。日曜版です。2011年9月4日号です。それで、物言わぬ教員、府職員づくりを条例案と、大阪維新の会橋下知事のことをこう書かれております。この内容について、今ちょっと触れさせていただきますが、何もこの共産党の意見が正しいとか悪いとかを言っているものではありません。いろんな見方があるということだけを伝えておきたいと。それで次の議論に入っていきたいと思いません。大阪維新の会の橋下知事に対して、この新聞「赤旗」は、このように書いております。

「橋本徹大阪府知事率いる大阪維新の会が教育への政治介入や公務員攻撃をエスカレートさせています。君が代起立強制条例強行の次は、言いなりにならない教員や府職員を免職できる教育基本条例案、職員基本条例案を府議会と大阪、堺両市議会に提出する方針。やっぱ、

橋下さん危ないでと批判が高まっています」と、このように書かれています。また、左手の方には、「愛国心の押しつけは違憲である」このように書かれています。つまり、この「赤旗」の内容、また橋下知事のユーチューブの内容とか見てみますと、両者とも子どもたちの教育のことを本当に真剣に考えているということが、肌こう伝わってくるんですね。そこで、この大阪府の知事たるこのような立派な方が一体何を教育委員会に対してものを言うてんのかな、何を吠えてんのかなという思いで、とりあえず、この橋下さんのブログとか記述を調べなあかなんという事で読ませてもらったんですけども、その中で、橋下知事がはっきりとおっしゃっているのが、教育委員会が形骸化している、2番目に先ほど言いましたように、教育長は教育委員会事務局長で、教育についての話は教育委員会委員長と行うとはっきりこのように、ユーチューブの動画の中でおっしゃっています。この2点について、いいとか悪いとかじゃないんです、上牧町の教育委員会はどのように考えておりますか。

○議長（東 充洋） 教育長。

○教育長（浅井正滋） 先ほど来質問していただきましたことにお答えいたします。橋下知事がいろいろとご提案しておられるその趣旨につきまして、教育委員会の、何と申しますか、構造改革をしていこうということで、政治的中立を戦後の教育がずっと守ってきたその教育委員会制度というものに対して、知事が納得できないから、政治的にある程度介入していこうという趣旨であるわけですね。その点に関して、教育委員会制度の趣旨で回答させていただいていますように、政治的中立や教育的な安定性ということを考えたときに、市長が変わるたびに政治、教育の方針がころころ変わったり、政治が介入してくるとそういうふうなことになってくるわけですので、あくまでも教育の中立、政治の中立ということで、教育委員会の制度を維持していくということが、我々、基本的な教育委員会としての考えであります。それと、先ほど来、教育長と教育委員会の委員長との関係とおっしゃっておられますけれども、教育委員会は、あくまでも教育の、上牧町なら上牧町における教育の基本的なすべての基本になる部分を総括し、方針を指示し、示して取り組みを進めていく。そしてその、具体的な事務というか、そういうことにかかわって、教育長はじめ事務局の皆に指示されたことに基づいて、それを事務運営していくというのが、教育委員会であると思います。ですので、先ほど来申しておりますように、広い意味での教育委員会は、教育委員長が中心になって会議を招集し、いろいろなことを決め、指示を教育長を通して教育委員会事務局に与えるというのが現在の趣旨だと思います。以上なんですけれども。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） よくわかりました。では、最後にもう1点だけ、質問させていただきたいと思います。先ほど言いましたように、教育委員会が形骸化しているんじゃないかというふうに橋下知事ははっきりおっしゃってるんですが、この辺について上牧町教育委員会はどうなんでしょうか。教えていただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 教育長。

○教育長（浅井正溢） 形骸化はいたしておりません。あくまでも教育委員会ではいろいろな重要な案件等について審議し、教育委員さん方のご意見を伺い、その、また、教育委員会事務局の方で、こんなことをしたいというふうな話を提案させていただいて、それについてのご指導なりをいただいて、相和した中でやっていくというのが現状でございます。

○議長（東 充洋） 康村議員。

○7番（康村昌史） よくわかりました。上牧町の子どものために、教育委員会も今後も頑張っていたきたいと思います。

以上で、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（東 充洋） 以上で、7番、康村議員の一般質問を終わります。ここで暫時休憩とし、午後1時再開といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（東 充洋） それでは、再開いたします。



◇辻 誠 一

○議長（東 充洋） 次に、3番、辻員の発言を許します。

辻議員。

（3番 辻 誠一 登壇）

○3番（辻 誠一） 3番、辻誠一でございます。議長の許可が出ましたので、一般質問通告書に従ってお尋ねしたいと思います。

冒頭に町長から、きょうも水道給水車が応援に行つたと。あわせまして東北の方にも支援に行かれた。大変ご苦労さまでございます。実は私、ちょうどこの災害の2週間ほど前に十津川村に行っておりました。県の安心安全まちづくり推進課の要望もありまして、自主防災組織の研修会立ち上げ、あそこでは当時白い地図にどこに土砂崩れが起きるか、予想して塗って、それが孤立したらどうしようかということ、これは対象は地震でございますが、お手伝いをさせていただきました。大雨であるようになるとは、非常にびっくりいたしておるとともに、その後、お聞きしたところでは、孤立したところの消防団の方が川を下って歩いて行ってとにかく役場まで情報を取りに行つたというご苦労を聞いております。暗い話はそれぐらいで。

今回、町長のご勇断もあって、町民プールが再開されました。無事事故なく今シーズン終わり、ご同慶の至りでございます。私も、1年生の時、そのうち4年前、平成19年12月議会で一般質問をし、三百数万円と、そして水道代ぐらいなら何とかしてくださいよと無理なお願いをしてきました。さて、このたび、実際に私もプールに行ってみました。最初は、子どもたちの歓声のものすごく大きくて大変にぎやかでした。後半、終了間際に行きましたら、むしろ静かに暑い夏、水を楽しんでいるように落ち着きがありました。役場の職員の方も時折監視をされていました。その中で特に、若い六、七人のセーフガードですか、見張り、的確にチームワークよく動いており、また、個人的に話しますと非常に受け答えもよく快活で楽しく思いました。非常によかったですと思いました。

さて、本題に入らせていただきます。私の質問は、大きく3つからなっております。1つは高齢者対策について。本格的な高齢化社会に突入し、特に桜ヶ丘3丁目の高齢化率は、40%になろうとしているところです。今後、いろんな面で、独居老人、高齢者のみのご家庭に対し、また障がい者の方も含め、安全で安心して生活のできるよう、以下の項目で上牧町の取り組みをお聞きします。1、熱中症対策、2、災害時対策、3、高齢化対策、例えば孤独死、独居死、自立支援、買い物難民、通院バスなど、そして4つ目は、活性化対策でございます。上牧町でも対応施策は幾つか打ち出してきたものと思いますが、実際の弱者の立場でものを見ていないのではないかと、ただこういう施策をやっていると、思わざるを得ない。ともすれば、財政難があるから、それを盾に余り積極的にならない。しかし、そんなにお金をかけなくてもできることがある。私は、もっと町民の立場でものを見るべきだと思います。弱い方の目線でものを見てほしいと思います。地方自治は、だれのためにあるのか、もう一度原点に戻って、町長のリーダーシップが問われるところでもあります。

2つ目、安全安心対策につきまして。福島東電の原発事故による放射能汚染対応です。これまで、一般市民、町民はさまざまなマスコミの報道もあり、国民が色々な被害が発覚することに一喜一憂せざるを得ない、ここではそのような風評に踊らされない対応が地方自治体に要求されます。野菜、米、肉、やがて魚介類など食料品の汚染の実態、また大気やほこりなど降下物、飲料水、土壌汚染、その他また腐葉土、いろいろ汚染が明らかになりました。これらに対して関東の方では、特に東京では、地方自治体も自分たちで積極的に汚染測定をしようとしており、結果が公開されております。奈良県でも国の指導の下で測定をやっているようですが、町としてどのように対応しようとしているのか、お聞きします。

3つ目は、大型店舗出店についてでございます。最近、上牧町の用途地区が新しく変更されました。大型店舗出店地域は、近隣商業地域になり、着実に出店計画は進行しているようです。その後の動きにつきまして、すなわち相手方とどのような協議をなされたのか、前回町長が熱弁を振るわれて、いろんな条件を協議しているというご答弁でした。街路の負担額その他、それがどのような確認がその後なされたのか、そして今後の予定についてお聞きいたします。

再質問は、質問者席で行わせていただきます。端的なご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） まず、高齢者対策につきまして、熱中症対策ですね。「広報かんまき」でも出ましているいろいろ対策をとられたと思うのですが、この辺の対象期間と利用状況がどのようであったか、お聞きします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 熱中症対策でございます。熱中症は、屋内でも温度、湿度が高い場合に発症することがあり、特に高齢者は熱中症にかかりやすい傾向がございます。ご質問の熱中症対策の取り組みにつきまして、今おっしゃいました「広報かんまき」7月号で、元気講座のページで、熱中症の予防についてという形で掲載をさせていただきました。また、暑さを避けるシェルターとして、7月15日から2000年会館のロビーの室温を28度に設定し、どなたでも利用できるように開設をいたしております。必要な方には、冷たい水をいつでもお渡しできるように準備もいたしております。そのほかに介護保険のサービス利用者のケアマネージャーには、のどが渇いていなくても定期的に水分の摂取をしていただくよう、また本年は節電をされている方も多いかとは思いますが、熱中症にならないようあわせて注意説

明をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） いろいろわかりました。利用状況ですね、延べ何人ぐらい、何日間で何人ぐらいあったのかわかりますか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 2000年会館の利用状況は、7月15日から現在までのシェルターとしての利用状況ですけれども、確認をいたしておりませんが、センターの利用者が歓談の場所としてご利用されておりました。また、バスを待つ時間や子どもたちの利用もございました。一部水を求める方もおられたようでございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） データとっておられないようで、しょうがないのですが、非常に少なかったのじゃないかというように理解しております。なぜ少ないか、足がない、バスが少ない。もう3時ぐらいに最終バス、出ちやいますね。それから、行ってもいすと机が用意してあるだけで、テレビも何もない。よそへあるんだけど。その辺はご指摘して、わかりました。今後本当にあそこはシェルターとして利用するんですか、ただ場所を提供するんじゃなくて、そこへ行くためにはどうしたらいいかをよく検討していただきたいと思います。これ、意見でございます。

次、行かせていただきます。次って災害時対策でございますが。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 高齢者の災害時の対策についてお答えいたします。高齢者の災害時対策につきましては、まず国の災害時要援護者の避難支援ガイドラインというものがございます。国のガイドラインに伴いまして、上牧町災害時要援護者支援プランというものを作成いたしました。そして、現在そのプランの実施に向けた取り組みを始めたところでございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 国のガイドラインがあるのは知っておるんですが、いろいろ調査なされるんで、民生委員の方なんか動かれると思うんだけど、あそこ行きますとなかなか個人情報で足が前へ出なくなってしまうたり、それからいろいろシルバークラブなんかでも85歳以上ですか、それから、警察、消防でいったら65歳以上の独居とか、縛りがあって、そうで

ない方々がいっぱいいらっしゃる、ザルに抜けてるの。若くても体が悪い方がいらっしゃるのね、ご夫婦で調子の悪い方がいらっしゃる、こういうのが引っかかってこない、その辺、こちらの総務課じゃないんですけど、住民福祉部部長かな、その辺ちょっとお聞きしたいんですけど。弱い者の方をどのように救おうとしているか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 現在、民生委員の方々に取り組みをいただいております。65歳以上のひとり暮らしの老人、老老介護家庭の実態把握をされて、名簿を作成されて民生委員の担当地区ごとに名簿をつくっておられます。また、その訪問先のマップ作成により、要訪問、見守り家庭に分けられ、要訪問は、訪問や電話での安否確認をされ、安否確認の必要なお宅には、物干しの状況や夜間の点灯状況で安否確認をされております。要援護者、障がいのある方のご家庭もマップで把握されておりますので災害時の支援につながっております。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 非常に頼もしいというか、安心したご答弁いただきました。見回りマップができていないのをしりませんでした。それから、老老介護ですか、その老老介護の対象というのは何歳以上というのかな、今、先ほどの話では65歳以上の独居か、老老介護の定義というのはどんなものですか。何歳以上を老老介護と言うんですかね。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 私、聞いておりますのは一応65歳以上と聞いております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） わかりました。まだ漏れている方いらっしゃるんですけど、それを続けていただいて、あと、防災の方の、総務部ですか、総務課との連携についてどのようになされているのか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今、住民福祉部長の方から報告をいたしました件につきましては、平時の状況をいろいろカバーしてもらっております。それをいかに災害時に結びつけるかというところがございます。今、先ほどおっしゃったように、個人情報の問題もありまして、その辺の連携がなかなか難しいという状況がございます。それに伴いまして、今回先ほど言いましたように要援護者の支援プランの1つの中に、高齢者と障がい者に対する要援護者の情報収集という部分がございます、それを自主防災組織と連携しております。今回、米山

地区が自主防災組織を立ち上げられて、モデル地区として今現在要援護者の名簿づくりを始めております。その中で、今いただいております情報は、約50名の要援護者の手挙げ方式で情報をいただいております。これを、これから自治会、それとまた自主防災組織、そして役場関係で情報を共有して、どういう支援体制をつくるのかというのが次の段階かなというところでございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 具体的に、米山のお話を聞かせていただいてありがとうございます。おっしゃるように平常時弱い方、とりもなおさず、非常時の弱い方ですからね。ぜひ、通常から連携をとられて前向きに進めていただきたいと思います。そこで1つ、前、お聞きしたかもしれませんが、福祉避難所ですね。弱い方、障がい者の方、福祉避難所。前のご答弁では、服部記念病院と2000年会館ですかね、その辺もきちっと詰めていただいて。2000年会館でしたら、恐らく滝川台の方がうわっと来られた。来たらもう排除することできない。ああいうところは弱い方のための福祉避難所として、それを皆さんに広めていただきたい。文化会館ですか、あっちの方はもう一時避難所で、何と言うんですかね。2000年会館というのは保健福祉センターで、障がいの方とかそういう弱い方のためにあるもんじゃないかと私思っているんですが、その辺きちんと防災計画に、盛り込んでほしいんですが。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 2000年会館の位置づけなんですけども、以前ちょっと服部台の自治会長が住民に防災に対してお話しておられた場面がございました。通常の避難は、あくまでも地区公民館、もしくは服部でしたらペガサスホール、中央公民館、それで2000年会館については違いますよと。あくまでも要援護者の部分ですというご理解もいただいておりますので、その辺は災害時に当然、担当の方も行きまして、その辺の調整はするわけなんですけども、あくまでもこれは、要援護者対策という中での、高齢者、そして介護が必要、それと軽度の治療が必要という部分で限らせていただいて、その辺は対策の中でしっかりとすみ分けをいたします。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） それで、よろしくお願ひしたいと思います。ところで、2000年会館に発電機があるのかな。発電設備とか、2階の特にな、部屋があつて、あれ恐らく発電機か何かだと思ふんだけど。あれの日常点検とか、重油とか燃料なんかどうなつてんのかな、もしそうであれば、ちょっとお聞きします。

○議長（東 充洋） 保健福祉センター館長。

○保健福祉センター館長（高木雄一） 保健福祉センター2000年会館には、自家発電装置がございます。2階の北側の方でございます、西北。それで、燃料につきましては、これはディーゼルエンジンでございますので、常に月1回の点検と燃料切れのないように逐次補充をしておりますので、十分かなと思います。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） はい、わかりました。それでは安心できますね。福島の東京電力なんか、非常時の電源が全く作動しなかったというくだらんこともありますし、今のご答弁で月1回は点検なさるということで安心いたしました。ありがとうございました。

次、行かせていただきます。高齢化対策でございますが、まず1番、孤独死、孤立死ですね。少し前に、桜ヶ丘で2件ほどありました。一度町長ともお話ししたことが、機会があったのですが、その後、町の対応策ですね、なかなか難しい話かもしれませんが、これも避けられない話でございます。その後、町の取り組みどうなっているか、お聞きします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 高齢化対策の孤独死、孤立死の予防対策につきましては、高齢者の方にはできるだけシルバークラブや教室などに参加をいただいて、仲間をたくさんつくっていただくことや、緊急通報装置を利用させていただいて、万が一の場合も対応できるようにアドバイスをさせていただいております。また、介護保険のサービスを受けられておられる方は、ケアマネージャーと連絡を密にとりいただくようにアドバイスをさせていただいております。その他に民生委員、当町の保健師、友愛訪問活動などにより、重層的にかかわるようにさせていただいております。今後におきましても、もちろん担当課といたしましては、取り組み強化の努力を行いますが、地域の協力も大変大事な部分であると思っております。幾ら呼んでも出てこられない、家の電気が夜中でもつき放しなどといった、ちょっとした異常に気づかれ通報いただくことも大変大事ではないのかと考えます。自治会、また民生委員と地域の協力もお願いしながら、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 今、部長から、いろいろ、諸々教えていただいて、できるだけシルバークラブに入ってくださいよと。しかし、実際シルバークラブに入ってる人が非常に少ないですね。桜ヶ丘でも10、20%ぐらいかな。今、おっしゃられた中でどうしても漏れがあるのね、

自治会にも入っていない人、ちょっと疎遠になってる方、それをいかに見守るかですね。今、おっしゃられたことはそのとおりなんです。どこ行ってもそう言って、そんなんやりますやりますと言うんだけど、そこに含まれない方が、やっぱりそういう被害といいますか、に遭われるんじゃないかということで、その辺も、今おっしゃられた中で漏れてる部分、そういうのをもうちょっと積極的にご検討願いたいんですけどね。いかがですか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） おっしゃるとおりかと思います。先ほど申しました民生委員の力もまたかりたいと思います。やはり、近所の方が訪問し合うということがとても、私は大事であるのではないかと考えます。訪問し合ったり、電話連絡を取り合うことで安否の確認ができますので、もちろん役所といたしましても従来の取り組みを行って強化をしておりますけれども、訪問、連絡し合える体制づくりをまた呼びかけてまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 部長、ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございました。

次、行かせていただきます。自立支援は後でお聞きするとしまして、買い物難民ですね。大型店舗出店の話からか、周辺のお店が閉まるといううわさがまことしやかに始まっておりまして。桜ヶ丘のセガミは、まあやむを得ないかもしれん、でも西大和サティが閉めるというようなこと、お聞きしておられますか。私、うわさは聞いたんですけど。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 私は、確認をいたしておりません。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 従業員の方からまことしやかに聞こえてくるのあるんだけど。それから、道路沿いの商店街の方の店員さんが、大型店舗本当に来るんですかというようなこともこの時期になって、あちこちから聞こえてくるんですよ。浮足立ってるという感じはいたします。まあそういう状況の中で、服部台の近商のあたりを見ますと、幾らかこの、押し車押しのお年寄りとか、この間は電動の四輪車というんですか、あれに乗って多分買い物に来られたんでしょうね、いらっしゃる。それで、大型店舗できた場合の買い物を、高齢者、障がい者の方に買い物をしやすくやる手だてとか何かは、考えをお持ちですか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） まず、買い物難民ということでございますけども、高齢者たち

が日々の買い物に困る買い物難民対策につきまして、買い物行動は、店舗まで行き、必要なものを探し、支払い、また家まで運ぶという動作が必要でございます。介護予防の観点から、ご自分またはつき添いの方と同行していただくことはいいということは、言うに及びませんが、特に高齢者など行くことが困難な方が生活用品の購入に困るといった社会現象が現実となっております。現在、担当課として行っていることは、問い合わせがあれば、宅配をされる業者の紹介をさせていただいておるという状況でございますが、この宅配業者の配達につきましてもひとり暮らしの方にとっては見守りの一環になるということを考えております。これにつきましても近所の方々とのつながりが重要ではないかと思っております。今、おっしゃった小売業者ですね、業者さんの件なんですけども、ここにおきましてもいろんな形で、小売業者等に体制づくり、新たな店舗も予定しておりますけれども、その店舗においてもそのような体制づくりの依頼、協力をしていかなければならないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 部長、いろいろおっしゃっていただいて、いろいろな対策も考えておられるようですが、それはそれでありがたいです。ただ1つだけ、買い物バスとか、今、町のバス走ってますね。それから、各病院のバスもあるんだけど、乗り降りが非常にしにくいんじゃないかと思っております。ごらんになったらわかるんですけど、こうして、こう降りようとされる方とか、その辺に、ステップを運転手の方が持ってくるとか、乗降時をもう少し、本当に弱い方の立場になってもものを見ていただきたいなと思っております。私も腰いわしたときなんか、何ぼ低くても次の段上がるのが大変だったですね。皆さん、腰いわしたとかいっぱいいらっしゃると思うんだけど、本当につらいですね。その辺、こういうことやってますやっってますじゃなくて、その辺までのきめ細かく、そういう目線でもってご指導していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） おっしゃるとおりかと思っております。十分注意をして運営していきたいと考えております。それと、新たに車を購入いたしますので、ステップが下がるように、今度はなりますので、ご報告いたしておきます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） ありがとうございます。ぜひお願いします。私もデイサービス利用させていただいておるんだけど、その中で、ある1台のバスはさっと出るんですね、ステップの

ところが。それで乗っちゃうとさっとうしてしまうという非常にいいバスですね。今のお話を伺いまして大変いいことだなと思ひまして、どうもありがとうございます。

次、行かせていただきます。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 高齢化対策の通院バスということがございますけども、通院バス、現在、町のバス2000年号は、1台、場合によっては2台最高16名の乗車定員ということで、2000年会館にお越しいただく、またご利用いただくための交通機関として運行いたしております。行程は、2000年会館を始発、終着として各地域1日3回の発車と3回の到着となっております。現在はそれにあわせてご利用いただいております。例えば、松里園消防屯所を8時29分に乘っていただくと2000年会館に8時48分に到着いたします。帰りは、2000年会館を11時半に乗ると11時39分に松里園に到着いたします。16時に乗りますと16時9分に到着いたします。現状の保有台数では、終日運行いたしましてこの3回が限界でございます。このような形で町内巡回いたしておりますが、町民のための交通手段としての活用していただくことは何ら問題はございませんので、病院、あるいは買い物に活用していただければと考えております。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） いろいろ細かくありがとうございます。確かに現状の台数では、その時間割しか組めないのは確かでしょう。これは、2000年会館の時刻表だけど、将来、これだけじゃあ恐らく皆さん運び切れないね。次のバス乗ってくださいと言われへんしね。まあ、ぜひこれは増やす方向でご検討願いたい。もちろん財政とかもございまして、それは意見として言わせていただきます。

次、行かせていただきます。活性化対策につきまして、今年度国のでこ入れもありまして、いろいろ高齢者のための福祉政策が打ち出されたようであります。私もちょっと勉強に、県の方へ行ってまいりまして、長寿福祉課の高齢者福祉対策概要ということで、国の考え方、県の取り組み、聞いてまいりました。その中で、たくさんの項目、助成金の制度、全部で45あるのかな。この中で、一番県が目玉として力を入れているのが、ここにあります、奈良の陽だまり広場をつくりませんかということで、多世代交流、見守り、食を楽しむ、文化スポーツ活動ということで、皆さんでもって集まろうということに対して助成金を出しましょうと約4億ね。それで、聞きますと、各小学校区を考えていますので、1校区当たり135万円で

すか、そのような助成金がいただけるそうなんです、こんなのが入ってまして、まあ、こういうのがあるのだとわかりました。それから、これを見ていますと最近、若年性認知症というんですかね、この対策がいろいろキーワードとか出てまいります。新しいことですね。本当、我々もすぐ若年性の認知症になるかもしれませんが、まあそのような動きがどんどん進んでいくと。そこでお聞きしますが、国から助成金が出て、県も助成してやろうと、ときた場合に、上牧町はどのようにそれを選んで手を挙げるのか、その辺現状ちょっとお聞かせください。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 活性化対策につきましては、おっしゃるとおり国の方でもハード整備あるいはソフト事業の実施に対しまして補助金を交付される支援事業が新たに実施をされております。これらにつきましては、常に補助事業の目的、また背景、事業内容につきまして、何か該当しないか、あてはまる事業はないのか、目を光らせているところでございます。今年度も、今おっしゃった事業の一環かと思うんですけども、現在も県の長寿社会課の方に地域の居場所づくり推進事業として、ソフトの面、補助を申請いたしております。まだ、確定をいただいておりますので、また確定した段階でご報告をと考えております。こういう事業、今後も積極的に目を光らせて、活動していきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） よろしく申し上げますと言いたいんですけど、今おっしゃられたソフト面というのは、どんなもんなんですかね。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） ちょっと今、書類持っておらないんですけども、ハード面、ソフト面と言いますと、例えば、備品購入、体力づくり等の備品購入ですね。例えば、カーリングとか、そういう備品に対する補助事業ですね。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） わかりました。カーリングね。あれ、社会福祉協議会に借りに行きますと、借りに行ったってそろってないんですね。私も数年前、一緒になって県の社会福祉協議会に借りに行ったんだけど、袋に入るとるんやけどばらばらね。団体がみんな使いますとね、非常に、あそこでチェックして持って帰らないとね、そんでもないことになっちゃいますので、まあ、それもね、必要かと思えます。

次、行かせていただきます。これが一番肝心なところなんです、2000年会館に、「ぷらっと」

を持ってくるお話を前回、他の議員さんがやった。私は、2年前、町長着任の時、前の部長と一緒に現地立会して、あそこで喫茶店、軽食できないだろうかとご相談しました。当時、部長はかたくなにお断りになられて、余りいいご返事がいただけませんでした。今、こういう国の、県の動き、それから、住民さん、2000年会館でコーヒーが飲めたらええなあとか、あるいは軽食がとれたらいいなあとという声がいろんなところから聞こえてくるんですね。ところがちょっと最初言われたもんだから、あきらめちゃってる、住民の方ね。皆さん思っいらっしゃる。また、「ぷらっと」は軽度な知的障がい者の方が早く社会復帰するために訓練の場であると思います。いろいろ私も近隣行ってまいりました。斑鳩、すばらしいところありますね。河合町も、それから三宅町、いろいろやっていますね。一生懸命早く社会復帰して、ところが一生懸命やってもまた帰ってきちゃう子があるんだけど、とにかく社会へ送り出そうということで頑張っておられます、いろんなNPOとかボランティアの方も一緒になってね。ここでお尋ねしますが、2000年会館の役割、どう考えておられるか。他の市町村だったら、こういう機能をやってます、保健福祉センターの機能はこういうんですとか書いてあるんですけど、上牧町はただ地図があるだけか、ただここがそうですよという説明しかない。2000年会館の役割、もう一度確認したいと思います。

○議長（東 充洋） 保健福祉センター館長。

○保健福祉センター館長（高木雄一） 辻議員、2000年会館の役割ということでお尋ねでございますが、もともとこれは、上牧町保健センター、その名称のとおりでございます。いわゆる地域保健法という形のものであの建物が建っておるというのが一番最初のあの建物を建てた目的ということでございます。ただ、住民の皆様がお使いになっていく上で、保健センターの中にいわゆるふろ、浴場というものがございます。今、17年の4月1日より今、休止をしておりますが、そういう部分もございますので、2年ほど前に私の方からお答えをさせていただいたのは、いわゆる保健福祉センターでございますので、いわゆる2階部分と下の、陶芸の教室、工芸室ですね、こういうところ、それと調理室、こういうところにつきましては、保健福祉センターの福祉の部分としてお使いをいただいてもいいということで、料金をいただきまして貸し出しをいたしております。いろいろ制限はつけさせていただいております。その他の部分につきましては、あくまでこれは地域保健のためということで、保健センターという形で利用をしておるのが現状でございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） それは、いろいろルールご説明出されました。当初は保健センターであ

ったということですが、保健福祉センターなんですよね。それから、今、全国的な流れ、交流の場所にするとというのが現在の動きであると思います。例えば芦屋市の保健福祉センターの8つの機能書いていますが、そのうちの1つ、就労支援機能、障がいのある人が安心して働く場所を提供しますとか、保健福祉センターですよ、私まだ行ってません。見て来ようと思うんだけど。河南町は、これ知っています、あそこも保健健康増進の総合拠点施設として、また地域住民相互の交流の場として利用したいということでちゃんと書いてあるんですね。あそこ行ったらコナミも入ってるし、スポーツもできる。今までできたのね、これはこうですからできませんよ、これはこうですよというんじゃなくて、私が最初に申しあげましたように、そういう高齢化社会、障がい者の方、そして全世代の交流できるような場所、すなわちこの陽だまりですね、そういうものにしていただきたいと思うんです。三宅町の場合、かき氷やってるんですね。そしたらね、部活終わった女子高生が、あれ1杯150円やったかな、それで、若い人も来てる。もう多世代で交流してるんですね。そういうものにしていただきたいなと思うんだけど、これ部長にお聞きしようかな。いかがですかね。急に振ったら申しわけないか知らんけど、やはり、皆さんが集まって。

○議長（東 充洋） 保健福祉センター館長。

○保健福祉センター館長（高木雄一） 今、辻議員のおっしゃっておるのは、近隣で言いますと例えば広陵町でありますとか、河合町の豆山の郷のような感じのものを言っておられるのかなというふうに考えております。例えば広陵町でございますと、あの建物全体の中で1階部分につきましてはレストランとか最初の設計の段階からつくっております。そういう建て方をしておるんですね。たしか、2階、3階の部分になりますと、ここが保健センターですよというような形で最初から指定をしております。

○3番（辻 誠一） すみません。ちょっと時間ないもので。広陵の、聞きました。最初はね、それ計画しとったんだって。ところが、何だか反対で地元の地主さんが食堂を場所提供して、それであそこが食堂になったんです。本当は最初から計画はあったそうですよ、聞くところによりますとね。だから要するにその、方針ですよ。こういうものにしようというのがない。そんな過去のことはどうでもいいんですよ。これからどうしようかという時代なんだ、高齢化社会、福祉に関しましてね。なかなか担当部長・課長では、お聞きにくいかもしれないから、町長にお聞きします。押し寄せてくる高齢者問題、福祉の問題に関しまして、多世代が交流して、そうすれば2000年会館がにぎわいをもたらす、そして上牧町の活性化に寄与するんじゃないかと。結果、2000年会館は、名目上、名実ともに保健福祉センターになるんじゃ

ないかと。町長、ぜひ前向きにお考えしていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） この問題については、今ここにおられる議員さんと現場へ出向いて、みんなで議論をさせていただきました。今、おっしゃっておられること、十分私も理解はしております。ただ、今おっしゃっておられるように、前のことはどうでもええんや、これからやとおっしゃっているその意味もよくわかるんですが、やっぱり目的があって、そのようにつくられているあの空間でございますので、例えばあこで検診であるとか、例えば子どものいろんな問題があるとしたときに、例えばお母さん方そしたらどこで待つんだという問題も片方では起こってくるわけでございますので、やっぱり目的をしっかりと見極めた上で、整理をしていくというのが、大事なことではないのかと。それともう1つ、ぷらっとの問題今、出ておりますが、それで住民の一部、代表者の方ともお話をさせていただいて、今のあの場所に「ぷらっと」を持っていこうと、あの部分ほかに部屋があいておるわけでございますので、そういう部屋をそういう福祉のために、どうぞ自由にお使いいただくという考え方のもとに、今、「ぷらっと」をあの位置に持っていつているということもこれ、事実の話でございますので、やっぱり関係者の方々、まあ我々がいや、ここやあこやと言うことよりも、やっぱりいろんな関係の方々のご意見を伺いながら、今の2000年会館で例えば飲食をやるということであれば、許可が要るわけでございますし、あの場所でそれだけのスペースがとれるのかどうか、そしたら検診のときに検診に来られる方々を、待つていただく場所を放棄してしまうのか、そして今の「ぷらっと」が入っているあの施設をどのように使っていくのかと、こういうこともしっかりとやっぱり議論する必要があるのではないのかなと、私としては障がいをお持ちの手をつなぐ親の会の方々ともいろんな話をさせていただきながら、今のあの場所を自由にお使いをいただくということで今まで進めてきていると。それで今、新たに辻議員の方からそういう提案をしていただいているという捉え方を、例えばするならば、再度いろんな方々に集まっていただく必要があるのかなと。ただ、財源的な問題、スペース的な問題、あのロビーをすぐさまそのように変えていくということについては、私としては今の段階では難しいのではないのかなというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） いろいろお考えしていただいておりますら、非常に残念であるなど言うことでありますので、途中で何も方向を変えたというんじゃなくて、やはりこういう暖かい温もりのある交流の場をつくる、今おっしゃられた待合室の件、じゃあ場所を限定して少

し追い込むとか、パーテーションを置いてやるとか、待合にはいすをもう少し用意するとか、これ物理的なことですからね。補助金だって出そうって県が、あるんだから。ちょっと今の町長のご答弁、非常に残念だと言わざるを得ません。もう少し、本当、高齢化社会、障がい者の方、自立支援とか、言うだけでなく中身の方で推し進めていただきたいなど。これ意見だけで結構ですので、この件に関しては終わらせていただきます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 次、大きな2番、安全安心対策につきまして、放射能汚染に関しましてご答弁願います。

○議長（東 充洋） 水道部長。

○水道部長（杵本和敏） 放射能汚染、町内での対応についてということでございます。先ほど、辻議員質問の中で、食物であるとか、土壌であるとか、飲料水であるとかということを実例を挙げてご質問でございましたけれども、ここでは、住民の皆様が直接毎日口に入れられる水道水について少し説明させていただきたいと思います。

3月11日の東日本大震災によりまして、放射能汚染が心配されているところでございます。奈良県では、3月25日に県営水道、御所浄水場と桜井浄水場において、採水した検体の放射性ヨウ素と放射性セシウムの測定がなされました。結果は、両浄水場ともに放射性物質不検出でありました。また、検査機関であります、奈良県保健環境センター内、これは奈良市内にある施設でございます。保健環境センター内の蛇口水にて毎日調査を実施されております。奈良県水道局も3月29日から31日までの3日間検査をされ、4月に入ってから、毎週月曜日に検査を行っておられます。これらの検査では、放射性ヨウ素、セシウムとも検出されておらないというところでございます。また上牧町におきましては、県営水道に100%依存しておりまして、県水道局の検査が定期的の実施されておりますので、特に測定の必要はないと思いますけれども、念のために住民の不安解消ということで、検査を行っております。5月11日に町内、これは桜丘2丁目で採水した水でございます。これの2リットルのペットボトル2本を検査しました。結果は、放射性各種を認めずとのことでございました。次回の検査につきましては、今月20日に検査を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） どうも、ご説明ありがとうございました。桜ヶ丘とかで水を取っていたいで検査していただいた。私も県へ行ってお聞きしまして、環境政策課ですか、それから

消費安全推進課、また農林水産振興課でいろいろなお話を賜ってまいりました。当初、福島の後、降下物、微量に放射性物質がふえたんだけど、その後は全然ないと。食品に関しましては、大和茶にしても米にしても何らない、水もいと。下水道は民間委託してますとかいろいろ聞いてまいりました。その中で1つお聞きするんですが、先ほど水の検査、これは直営でやったんですか、外注ですか。

○議長（東 充洋） 水道部長。

○水道部長（杵本和敏） この水道水の検査、放射能検査といいますのは、特定の事業所でないとなかなかやってもらえない。奈良県についてもやっていただけたところが非常に少うございます。公共機関でありますと、先ほども言いましたように、県の保健環境センター、ここが対応できるということで、当町につきましては、この県の保健環境センターにお願いしているところでございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） わかりました。そこで、町長にお聞きしようかな、計測器ね、安いものでもいいから1つは、土壤汚染か何か、入手して、お勉強していただけたら、教育の方あるんですかね。じゃあちょっとどうなっているか、自分たちで返事しようと、県に言ったって忙しいから後にしてくれとかきつと言われますわな。みんな一斉に重なりますから。その辺で、何か、検知器お持ちなんですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 大変遅くなったんですけれども、9月に入りまして測定機器を購入することができましたので、上牧町といたしましても、その機械を利用いたしまして、上牧中学校、小学校、幼稚園のグラウンドで空中線の放射線測定を実施いたしました。その結果、いずれも通常自然界に存在する値であり、正常値の範囲内ということでございました。今後も定期的に測量したいと考えております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） それ、何て言う検出器ですか。それと、何をはかられたんですかね。降下物、大気、ほこりじゃなくて土ですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） グラウンドにもしセシウム等が落ちていましたら、空中線に放射線が放出されますので、その空中線の測定でございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） それ、どんな形式で幾らぐらいのお値段のものかわかりますか。簡単なものかな、携帯式のやつですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 機器につきましては、SOEK S 0 1 M S E Pという機器なんですけども、辻議員おっしゃるように、簡易な、定価10万円までのものがございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） わかりました。ぜひ持っていただいて、そうすれば職員の方が知識を得られますね、勉強になりますね。本当、持っていることに関しましてね。そうしますと、やっぱり県へ行ってもお話ができますね。いろんなテクニカルタームとかいろいろわかってますからね。何とかミリシーベルト何とかとか、何とかナノぐらいとかね、ちんぷんかんぷんですけどね。そういうのが、お持ちでやれば職員の方が勉強なされると思いますしね。これは教育部に置くんですか。管理はどうなるんですかね。ずっと教育部がお持ちなんですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 購入したのは教育委員会ですけれども、既に庁舎、公園等も担当課で測定をしていただいております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） 何人かの方ですか。若い方ですか。何人がそれできるんですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 教育委員会は、測定できるのは2名です。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 今、教育委員会の方で購入した機器を利用いたしまして、町内の公園、メイン公園でございますけれど、リストアップいたしまして、葛城台の公園、桜ヶ丘公園、片岡台公園、松里園、かきのみ公園という形で測定をしておりますが、いずれも検出されておられません。

○3番（辻 誠一） すみません。それはいいんだけど、管理してる場所、どなたがそれを使ってよく知っておられるんだか、教育委員会の委員といたら、役場の職員じゃないんだね、どういう方ですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） いえ、役場の職員です。職員2名が測定できるということです。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） それ、聞いて安心しました。ぜひそういう方を育てていただきたいと思っています。

以上、ここで終わらせていただきますが、最後、大型店舗出店について時間のある限り、その後の変化ですね。前の町長のご答弁では、道路事業は全部ほとんど持っていていただくとかいろいろあって、協議がこれからだということでお聞きしておりますが、端的で結構でございます。また、この件に関しましては、ほかの議員さんも後で聞かれるようですので、端的にどこが違ったか、そこだけお願いします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 流れにつきましては、前回の6月議会で私の方から9月上旬に上牧町の方へ事前協議提出されるであろうと言っておりましたけれども、約1カ月ほどおくるということがございます。開発許可申請等につきましては、今後の見込みにつきましては、今申しあげましたように、県の土地利用調整会議の方が9月初めから末ということで、会議の開催が9月末と、その後、町の方へ開発事前協議が提出されるであろうというのが10月ごろであると。町の方から、開発許可の答申といたしますか、県の方へ出すのが12月の、まだ11月末ぐらいになると思いますので、その間に業者と協定なり覚書の部分、交わしていきたいというふうに思っております。工事の着手予定につきましては、2月の中旬ぐらいになるかということをお聞きしております。オープンにつきましては、25年の春ごろということで、変わっておりません。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） わかりました。ありがとうございました。1つだけ、何か店舗だけでなく住宅も来るかというようなこと、さっきお聞きしたのですが、それ、計画変わったんですか。この1点だけ、ご答弁ください。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） この1カ月協議がおくれているというのが、その住宅用地を一体開発として、県の方へ申請したということで、その部分で図書等の差しかえ、あるいはそういうものでおくと聞いております。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） すみません。もう1つ。それは面積はあの予定の面積の中で変えるというわけですか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 今の大型出店の面積とは別に、その住宅土地がふえるということ  
いうことです。

○議長（東 充洋） 辻議員。

○3番（辻 誠一） わかりました。時間になりました。いろいろたくさんお聞きしまして、  
ありがとうございました。これで、一般質問、終わらせていただきます。

○議長（東 充洋） 3番、辻議員の一般質問を終わります。

2時10分まで暫時休憩します。再開は2時10分です。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（東 充洋） 再開いたします。



#### ◇服 部 公 英

○議長（東 充洋） 11番、服部議員の発言を許します。

服部議員。

（11番 服部公英 登壇）

○11番（服部公英） 11番、服部公英です。初めに、この度の台風12号の豪雨で大きな被害  
を受け、死者、行方不明者が出た和歌山県と奈良県五條市や十津川村では、今も懸命の捜査  
活動がされています。また、土砂ダムの決壊による二次災害の可能性もあります。現場で救  
助活動をされておられる方々の安全対策にも気をつけてもらいたいと願っています。また、  
亡くなられた方々に心より哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い  
申し上げます。

最近の災害は、これまで私たちが遭ったことのない想定外の連続です。これまで以上に防  
災対策を普段から心がけていくことが大切です。上牧町もこれまで以上に安全で安心して暮  
らせる防災に強いまちを目指して取り組んでください。東日本大震災の発生から早くも半年

を迎えます。9月10日現在のところ、死者は自然災害で戦後最悪の1万5,781人、今なお4,086人の方が行方不明のままです。そして、人災ともとれる東京電力福島第一原発はいまだに終息せず、津波被害地の復興もおくれ、8万2,945人の被災者が避難生活をされています。こんな大変なときに日本の政府は何をしているのか、一刻も早い対応が求められているときに足の引っ張り合いをしている場合ではありません。与党も野党も力を合わせて被災された地域また、被災され、いまだに避難生活を余儀なくされている方々を政府の力で支援していく体制ができることを日本の国民は願っています。どうかしっかりとした政策を示して、国民を安心させてください。お願いいたします。

次に、上牧町の平成22年度の決算は、単年度収支が黒字となり、実質収支額も1億4,191万6,000円の黒字となりました。主な要因としては、歳入においては、普通交付税及び臨時財政対策債の増加、これは政府による財政難にもかかわらず国が多額の国債を発行して、都道府県を対象にした一括交付金、また交付税など増加された結果、上牧町にもプラスになったということです。また、第三保育所の売却により7,371万7,440円、元福祉作業所2,441万6,595円ほか、2筆で合計1億1,066万4,329円の増収ですので、今年度のふえた分については、町の財産を売却して増加したもので、来年度からは余り期待できるものではありません。歳出については、前年度退職された方々が部長級、次長級、課長級の方々の退職を補充しないことによる人件費の減が大きく、また財政難の町に、無利子の県からの融資を利用し、借りがえによる元利償還金の減による公債費が減少したことによるものです。実質的な経常収支はふえています。本来の内容的については、私は、まだまだ改善したとは思えません。平成20年度より、土地開発公社、欠損金に対して補給金として補てんをしています。毎年、1億5,000万円ずつ、20年から30年間にわたり、私たちの払う税金は一般会計から借入金の支払いに使われることになっています。本来なら住民のために有効に使うべき税金です。この件については、しっかりと住民に説明してください。これからも、上牧に暮らしていく身になってください。

それでは、通告書に従い、質問をします。

1つ目、財政状況と土地開発公社の問題について。第三セクター等改革推進債を借り入れるためには、約30億円に上る土地開発公社の保有している事業用地の再仕分けが必要であり、そのための1つとして、個別外部監査を受けていると思います。売却による財源確保をしてきたが、今後売却できる財産が減少する中、公社の保有している土地を先日現地視察しましたが、すぐに売却できそうなところもなく、また現場には山林か竹やぶにしか見えないとこ

るもありました。なぜこのようなずさんな買収が行われたのか、上牧町はだれも説明責任を果たさない状況で、今後の財政計画を正しく進めていくことができるのか、現在の状況と今後の見通しについて、説明をお願いします。また、土地開発公社の調査結果については、住民団体からも具体的で詳細な報告を行うよう強い要望があるようですので、よろしく願いいたします。

2、東日本大震災に対する取り組みについて。防災関連について。奈良県の受け入れ、市町村別被災者数は、全部で146人、そのうち、上牧町では5人の方が公的賃貸住宅に来られたそうですが、ふるさとを離れて半年が過ぎますが、いまだに復興のめどが立たない状況です。被災者のニーズに沿った支援を継続していくことが大切です。上牧町の取り組みはどのようになっていますか。また、学校給食の安全についてはどのように考えていますか。防災無線の管理はできているのか、質問いたします。

再質問につきましては、質問者席に戻り、させていただきます。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず、公社にかかわっての一般会計等々の財政状況について説明いたします。まず、財政面で1つ目の大きな山でありました早期健全化団体から、計画どおり平成21、22年度で財政計画を立てまして、今回の決算で脱却という形になりました。そしてあと1つ大きな山であります公社の解散という問題がございます。これにつきましては、第三セクター等改革推進債を借り入れて、解散を行う予定でございます。借入年度は25年度を予定しております。公社解散に伴います町債の借り入れは、現在のところ40億円という形で、今進んでおります。この40億円という数字なんですけれども、町の財政規模が約50億円、それに対して40億円ということですので、財政規模の80%という大きな借り入れをこれから行うわけなんですけれども、これについては借り入れまでにいかに財政の健全化を図るかという大きな課題がございます。それに向けて今進んでいるという状況でございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） この財政健全化計画完了報告書の中の、土地開発公社の解散という部分で、上牧町土地開発公社健全化計画に基づき、公有用地、供用済み土地である塵芥処理施設用土地の買い戻しを実施した、土地、特定土地の売却については、計画を下回る結果となったが、計画以外の土地を買収をしたという括りがあるんですけれども、この辺についてご説明もらえますか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 会社の財政状況なんですけども、ほぼ破たんに近い状況になっております。その会社について、財政計画を立てなさいということで、まあちょっと私が答えていいのかわからないんですけど、説明の中でちょっと関連しますので、させていただきます。平成21年度から24年までの4カ年におきまして、会社の健全化計画を立てております。その中で供用済みの土地を4年間の中で約4億5,000万円買い戻すという事業が、立てました。その中に今言いました焼却場の、供用済みの土地等々があるんですけども、それを買い戻しているという状況でございます。それともう1点、会社に対する補てん金ということで、20年度、21年度では5,000万円、この22年度からは1億5,000万円ということで、先ほど言いましたように、平成25年度借り入れまでにできるだけ40億円に近づけるための努力をしているところでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 私の最初のそこで質問した中に、20年から30年間にわたって1億5,000万円ずつ返していくというような私の勝手な文章がありましたけれども、1億5,000万円ずつ、実際のところは何年間にわたって返していかなければならないんですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今おっしゃってる1億5,000万円、これからずっと予定しておりますけども、基本的にそのときには、会社の解散は考えておりませんでした。その段階で一般会計でどの程度の補てんができるのかということで、平成22年度からは、1億5,000万円はどうか確保できるかなということで、先ほど言われたようにこれからずっと予定をしておりましたが、平成25年に解散という、決定的な決断をいたしましたので、それ以降については、その1億5,000万円の補てんは関係なくなります。今後、会社が借り入れました第三セクター等改革推進債の償還に充てるという形になると思います。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） よかったですね。私の理解ではずっと1億5,000万円ずつ数年にわたって返していかなければいけないというふうに思った。しかし、本当によかったんでしょうかね。あのとき借りたお金は、たしか、28億円か35億円かの分の分割になってるんですけど、今度は40億円、金額がふえるんですよね。その点についてちょっと教えてもらえますか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 1つの町長の考え方は、以前から町政の中でいろんな問題、財政的な問題がございました。その一番の大きな原因は、問題を先送りにして大きな負債が発生す

る、これの繰り返しであったのかなと思っております。現在の今中町長につきましては、そのような問題を先送りじゃなしに、今回国の方から示されました第三セクター等改革推進債、これにつきましては、総務省の方から通達がございます。ちょっとその辺、読ませていただきます。「地方公共団体は現在第三セクター等改革推進債を行っている事業の意義、採算制等について改めて検討した上、事業継続の是非を判断し、債務調整を伴う処理を行う場合には、法的処理等の活用を図るとともに、第三セクター等改革推進債の活用も念頭に置きつつ、その存廃を含めた抜本的改革に集中的かつ積極的に取り組むことが必要である」という通達がございますので、この総務省の通達に伴いまして、解散を決意しておりますし、この第三セクター等改革推進債を借り入れて公社の抜本的改革、つまり解散という決断になっております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 今の答弁の中で解散ということをおられるんですけども、一部を残して解散という答弁を以前に聞いたように思うんですけど、その辺はどういうふうになっていますか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 基本的には、解散を目指しております。ただ、いろいろな事務処理の中で、残務処理も当然ございますので、一部業務は残る、解散に近い状態での一部業務は残ります。残ると思われまますので、解散に向けて努力する、ただ、当然できない部分も当然残るかなと思っておりますので、それは業務の中で今後解散に向けて行うということでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 私の理解がおかしいのかわかりませんが、一部の業務というのは、一部の土地を残して業務をするという形なんですか。もう事務的な業務だけが残るといふことなんですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 解散についてのいろいろな指針がございます。当然解散に向けて事業また業務を行うわけなんですけども、今、私言いましたのは、登記の問題、それと境界の問題、すべて25年までに解決するのと言いますと、残る可能性はございますので、そういう業務は残ると。基本的には、第三セクター等改革推進債を借り入れて、公社が今借り入れている借金をその財源ですべて長期に切りかえる、長期の起債に切りかえるということでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。そしたら、長期の起債という形になるんですけども、首尾よく借りられたら話なんですけども、どういった形で返済を考えておられるのか、今のところ考えておられることは、答弁できますか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 以前から、いろいろご存じと思うんですけども、公社については、用地先行取得という会計でございますので、通常の、一般会計が行っております起債の借入れはできない。あくまでも、一時借入の中で運用しておりました。ところが、先ほど説明させてもらっているように、今回、解散に向けては、長期の借入を国が認めますよという方針が出ました。それに伴って借り入れるわけなんですけども、今の、一応計画を立てておりますのは、40億円で20年の償還。ただ、以前から何回か説明させていただいてるんですけども、国の基本は10年ということでございますが、その市町村の財政状況を見て勘案しますよということですので、できれば20年という考えで進んでおります。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。次の質問をお願いします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 次の分になりますけれども、去る8月8日に財政問題特別委員会の委員さんと北上牧地区の小集落地区の用地跡の視察というんですか、そういう現場視察を行いましたときに、服部議員も一緒にずっと同行されて、その部分の質問だということでございますけれども。まず、服部議員も一番ご存じでございますけれども、小集落の改良事業につきましては、主といたしまして、密集した住宅地域の改善と、新たな道路をつけてまして緊急自動車等通れる形に、整然とした街並みにするという目的でございまして、今、質問の中にございます山林、あるいは竹やぶにしか見えない部分というのは、急傾斜地区に近いところでございます。そういったものはもう、当初の計画の中に緩衝緑地ということで、残すという目的で買収しとるわけでございます。そういった危険な地域に家が建っていると、そういう家を買収して、除却をしながら、環境の整備を行っていくというのが、小集落地区の趣旨でございますので、その家屋をもう取り壊した時点でもう、環境の改善になつとるわけでございます。初めから、今おっしゃっている地区に、場所については、当然緩衝緑地として残すことで国の承認もいただいて、事業の終わった後も、緑地あるいは、そういった形で残すものでございますから、第三者に売却したり、そこに宅地をつくるというような目的

で買収しておりませんので、そういったものの部分だけを見まして、ずさんな買収ということにはあたらないと。ただ、余っている土地もたくさんございますので、計画通りに事業が進んでないのは事実でございますけれども、そういった部分の買収はたくさん地区にはございますので、一概にずさんな買収というには当たらないというふうに考えております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） ずさんな買収というのは、私の考え違いでした。考え違いというか、その緩衝緑地というような考え方ができませんでしたので、なぜこの場所を地区改良事業のために、同じような単価で、坪幾らかの金額というのは、平たいところもあの山も一緒やのに、あんなとこをすごい価格で買っているんだろかなというふうに思ったものですから、これはちょっとずさんではないのかなというふうに感じました。この前、一緒について、私、財政特別委員会の委員でもないのに、まあ地元ということで一緒について回らせてもらったときに見せてもらって、あの竹やぶも買ってたというのも初めて、私も勉強不足で知りませんでした。こういう質問になったんですけども、あの場所は、公社の土地になっているのですか。町の土地になっているのですか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 大部分は町でございます。一部、公社とちょっと入り混じっているところがございますけれども、大部分は町でございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 堀内議員請求の資料の一番最後についておりました公社の残地の示している地図を見せてもらって、どう見ても一部も全部も公社の土地にはなっていないように記載されているんですけども、これは何かの間違いですか。このあたりですけども。これ、赤鉛筆で丸つけてあるんですけども。場所なかなかわかりにくいでしょ。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 私の勘違いかもわかりませんので、後でちょっと調べさせていただきますけれども、一部残っておったのかなという記憶もございましたので、言いましたが、これにはマークのしるしがございますので、町有地ということになるろうかと思えます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） では、後ほど調べておいてください。公社の土地があるのかなのか。あのとき特別委員会で説明受けて行ったときには公社の土地というような感じで私聞いておりました。そのときは、炎天下で暑いし、離れてますので、はっきりと説明は受けておりま

せんので、はっきりわかりませんが。

先ほどの財政健全化計画完了報告書の中の、帰ってしまわはったんですけども、ちょっとこの計画以外の土地の買収を実施したというところで、私勝手に、計画以外の土地の買収を実施したという文章を見て、今年の決算の71ページの堀内議員請求の資料にあります上牧町大字上牧493の4、この雑種地というのを買い取ったのかなというふうに思いまして、質問に入れてるんですけども、先ほど一般質問の前にちょっと部長に確認したときに、通告がないので説明できませんということでしたけれども、私はこの、計画以外の土地を買収を実施したということにあたる土地なのかどうかというのは、質問に答えられますか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 今ちょっと資料を持っておりませんので、きちっとした回答ができませんので。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。わからないこと答弁して後で困る方が困りますので、また、後ほどで結構ですので、教えてください。

そしたら、次、答弁用意してくれてはるんでしたら、次お願いします。次は何でしょうか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 今後の財政計画を正しく進めていくことができるのかという公社の見通しでございますけれども、公社の経営健全化計画に沿いまして、24年から25年までということで、町から、私、公社の立場から今しゃべっているんですけども、買い上げていただくということで順調に進んでいるところでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。聞いておきます。調査残高の推移について説明してもらえますか。担当変わりますけれども。平成22年度決算で、116億1,374万3,000円、平成23年、108億8,912万8,000円、平成24年、102億8,376万4,000円と、残高が減っていく予定に見込んでいますが、平成25年度に136億4,612万6,000円にふえる見込みになっていますが、そのところの説明もう一度お願いします。先ほど説明していただきましたが。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず、平成25年度に130億円ということでございます。これにつきましては、先ほど説明いたしました、第三セクター等改革推進債40億円が含まれるということでございます。今、いろいろな財政の改革をしているわけなんですけども、今現在、平成22

年度の決算でも、先ほどの116億円になっております。これを25年には100億円を切って90億円台にという計画でございます。そこに40億円がプラスされて130数億円ということでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。ほな、もう次の質問に移ります。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 個別外部監査の調査結果の報告と住民への報告はどうかということでございますけれども、現在公認会計士によりまして、個別外部監査を受けております。おおむね12月には報告書はまとまるということで、議会並びに住民の方にも報告させていただく予定でございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。内容、どのような形でというような感じのところは、答弁できますか。例えば、職員を対象に個別に聞かれているとか、またどういう形で調べてはるとか、そういうふうな途中で答弁できたら、どういう形でしてるのかちょっと興味がありますので。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今回、個別外部監査を行っております。一番の基本は、調査の基本なんですけれども、外部監査の基本なんですけれども、このような多額の借入れを行った原因はどこにあるのかと、これが一番の調査の中の一応項目でございます。それといろいろ財政問題特別委員会の中で、ちょっと問題といいますか、購入経緯それから計画等々と問題がございまして、要点を絞った地区がございまして。その調査、それとまた事務事業の中で、事務の中で適正な処理をしてるのかと、この3点に絞って、その他諸々の、当然、調査もするんですけれども、行っていただいているというのが内容でございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。そしたら、終了後、議員並びに一般町民の方にも、情報をホームページに載せるという形で発表されるということですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 一般会計同様、個別外部監査また広報、また今おっしゃっているホームページ等々で情報公開いたします。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） ありがとうございます。次の質問に入ります。2つ目の項目かな。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 次に、東日本大震災の被災者への上牧町の取り組み状況について説明いたします。現在、上牧町に被災された方は、議員おっしゃったように5名おられます。その方はすべてUR片岡台団地に入居されております。まず、1世帯2名の世帯が2世帯ございます。それで、4名。それとあと1人の方ということで計5名の方がいらっしゃいます。それに対する各団体の支援状況について説明します。

まず、UR都市機構につきましては、6か月間家賃、共益費を免除ということで対応されております。そして県なんですけども、県の住宅課、地域福祉課が対応しております。その内容は、布団のセット、調理用品、炊飯器、IH調理器、缶詰等々でございます。それと上牧町なんですけども、上牧町の場合は、毛布のセット、そしてゴミ袋、有料のごみ袋なんですけども、これを配布しております。それと、NPOがこの方に支援をされております。それは、要支援世帯から事情聴取をされまして、照明器具等々を支給されております。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） ありがとうございます。放射能を恐れて小さな子供さんがおられる家庭が来られてるという方でしょうか。その辺は全然わかっておりませんか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今、私が説明させてもらった方はすべて成人でございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 詳しく説明いただきまして、ありがとうございました。次なんですけども、質問項目の文章が短くて学校給食の安全についてというようなことを書いているんですけども、学校給食の安全というのは、昔から私、いつも聞いている。はい、出てきてもらって結構です。安全について並びにやはり食べる、食の放射能汚染があるものをできるだけ子どもたちに食べさせてもらいたくないという観点から質問しておりますので、よろしく答弁願います。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 学校給食の食材の安全につきましては、文部科学省の学校給食に関する必要な情報を集めた学校給食関連情報のホームページが作成されております。この情報を活用して、安全確保に努めているところでございます。それから、奈良県では大気中の放射線量のモニタリング調査を奈良市内で毎日、その他の地区12カ所で定期的に行っております。

すが、その結果、福島原発事故以降も現在も、過去の正常値の範囲内でありますので、また、奈良県が実施したしております奈良県内で栽培中の農産物について奈良県が実施したサンプリング調査の結果も放射性物質が検出されていないことから、県内で生産された農産物は安全であると考えており、地元産を使用するよう食材業者等と連携を密にしながら、食材の安全確保に努めているところでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） はい、わかりました。ありがとうございます。では、防災無線の管理はできているのかというところで。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 防災無線の管理について説明いたします。防災無線につきましては、年1回の定期的な点検を親局と町内全域の子局について実施しております。その際、改修等の必要な場所がございましたら、早急に改修を行って、日々管理を行っているという状況でございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 少し中身について聞かせてほしいんですけども、震災が起きた時に電源がとれない場合どのようなになっているのか、お聞きいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 災害時、または停電時の対応なんですけども、まず、役場については非常時の電源として発電機がございますので、最低限度の電気の使用は可能ということでございます。それと、子局なんですけども、これについても非常時は、蓄電池がございます。ただ、ずっと1日、2日、3日という使用は多分できないんです。一応、数時間という形になると思うんです。ただ基本的な災害時の情報は発信できるという状況でございます。それ以後の対応につきましては、各大字子局の方にハンディターミナルの防災無線を設置しております。本部である役場の方にも7台ぐらいあるんですけども、もし、停電が長引いて、その辺の連携をとる場合は、ハンディターミナルでとると、いうふうな計画でございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 各大字の子局についてなんですけれども、北上牧大字の文化館横にしているマイクは、防災無線を流すマイクになっているんですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 防災無線、当然、本局の役場からすべて放送できる部分、または子

局の中で対応できる部分というように使用を調整するんです。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 私、聞いているのはその、スピーカーは防災無線用のスピーカーということですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） そういうことです。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 以前から、北上牧文化館横のスピーカーについては修理を要請しているんですけども、聞こえる方向によって、聞こえない、聞こえづらい部分があります。これ、もう、何年にもわたって言ってるんですけども、修理されておられません。震災が起きたとき、いざというときに本当に困ります。土日の廃品回収、そういったところでは別に半分聞こえなくても、きょうは土曜日だから新聞を出せばいいんだなというふうに理解できますけれども、本当に大変なことが起きたときに、どういう指示を受けたいかというような聞き取りができませんので、その点について早急に修理を考えていただきたいと思うんですけども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今、ご指摘の点、他の地区も同様に近いような話があるんですけども、業者の方にいろいろ相談をしております。そのときの風向き等によっても違う、地区だけで放送する場合と違う場合もございますし、全域で、今防災無線といいますのは、全域の中で放送してどうなのかという状態での対応は考えております。今おっしゃったように地区ごとに多少そういう場所はあるだろうと予想はしてるんですけども。防災無線で災害時の情報発信は、全町で行います。それとその場合と今おっしゃっている細かく網羅できない場合は、各消防団に、先ほど言いましたように、ハンディーターミナルで情報の提供を行います。それで、不足する場合は、役場の方から広報車等を用いまして、情報の提供といいますか、発信をするということでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。今、消防団の話、言うてくれはりまして、聞くの忘れるとこでした。デジタル化という問題がありまして、消防の使っている無線は、今、デジタル化についてどうのこうのなるということはないんですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今、いろんな形でのデジタル化が進んでおります。まず、西和消防におきましては、消防の無線につきましては、平成28年の5月をもってデジタル化をすることによって今進んでいるようです。当町におきましては、防災無線のデジタル化が必要なんです。それは、ちょっと今、このような状況ですので、約1億円近く要りますので、28年ぐらいに今計画を立てております。ただ、デジタル化が絶対必要かという部分ではございませんので、今アナログからデジタル化というのは、これ自然の流れでございますので、一番問題になるのは、部品がなくなるということでございますので。その辺できるだけ使用しながら、防災無線の機能に問題ないような対応をさせていただきます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） わかりました。ありがとうございました。私の、通告している質問はこれでもなんでも、今回起きた台風12号、奈良県が関西の広域連合に参加していないため、大阪の支援が和歌山と奈良県との支援体制に違いがあるというようなことを聞いたんですが、そんなことはあるんですか、ないんですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今、おっしゃるように、違いがあるようです。広域連合の中で、今回対応するということが発表がございましたので、ちょっとおくれましたけれども、和歌山同様、同じ対応で広域で対応されるということでございます。

○議長（東 充洋） 服部議員。

○11番（服部公英） 通告にはないんですけども、そういうことはわからんと言うてんですけども、それ、抗議しておいてください。災害が起きたときは、隣近所同じやねんから同じように助けてくれる、助け合いをするような行政をしてもらいたいと言っておいてください。

以上です。すみません。ありがとうございました。

○議長（東 充洋） 以上で、11番、服部議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

---

◇

### ◎散会の宣告

○議長（東 充洋） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦勞様でございました。

散会 午後 2時54分

# 平成23年第3回（9月）上牧町議会定例会会議録

## 議事日程（第3号）

平成23年9月14日（水）午前10時開議

### 第1 一般質問について

8番 富木 つや子

5番 石丸 典子

2番 長岡 照美

6番 木内 利雄

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	堀内英樹	2番	長岡照美
3番	辻誠一	4番	吉中隆昭
5番	石丸典子	6番	木内利雄
7番	康村昌史	8番	富木つや子
9番	芳倉利次	10番	吉川米義
11番	服部公英	12番	東充洋

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	教育長	浅井正溢
総務部長	田中一夫	都市環境部長	外川武彦
住民福祉部長	塚尚起	水道部長	杵本和敏
教育部長	竹島正智	保健福祉センター館長	高木雄一
秘書課長	藤岡達也	総務課長	池内利昭
生き活き対策課長	吉川師郎	保険年金課長	五藤博行
教育総務課長	為本佳伸	まちづくり推進課長	西山義憲
上下水道課長	大東四郎	社会教育課長	吉川淳
環境課長	田中雅英		

---

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長 下間常嗣 書記 山下純司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（東 充洋） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。  
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

- 議長（東 充洋） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

- 議長（東 充洋） 日程第1、一般質問について。  
一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇富 木 つや子

- 議長（東 充洋） それでは、8番、富木議員の発言を許します。  
富木議員。

（8番 富木つや子 登壇）

- 8番（富木つや子） おはようございます。  
8番、公明党、富木つや子でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。  
初めに、紀伊半島を中心とした全国に深刻な被害をもたらしました大型台風12号の犠牲となられた方々に、心からお見舞いを申し上げます。本年3月11日の東日本大震災から既に6

カ月、想定を絶する巨大津波による大きなつめ跡が今なお残る中で、それぞれの暮らしの再生への道はまだ始まったばかりという中で、今度は9月、紀伊半島を中心に全国に甚大な被害を出した大型の台風12号は、奈良県の山間地域の五條、十津川周辺でも記録的豪雨によるこれまでにない大きな被害となり、自然災害に対する私たちの考え方を一変させました。9月1日の防災の日は、東日本大震災後初めての防災の日です。さらにだれもがこれまでとは違い、この国は災害多発列島であることを認識し、災害への心構えを新たにされたことと思います。それぞれがこれまでの災害の教訓に学びながら、突然の災害に備え、防災意識をゼロから見直して、減災社会の町を築くために行政の災害対策の強化と住民の自主防災の意識の向上など、防災対策の体制づくりなど、町民挙げて取り組みが求められている今日です。

現在、上牧町でも、防災計画の基本案がもうすぐできますが、それをもとにした実施計画が我が町において、現実に機能を果たして生かせるように検討を重ね、見直し計画が絵にかいたもちにならないようにとお願いをするものです。

それでは、質問に入ります。

今回は、子どもや高齢者の方々が安心して暮らしていける福祉のまちづくりについて、1、高齢化社会に向けて、2、子育て支援の充実、この2点について質問いたします。

まず、大きな項目1、高齢化社会に向けてについて。

超高齢化社会となり、認知症や慢性的に医療や介護を必要とする高齢者が年々増加しています。また、総務省が6月末に発表した「2010年国勢調査の抽出速報」で、ひとり暮らし世帯が最も多い家族形態となったことが明らかとなりました。将来、団塊の世代が65歳を超える2015年以降は急増をします。地域ぐるみで高齢者を見守るシステム強化や、介護予防の充実がさらに必要となつてまいります。以下、現状の認識と具体的な強化策を提案いたします。

(1) 我が町の単身世帯の増加、特にひとり暮らし高齢者の実態や、認知症の高齢者の実態について、どのように認識を持っておられますか。

(2) ひとり暮らし高齢者の見守り強化について。ひとり暮らし高齢者の見守りは民生委員さんなどが行っておられますが、日ごろから安否確認を、郵便事業会社や新聞、乳酸菌飲料、つまりヤクルトなどを配達する民間事業者と連携をとって強化する取り組みについて、お伺いをいたします。

(3) 認知症高齢者の徘徊などの事故を未然に防ぐ対策について。以前に徘徊のある高齢者の情報を事前に確認、登録をし、公共交通機関、ガソリンスタンドなどの協力事業者や、警察署とともに連携をとりながら、地域ぐるみで発見、保護できるような認知症高齢者の事

故を未然に防ぐ取り組みについて、お伺いいたします。

(4) 聴覚チェックで認知症予防の1つでもございます充実と提案について。聞こえはコミュニケーションの基本であり、難聴が認知症を引き起こす原因の1つであることに注目をしている取り組みです。厚生労働省の調査によりますと、65歳以上の人のうち、聞こえづらさと自覚をしているのは21.6%、70歳以上では25.2%と、4人に1人は難聴を自覚しています。加齢による難聴は、老人性難聴とも言われ、高い音が聞こえにくくなるのが特徴です。連続した音が途切れて聞こえるために聞き間違いが多くなり、会話もスムーズに進まなくなります。ただ、低い音は比較的聞こえるために、ちょっとおかしいな、年のせいかなど耳鼻科の受診を逃しがちで、早期発見を見逃し、治療を困難にしております。難聴から社会的参加ができづらくなったり、家庭内でも孤立をすることにより、生きがいを失って閉じこもりやうつ、認知への進展させないためには、定期的な健診を地域で行っていくことが有効と考えます。この取り組みについてお伺いいたします。

(5) 介護予防事業、介護支援ボランティアの導入の提案でございます。介護支援ボランティアの目的は、高齢者が介護支援ボランティアの活動をとおして地域貢献することを奨励支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進する制度です。このその後、検討についてお伺いをいたします。

大きな項目2、子育て支援についてでございます。

将来を担う子どもを安心して産み、育てる環境づくりは国を挙げての重要課題でもあります。経済的支援である医療費の負担軽減は、若い子育て家庭への支援は最も必要です。我が町において、子育て世代が多く住み、活力あるまちづくりを進めていくために、実効力ある子育て支援策の子どもの医療費の拡充についてお尋ねをいたします。

(1) 我が町の子育て世代の実態、子どもの医療費助成の実施状況を教えてください。

(2) 子どもの医療費制度全般と拡充についてお伺いをいたします。

以上が、私の質問の内容でございます。再質問は、質問者席で行わせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） では、1番から答弁、よろしくお願ひいたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 1番の件でございますが、現状の取り組みということで、独居老人の方々につきましては、保健師が順次訪問を行っております。認知症の方の地域包括支

援センター窓口相談件数も増加傾向となっております、適切な受診及び対応についての指導、また、介護保険の認定申請などアドバイスをいたしております。そのほか、青年後見人制度につきましてもその利用の件についても返事をさせていただいております。また、シルバークラブ単位で高齢者の方への健康増進、介護予防などについての構築を、年間通じて実施をいたしておるところでございます。今後、ますます独居や認知症の方の増加が考えられると思っております。自分がそうなる前に、どうお過ごしになられるかをご家庭でお話をされる機会を持っていただくことも重要かと思えます。もちろん行政側も、現時点でできるいろんな手立てを構築してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 我が町の単身世帯、高齢者の方々のひとり暮らしの実情、状況をちょっとお伺いしたいんですけれども、先に、高齢化率、実数、介護認定者数であるとか、ちょっとそこを先にお願いをいたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 上牧町の現在の高齢化率は、直近の数値で23.2%でございます。

○8番（富木つや子） 23.2%。

○住民福祉部長（塚 尚起） はい。そのうち、ひとり暮らしは、これは1年前の調査による数値でございますが、65歳以上の単身世帯は約990件ございます。65歳以上の人数は5,559人でございます。介護認定数は、22年度末の数値で855人でございます。認知症の高齢者の実態につきましては、現在認定調査状況から台帳を整理いたしておりますので、判明した時点で再度ご報告をさせていただきますが、以前に把握をしております人数は、148人でございます。また、6月上旬に認定を受けておられない方が全員と軽度認定者の方々に、日常圏域ニーズ調査を実施し、全体の状況を把握している状況でございます。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） ありがとうございます。高齢化率が23.2%ということで、桜ヶ丘などは特にやっぱり地域的に40%に近いというような、30%以上は超えているというようなことがありました。これから、今、お聞きしたんですけれども、65歳以上ひとり暮らしの方が990ということで、全体的に5,590となると、1割で600近いですので、超えているということが、ここでちょっと判断をさせていただいたんですけれども、そのような理解でよろしいでし

ようか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） はい。では、次、ときどき、これ、あるんですけれども、最近も団地で心臓疾患の方が病気があって、ひとり暮らしの高齢者の方ですけども、連絡がございました。救急で搬送させていただいたんですけども、また、7月にはひとり暮らしの高齢者の女性の方がよそのお家に入られて、認知がちょっと出てきていて、いつもの繰り返しというような状況のことで連絡がありまして、民生委員さんと連携をとらせていただいたこともありました。このように、民生委員さん、本当にご苦労していただいているんですけども、民生委員さんだけでは体制というのはやっぱりどうしても無理なことがあります。責任もあります。この点については以前もこのような状況になったときのマニュアル、対応についてのやり方といいますか、マニュアルはどうなっているのかいるのかということでお尋ねをしたこともございました。今回、そのような中でいざというときに、本当に危険が、また責任がある民生委員さんだけの対応というのは本当に難しいものもありますので、近辺の地域業者の協力体制ということで、今後の連携体制についてお願いをします。これは次の（2）ひとり暮らし高齢者の見守り強化、日ごろからの安否確認、民間の業者との連携ですね。それで（3）の認知症、徘徊をされたり迷子になられたときの体制、事業者との体制について、これ、2つとも同じような内容的なことになりますので、連携体制について、（2）と（3）と続けて答弁をお願いいたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 2番の件でございます。まず、現状について取り組み、お話をさせていただきます。ひとり暮らし高齢者の見守りにつきましては、ひとり暮らし世帯の増加によりまして、大変重要な問題かなと考えております。高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けていただけるよう、シルバークラブの自治友愛活動で友愛訪問という形態で訪問をしていただいております。また、民生委員さんの方でも訪問先のマップを作成され、必ず訪問しなければならない家、見守りが必要な家等の塗り分けをされ、訪問による安否確認をしていただいております。地域支援事業では、介護保険のサービスを受けて、なおかつそれだけでは心配な方へは見守り訪問事業を社会福祉協議会の方へ委託し、実施をしております。今後とも地域の力、また関係団体の協力を得ながら、高齢者を支援して見守っていくことが

必要であると認識いたしております。

今、おっしゃった民間業者の連携ということにつきまして、これは過去にも実際に新聞配達の方から情報をいただいたことがございました。新聞が多くたまった状況ですね。大変重要な情報源であると考えております。個別宅配の業者とも、今後、連携を深めていく必要があると感じております。我々、また幅広く協力を求めてお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 先ほど上牧町の状況もおっしゃっていただいたんですけど、数字的に言うと全国でも高齢者が15.6%、457万7,000人が単身生活を送っています。男性では10人に1人、また女性は5人に1人が生活を送っているということで、今、関連業者、地域の宅配であるとか新聞業者、また、私もときどきこういうふうな対応をさせていただくんですけども、中を見ると新聞がたくさんたまって、押し入れてあるんですね。だから、いつからというのが大体新聞の日にちを見ますと、何月の何日から取れていないということで、そこから病状が悪化したんだとかいうことも確認をさせていただいたことがありますので、やはり今も言うように、民生委員さんなどが行ってご苦労していただいている中で、もっとこれは新たな安全網、セーフティネットということで構築が必要となってきますので、その辺は充実を、民生委員さんとの話し合いの中でも意見も聞いていただいて、また進めていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

では、次、お願いします。（4）ですね。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） その前にちょっと認知症の徘徊の件、すみません、飛ばしてしましまして。

○8番（富木つや子） はい、お願いします。

○住民福祉部長（塚 尚起） この件につきましては、事故に遭遇するリスクが高いので、防止策が大事ではないかと考えます。これはまず、ご家庭が認知症であるということを理解することが必要と考えますので、専門医に受診していただくことが重要かと思えます。徘徊等の症状が出る前に適切な医療、介護保険サービスを受けられることをお勧めいたします。予防策といたしましては、ご家庭におかれましての対応策も必要ですが、ご近所や地域の協力が重要な部分となるのではないかと考えます。行政といたしましても、今後、このような取

り組みがますます重要となってまいります。関係機関との協力の上、事故防止に取り組んでまいりたいと考えております。

それで、地域ぐるみでの発見はということでございます。公共機関や協力事業者等、地域ぐるみで発見、保護できる取り組みにつきましては、過去に様子がおかしいということで店から警察に連絡が入り、保護されたということもございました。地域での協力者は大変重要であると認識をいたしております。バス会社、スーパー、幅広く事業者に協力依頼をしてみたいと考えております。また、ご家庭の方には、衣服に氏名と連絡先がわかるような取り組みも大事な部分かなと思いますので、今後お願いしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 今、実情、対応、また今後の取り組みを進めていくということで、部長の方からお話をいただいております。さっきも言いましたように、新たなセーフティネットということで、安全網をしっかりと構築が必要となってまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

じゃ、次の質問にお願いいたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 聴覚のチェックということでございますが、現状、現在は取り組んでいない状態でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 聴覚の聞こえのチェックというのは、どこも今、上牧町ではやっていないということで、今回も私は質問の中でやはり聞こえに対しての、聞こえというのは今、老人性難聴ということで、どうしても聞こえにくくなってくると、やっぱり認知の方もどうしても相手とのコミュニケーションがとれなくなるということで、そういう意味でも健診の前のそういうふうな聞こえのチェックをしていくという体制が必要ではないかと思っておりますので、まずは健診を導入、今は二次予防の中ですとすると、そういう形に健診の項目を入れていただくと思うんですけど、その点については、問題点等いろいろあるかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） おっしゃるとおり、聴覚の後退は人との会話がしづらくなり、やがては閉じこもりという大きな要因となりますので、大変重要な検査であると考えます。

ただ、検査導入となりますと、どのような形で導入をするのか、どの健診でどの検査で行うのか、生き活き対策課の実施をしております事業のどの部分で実施をしていくのか、これを検討しなければならない部分もあるように思います。また、検査機器のこともございます。今後、医師会の方にも提案し、担当保健師とも十分協議を行って、前向きに検討したいと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 聞こえは、本当にさっき言いましたようにコミュニケーションの基本でもございますので、難聴が認知症を引き起こすというのはデータにも出ておりますし、注目を厚労省の方でも、やはり聞こえづらいと自覚をしている人が21.6%、70歳では25.2%、4人に1人は難聴を自覚していると。耳鼻科に行きましても、本当に高齢者の方々が来ておられるのが目につきまして、ちょっとほかの科に行っていたんですけども、そのようなこととなるほどだと、みんな来ておられるんだなということでそういうふうなことも感じさせていただいたこともあります。そういうことで、医師会との相談というか、検討も必要であるということで、聞こえのコミュニケーションを図るためにも、これからやっぱり社会に出て、まだまだ元気な二次で元気に予防対策をしていただいて、1つの難聴の検査も導入が可能になるようにご検討いただきたいと思います。

じゃ、次の簡易チェッカーによる聴覚チェックの実施なんですけども、これはこの検査の前の、要するに血圧計みたいな気軽にできるチェッカーを導入していただく。そして、そこからちょっと自分で聞こえにくいとか、そういうふうに思われたら検診に行く、また病院に行くというような、言うたら予防の前の取り組みになるんですけど、1つの予防なんですけどももう一つ前の段階の取り組みです。保健センターにも血圧計が置いてありますけど、そういうふうなとらえ方で、お金もそんなに高い物じゃありませんので、これは埼玉の老人介護施設の会長であります医学博士の小川さんというのが勧め、開発というかされたんですけども、これから本当に高齢者の方々、実に認知症には耳の聞こえにくいというのは大きなかわりがあるって、寝たきりの1つの原因にもだんだんくなっていくということで、コミュニケーションが図れない、自分一人の世界に入ってしまう、外に出なくなる、話ができなくなるというようなことにも進んでいくというのを調査で出ておりますので、簡単にチェックができるようなそのような場所があればなと思って、提案をさせていただきましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 簡易チェッカーということでございますけれども、この簡易チェッカーにつきましては、金額は安価で購入できると聞いております。介護予防や難聴の自覚という早期発見につながる対策として、これは大変有効なご提案と考えております。ただ、これにつきましても、血圧計のように置いてご利用いただくものなのか、それとも、保健師が計測をするのか、検査場所、設置場所について、今後検討させていただいて、これにつきましても前向きな形で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） よろしくお願ひいたします。

じゃ、次の項目に行きたいと思います。（5）の介護予防事業ですね。介護支援ボランティアの導入なんですけれども、これは私、以前2回質問させていただいて、今回3回目なんですけれども、その後、どこまでご理解をさせていただいているのかというあたりも、ちょっと確認をしたいんですけども、以前の担当の部長にも自分なりにお伝えをしたつもりなんですけれどね。ちょっとどうかいうあたりですね。目的としては、元気な高齢者介護支援ボランティアとして、社会でしっかりと自分の役割を果たしていきながら、ポイントを上乗せをためていって、換金をしていって、それを自分なりの介護予防の方につなげていく、使っていくという制度なんですけども、これについてどのように、今までの取り組みと、どう理解させていただいているのか、そこあたりもよろしくお願ひします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 介護予防事業につきましてのボランティア制度の導入につきましては、この介護支援ボランティア制度を設けることによって、高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域に貢献しようという意欲は高まるものではと考えます。また、地域社会で自分の役割を持つよい機会にもなりますので、認知症やうつ病等の介護予防につながる可能性はあるものと考えております。

近年、各種団体が取り組んでおられ、その効果も聞いているところでございます。それで、この件につきまして、私の議会の一般質問の中で幾度か富木議員のご質問を聞かせていただいております。しかし、直接担当ではございませんでしたので、この件に関しましての深い認識はございませんでした。それで今回、ご質問いただきまして、自分なりにまた関係職員の見聞も聞いた上で検討させていただきました。

まず、制度導入するという方向で考えますと、幾つかの問題を解決していかなければなら

ないという部分がございます。私としては、まずその部分をその問題を調査させていただきたいと現在考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） この提案をずっとさせていただいている目的というか、私の考えなんですけど、今、介護保険の介護報酬改定、また、第5期の見直しが行われております。介護保険への、今回は震災についての影響も大きくいくんですけども、それだけではなくて、今後高齢者の介護保険料というのは、2000年に全国で月2,911円だったのが現在は4,160円。これは全国平均ですから、厚生労働省の試算では来年は月5,000円を超えてしまうということで、保険料の軽減策を検討をしているところでありますけれども、結局は自治体の基金の取り崩しのみで、そのようなことしかない。負担については限界が来ってしまうということで大きな問題になっています。基金の取り崩しだけをずっとやり続けるということも、もううちも取り崩し基金がそんなになかったと思うんですけども、すべて地域支援事業12.5財源の中で、それをどう地域支援事業、介護予防に使って、それを基金にそのまま積み立てるというようなことではなくて、それをまた介護保険料にということじゃなくて、それはもう結局限界が来ますし、そのようなことばかりするんじゃなくて、やはり先の見えた話ですので、介護予防にしっかり使っていただいて取り組んでいくという姿勢が大事ではないかと思ひまして、質問をさせていただいているところです。

問題点、財政面であるとかいろんなことがあると思ひますけれども、委託であるとか、そういうことが大きな問題になるかと思ひますが、その点、お願いできますか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 今、おっしゃいましたとおりでございます。まず、管理機関として社会福祉協議会と行うとして、現在の社会福祉協議会の体制で可能なのかという問題と、それと介護保険料特別徴収者への滞納、収納事務の影響ですね。それと、今の地域支援事業の予算の範囲内でこの事業は可能なのかという問題を解決、調査すべき点があると思ひます。今すぐにこの制度を導入するということは大変難しいということではないかと思ひしております。ただ、少し時間をいただきまして、大きな課題から1つずつ考えていきたいと思ひしております。これは議員のおっしゃっておられる制度を導入する、導入しないということではなく、この問題点をまずクリアできるのかどうか、そこから取り組まなければならないのかと考えております。大きい観点から、将来的には保険料の軽減や介護予防につながるということは十分認識いたしております。可能なのかどうなのか、関係機関とも十分協議をいたしま

して考えたいと考えております。今しばらく時間をいただきたいと思っております。早急に  
取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 今、部長の方からいろんな調査といいますか、相談をしながら今回は  
具体的に問題点も出てくる部分もしっかり掘り起こして、委託先が社協になるかと思うんで  
すね。そういう機能がしっかりと受け皿としてできるのかとかいう問題があるかと思ひます。

ちょっと戻りますが、すみません。地域支援事業、今現在でどのような形で、また予算的  
にはどれぐらいかかっているのか、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 地域支援の状況でございます。22年度で見ますと、介護予防事  
業の二次事業といたしまして事業なんですけれども、二次事業対象者把握事業をはじめ、運動  
機能向上教室、口腔機能向上教室、閉じこもり・うつ予防訪問事業、認知症予防教室等でご  
ざいます。一次予防事業といたしましては、介護予防出前講座、高齢者教室、ひざ痛・腰痛  
予防教室、友愛チームをはじめとする住民活動への助成等、22年度では1,700万の決算でご  
ざいます。平成23年度は、予算は約3,000万でございます。22年度の今言いました事業に加えま  
して、日常生活圏ニーズ調査費用を現在支出いたしております。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 地域支援事業の中で、やっぱり取り組みというのは気長に、また結果  
がすぐ出るものでもないもので、こういうふうなご苦労いただいて二次予防事業をやっていた  
いでいますので、これはこれとしていい面を取り上げて、また、予防事業については予算  
のこともありますが、平成23年度では3,000万ということで、予算的に今回の事業がどれぐら  
いになるか、抽出をしないとわかりませんので、そのあたりもしっかりと精査というか調査  
していただいて、具体的な数字と状況を把握していただいて、将来の計画というか、その制  
度、取り組みがどう目的を果たしていくというようなこともしっかりと検討していただいて、  
相談をしていただいて、社協の意見も聞いていただいて、そして進めていただきたいと思  
ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、すみません。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 寝屋川の資料をお渡ししたと思うんですけれども、寝屋川では「元氣

アップ介護予防ポイント事業」ということで先進的に進められて、まだまだこれから拡充をしていくということで取り組みをされていますので、ちょっとそのあたりも聞いていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

では、次、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 次なんですけど、子育て支援の充実ということで質問させていただきます。（1）の質問ですが、我が町の子育て世代の実態と子どもの医療費助成の実施状況ですね。これをまずはお聞かせ願いたいと思います。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） まず初めに、我が町の子育て世代の実態と子どもの医療費助成の実施状況ということでございますが、子育て世代を取り巻く環境は少子化、核家族化、生活スタイルの多様化など急激な変化をいたしております。また、不安定な経済状況によりまず生活設計への不安と、子育て世代にとりましてはとても深刻な状況であると考えます。そのようなことを踏まえながら、乳幼児を養育されておられる方々に対しまして、医療費の一部を助成し、乳幼児の健康保持及び福祉の増進目的で実施をいたしております。

実施状況につきましては、まず、対象はゼロ歳から就学前まででございます。次に、所得制限は児童手当に準じた形で実施をいたしております。一部負担は、通院500円、入院1,000円でございます。助成制度は一時立てかえ払いで、三、四カ月後に一部負担を除いた部分を償還する形でございます。今申し上げました乳児医療制度はすべて奈良県の基準を活用いたしております。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 今、若い世代の経済状況というのはすごく厳しい状況になっています。すべて医療費は無料にしてほしいとか、安心して病院にかかれるようにしていただきたいとか、そのような声が全国的に聞かれているということの子育ての方々は強く望まれているという現状だと思います。上牧町で今の状況、内容を聞かせていただきましたけれども、まず、所得制限、一部負担、窓口無料化、医療費についての通院、入院も奈良県の制度に基づいてそのままやられているということで、まず、その中で私は内容の項目から3点についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

まず、所得制限なんですけれども、所得制限については私、子育て中の方々に相談を受け

たことがございます。実際に福祉課へも一緒に行かせていただいて、いろいろと相談をさせていただいた。担当課では丁寧に対応していただいたんですけども、やはり所得制限がかかっているために、子どもさんが持病であるとか定期的に検診が必要であるとか、そのようなところで医療費の負担が、3人子どもさんがおられました。1人の子どもさんにそれだけ医療費の負担がかかりますと、所得があっても医療費がそのように大変であるというお話を聞かせていただいて、いろいろと相談、いろんなところから相談をさせていただいたんですけども、やはり所得にかかってしまって、ほかに方法がないということで、そのときはその方法しか、ほかに方法がなかったということがありました。そのようなこともありまして、所得制限がどのような影響であるかということをお伝えしたいのと、いろんな病気を2人、3人、子育てで少子化でどんどん将来の子どもを育てていってほしいと言うても、若い世代、今まで本当に上牧町は特に我慢もしていただいているかなと思います。その点から所得制限について、まずはお尋ねをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 所得制限につきましては……。

○8番（富木つや子） 今のところ。

○住民福祉部長（塚 尚起） 近隣町の状況も含めて説明させていただきます。これにつきましては、近隣町の王寺町、広陵町は撤廃されております。また平群町、斑鳩町も撤廃されております。当町の場合、撤廃いたしますと、財政影響額は概算で80万円程度かなと考えております。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 80万ということでびっくりするんですけど、もっとあれなんかなと思ったんですが、先ほど言ったように慢性的な病気がある、子育てを頑張っているお母さん、公平にしていきたい。これは県にお聞きしたんですけど、39市町村のうちに、撤廃は30市町村、あと残りは撤廃していないところが9ということですね。そのあたりもしっかりととらえていただいて、取り組みをぜひお願いしたいと思います。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） そうですね。奈良県下で撤廃している団体は30団体ということでございます。十分、これらを含めて検討したいと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） はい。次に窓口負担について質問いたします。これについても県に従ってですので、1回全額、一部負担も払って、そして医療費に例えば3,000円かかったらそれも払っておいて、後から返ってくるという申請を。申請してどれぐらいで返ってくるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 4カ月前後でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 4カ月もかかるんですか。それでやっぱりおっしゃるんですね。やっぱり1回払っとかなあかん。財布から出ていくわけですから、後から返ってくるとしても、継続的にずっと病院にかかり続けるとなると、本当に負担、大変やなと思います。この窓口負担を、要はもうなくしてほしいと思うんですけどもね。そのやり方が、これは埼玉県鶴ヶ島というところでもされておりますし、少しずつ今しているんですけども、1回国保連合会、社会保険支払基金への業務委託をする。1回払ってそこにもらって、後から使った分は逆に保険者である個々の自治体がそっちに払うということで、そしたら窓口負担はゼロで済みますので、また、一つ一つそれを申請する、4カ月たびに、何人かの方々から申請されたら、一つ一つ申請をしていると思うんですけども、その手数料とかもかかっているんだと思うんですね。その手数料もどれだけかかるのか。そういうことを考えると、今回、医療機関で1万円医療費がかかったとして、保険者は、保護者は2割か3割の負担を窓口で払って、残り8割、7割を保険から支払えるということで、それで保険から10割払って立てかえてもらって、それを使った分を自治体がまとめて払うということで、そうすると手数料もなくなりますし、そういう意味では1回振り込めばいいということで経費削減にもつながりますし、その保護者の方々についても財布から出さなくていいと思います。そういう部分で、そういう支援も大切だなと思いますので、ちょっとその件についてもお願いいたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 窓口負担につきましておっしゃったとおり、医療費支払いの際に乳幼児医療費につきましては、一時立てかえ払いという形で一般の受診者と同じように保険による3割等の自己負担を支払わなければなりません。これは奈良県の形として国保連合会の事務処理で統一されております。おっしゃったとおりでございます。現在の形を変えることはちょっと困難かなと考えます。ただ、今、議員おっしゃった多くの住民の要望ということであれば、今後、県の方には住民の要望として団体から強く要望してまいりたいと考え

ておりますので、また議員に詳細を聞かせていただきたいと思いますと考えております。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） ぜひ県の方に要望していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

では、次、無料化の拡大について、これも平成22年3月に私、6年生までということではっきり申し上げました。だけれども、思いとしてはやはり義務教育終了までという気持ちもあるんですけども、やはりそのように最終的には願っています。だけれども、今、財政状況等もいろいろあるかと思うんですけども、やはりその拡大について、6年生までということが、今のところは、最初は6年生までというような思いがあるんですけども、その点についてはいかがでしょうか。通院、入院ね。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 対象年齢の拡大ということでございますけれども、この近隣のことも含めて話させていただきます。北葛四町とも県の基準で現在は実施されております。近隣町では斑鳩町が入・通院とも中学卒業まで、三郷町は入院のみ小学校卒業まで対応を拡大されております。この分の試算をいたしますと、例えば、小学校3年生まで入・通院を拡大した場合、一般財源は概算でございますけれども、約2,000万が予測されます。さらに、小学校6年生まで拡大した場合の一般財源は、これも約2,000万が予測されます。合わせて4,000万の一般財源が必要となります。さらに中学生までとなれば、これも概算でございますけれども、約2,000万ということで、中学生までとなると6,000万円の一般財源が必要であると考えられます。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 小3まで2,000万、それから小6が2,000万、合わせて小6までとなると4,000万かかるということですよ。中3、義務教育終了までは約6,000万以上かかると思っています。そういう意味でも、今、財政的にやっと脱却したばかりなんですけど、まだまだ財政は厳しい状況にあるかと思っておりますけれども、さっきも言いましたように、若い世代、随分この件については、近隣の市町村であるとか、隣、斑鳩町など特に特別なんですけども、ただやっぱりに現に中3までが無料化であるとか、そういうようなことも皆さん、若い世代はいろいろ検討されているというか、限られた収入の中で生活をしていかないけませんので、医療費のさっきも言ったように4カ月も待たなあかんと。次のをもらおう思うたら、また病院

に行く、ほんで4カ月、ずっと医療費でお金がかかっている状況なので、段階的にもこの制度を進めていっていただきたいと強く申し上げたいと思いますので、県も状況の、先、要望もしていただき、これからの若い世代をどう上牧町に住んでいただくかということで、取り組みをお願いしたいと思うんですけども、そのあたりの財政状況というのは担当課で一番よくわかっていますので、どれが一番若い世代のニーズにこたえていかなければならないのか、いろんな角度から情報も調査をしながら、進めていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 子育ての対しましての医療費助成制度は、健やかな子どもを産み育てる環境づくりの一環として、子どもの健康保持と増進を図るための制度として重要な部分であると認識をいたしております。ただ、この制度の各種要件を見直すとなれば、その部分すべてが町の単独事業となりますので、町財政の負担が大きく、重要な部分になるのではと考えます。見直した後は経常経費となってまいりますので、見直しとなれば、どの部分をどのような形で拡大するのか、慎重に検討すべき必要があると考えます。今後、慎重に検討してまいりたいと考えます。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） それでは、最後に町長にずばりお尋ねをしたいと思います。

今回、健全化団体を脱却したとはいえ、財政的にはまだまだ大変な状況、また、これから改革推進債の返済であるとか、そのようなことも考えますと慎重にいかなければならないという状況もよくわかっております。だけれども、上牧町を担い、これから住み続けていただく若い世代のために今後どのような支援をしていかなければならないのか、そういうふうな町長の考え方ですね。町長は平成22年3月の際に、やはり若い世代はしっかりとこれから子育て支援をしっかりと、町の活性化、まちが活性化して住んで定住していただくということ、そうするとちゃんとそのような形で町を守ることにもなっていきますので、町長がしっかりと若い世代に子育て支援を考えているとおっしゃいましたけれども、その具体的なこの中の1つの子どもの医療費の拡充について、具体的に町長はどのように考えているのか、小6まで私は希望いたしておりましたけれども、段階的にどのように考えてこれから取り組んでいただくのか、そこあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） この問題につきましては、富木議員の方からことしの3月に一般質問で

取り上げていただきました。また、今議会の委員会の中でも石丸議員の方からもこういう問題、その他の問題でも意見として聞かせていただいております。ちょっと全体的に私が今、考えていることをお話させていただきたいなと思います。

ようやく健全化団体を脱却いたしました。それで、皆さん方のお手元に決算の概要もお持ちでございますので、今、22年度決算で経常収支比率が90%を切る状況にまで回復をしてきたと。平均的にいきますと、もう少し下げる必要があるわけでございますが、約10%開きが出てきている。標準財政規模約50億でございますので、その1割、5億が単純計算でございますが、一般財源分としては余裕が出てきたなと考えられる状況になってきているということでございます。

そういう中で、今現在、人口がどんどん下がってきていると。この調子で行きますと、2万4,000を切るのももう間近なのかなというような人口の減少の傾向でございます。この減少、私は以前からとめたいと。とめる方法はどのような方法があるのかなと。いろんな特色を出すということも大事でございますが、若い世代に入ってきていただくと、こういうことを考えたときに、子育て支援、こういうものにめりはりをつけたやり方をしないと、実際論、私もその声を聞いておまして、上牧町は福祉の施策が手薄いと、子どもを育てていくのにやっぱり有利なところへ行きたいというような声を聞いております。実際、広陵町に転出したであるとか、斑鳩に変わるんやという声も私は直に聞いております。大変、歯がゆい思いをしたわけですが、実際にそのときには上牧町は何も手立てがないわけでございますので、どうしようもないと。それと、皆さん方のお手元の方に三軒屋地区の開発の図面も新たなものが出ておると思います。そこで住宅地の開発もようやく一帯開発として県の方も認めるということで、そういう形でどうも進みそうでございますので、そういう形になりますと、その住宅が実際売れるのかというようなことも、これから上牧町としては大きな問題になってくるのかなと。特に若いお母さん方が望まれるのは、教育環境、それと福祉、特に子育て支援が充実しているのかと、こういうことも不動産を販売する上において、1つの材料になっているということは事実でございますので、人口の減少をとめていく、人口をふやしていく、自主財源をしっかりと確保していく、町に活気を取り戻していくと、そういうことを考えますと、今おっしゃっていただいているようなこの問題については、なお一層、積極的に取り組む必要があるというふうに私としては考えております。

ただ、脱却したばかりでございますので、一般財源分、これがどのように確保できるのかをしっかりと財政計画を立てなくてははいけませんので、やるわ、あかんからやめますと、こ

ういう制度、こういうものの考え方、政策ではだめなわけでございますので、これはもう経常的な経費、扶助費でございますので、極端に言えば義務的な経費というふうに考えられるような政策でございますので、しっかりと毎年、必ずやれるというようなものの考え方で、これから担当部、担当課にも指示をして財政と十分打ち合わせをしながら、どの程度やれるのか、一気に小学6年まで、中学生までというわけにはなかなかまいりませんが、段階的にやれるようにしっかりと考えていきたいというふうに思います。

○議長（東 充洋） 富木議員。

○8番（富木つや子） 町長の思い、気持ちを聞かせていただきました。ありがとうございます。この子育て支援、子どもたちのことについては学童保育、また、ことしからプールが再開されまして、やはり町長がおっしゃったとおり、子どもたちの声がまちの中から聞こえるというのは本当にいいことだなと、私はこの点についてはわざわざお電話もいただいて、「プール、行ってきたんや、よかった」ということで、そういうお声もいただいております。

今、町長がおっしゃいましたように、財政的なことが一番本当に見極めながらやるということで、だからと言って、子育て支援はしっかり取り組んでいかなければならない。一気にとは行かないけれども、徐々に段階的にということをお聞きいたしましたので、私もその点についてはぜひ取り組んで、今、その時期が来たんじゃないかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

では、今回の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。以上です。

○議長（東 充洋） 以上で8番、富木議員の一般質問を終わります。

11時5分まで暫時休憩といたします。再開は11時5分からいたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議長（東 充洋） 再開いたします。

---

◇石丸典子

○議長（東 充洋） 次に、5番、石丸議員の発言を許します。

石丸議員。

（5番 石丸典子 登壇）

○5番（石丸典子） 5番、日本共産党の石丸典子です。一般質問の通告書に従い、一般質問を行わせていただきます。

まず初めに、台風12号の大雨で奈良県南部と和歌山県に甚大な被害をもたらしました。被災された皆さん、台風12号によって犠牲になられた方々と被災された皆さんにお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、一般質問に入ってまいります。

一般質問は大きく項目3つから成っておりますが、まず第1点目は、原発から自然エネルギーへの転換について、2つ目には介護保険と高齢者福祉について、3つ目は大型店舗出店に関してです。

まず1つ目の原発から自然エネルギーへの転換についてです。

福島第1原発事故から6カ月が過ぎましたが、原発被災者は今も不自由な避難生活を強いられています。そして、放射能汚染による健康不安は全国に広がっています。福島原発事故は重大な問題を突きつけました。まず1点目には、これまでの事故とは異質な危険という点です。一たび重大な事故が起これば、放射性物質が放出したら完全に抑えることができません。被害が日本中に広がります。そして、その被害は何万年もわたる将来にまでわたります。そして、地域社会が存続しなくなる。このような点で、これまでとは違った危険があります。2つ目には、技術の問題です。核燃料を燃やす過程で生まれる莫大な放射性物質、死の灰と言われておりますけれども、これをなくすとか、完全に閉じ込めたりはできません。また、使用済み核燃料を後始末する方法がありません。もう1つの危険は、世界有数の地震国、津波国には大変危険な原子力発電という点であります。このような原発の危険性から、エネルギー政策を再生可能なエネルギーへ見直しを進めることが必要です。現在、日本の電力の4分の1を原子力発電に頼っています。自然エネルギーは、例えば太陽光、中小水力、地熱、風力など挙げられますけれども、これらの自然エネルギーの具体的可能性は、原発発電量の40倍になると言われています。

福島県で被害に遭われた人の「原発さえなければこんなことには」の声と、目に見えない放射能が環境や健康にどんな被害をもたらすのか、不安になっている日本中の声にこたえ、日本共産党は政府が原発からの撤退を決断し、原発をゼロにする期限を決めたプログラムを

つくることを求めています。

そこで、次の3点についてお伺いをいたします。

まず1点目でありますけれども、放射能の影響が大きい子どもの健康を守る対策をとるため、町内での放射能物質の定期測定と、そして公表が必要であると考えます。町の取り組みについて伺います。

そして、2つ目でありますけれども、危険な原子力発電に対して、国、関西電力に対して、しっかり意見を町長から言っていただきたいと思います。また、原発からの撤退の申し出を求めるものでありますけれども、町長の見解をお伺いいたします。

そして、3つ目には、町として自然エネルギーの採用を取り組む研究が必要かと思われまますけれども、町の見解をお伺いいたします。平成22年度におきましては、上牧町では国の交付金制度を活用した太陽光発電の導入が、上牧小学校、第三小学校、第二中学校において行われましたけれども、このような取り組みをさらに拡大することが必要だと考えるところで

次に、二番目の介護保険と高齢者福祉についてお伺いをいたします。

介護保険法の改定が6月15日に行われました。介護保険制度が始まりまして10年がたちますけれども、いよいよ保険あって介護なし、このことが明らかになってまいりました。今回の改定では、軽度の方を保険給付から外す、このようなところが問題となっております。要支援の方、また介護予防の対象以外の方を予防介護日常生活支援総合事業ということで、市町村が決めて創設できるとされました。しかし、この介護予防日常生活支援総合事業には問題点があります。1つ目には、サービスの質が保たれるのか、2つ目には介護サービスが取り上げられる可能性があるということ、3つ目には財源、事業費が制限され、これまでのような介護給付費の中でのサービスが受けられないなどの問題点があります。

私は、一般会計での高齢者福祉事業をこれまで以上に充実させるべきだと考えるところですが、例えば、ひとり暮らしの高齢者、高齢世帯への配食サービスなど、以前に行われていた事業の復活など提案したいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

3つ目には、大型店舗出店に関してです。

5月1日に都市計画決定されました。その後、5月27日には、上牧町と出店業者代表との口頭での基本合意がなされ、地区計画がいよいよ進む段階になってきております。そして、6月22日、6月議会では、都市計画道路造成のための調査費が可決したところです。今、多くの住民の皆さんからは、交通渋滞、交通安全など環境問題との対策が必要であるというふ

うな意見を出されております。また、特に服部台の住民の方々からは、目の前の近商ストアが撤退するのではないかと、買い物が不便になるのではないかと不安が出されております。

5月1日の都市計画決定以後、その後の経過をお伺いし、住民への十分な説明会を、どのような時期に、どのような形で開かれようとしているのかお伺いをいたします。

以上です。再質問につきましては、質問者席で行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、1番目の項目につきましては、質問の相手、町長だけと記させていただきましたけれども、担当部、担当課の方でご用意いただいていることがあれば、ご回答をよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） それでは、1番目から順次お願いいたします。

○議長（東 充洋） 水道部長。

○水道部長（杵本和敏） それでは、①の町内での放射能物質の定期測定についてということでお答えさせていただきます。

昨日の辻議員の質問にもありましたように、答えは同じ重複するようなものになりますけれども、定期測定、直接住民の皆様の方に毎日入るものとして、水道水というものが一番心配されるであろうということで、水道水についてお答えさせていただきたいと思っております。水道水につきましては、上牧町といたしましては、県営水道100%依存しておりますので、県の方で検査していただいている、あるいは県の水道局で検査していただいているということで、この県においても県の水道局においても検査されておる結果は、放射性セシウムあるいは放射性ヨウ素というものは全く検出されておりません。したがって、本来ならば、町で測定する必要はないと考えておりますけれども、念のため、住民さんの不安解消ということで、検査を町でも行っております。結果につきましては、まずこれを5月11日に桜ヶ丘2丁目で採取した水を検査しましたけれども、放射性ヨウ素、セシウムについては検出されておらないというところがございます。今後につきましては、今月の20日に再度検査する予定であります。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） その他の測定はいかがでしょうか。特に子どもへの影響が大きいということで、小中学校等グラウンド、また公園等が必要であると思っておりますが、いかがですか。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） 昨日もお答えいたしましたけれども、9月に入りまして測定器を購入することができましたので、各中学校、各小学校、幼稚園のグラウンドで空間線の放射線測定を実施いたしました。いずれも通常自然界に存在する値であり、正常の範囲内でした。この結果につきましては、ホームページ等で公開していきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） その後、定期的な測定をということでは、どのような予定をされておりますか。1回だけはかってよしというわけにはいかないと思いますが、定期的な測定をお願いいたします。

○議長（東 充洋） 教育部長。

○教育部長（竹島正智） せっかく機器を購入いたしましたので、次回、運動会の前、その後も1カ月をめどに定期的実施していきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 早速の対応をありがとうございます。9月に入って測定器を購入されたということですが、なかなか町としては測定が難しいのかなと思っていたところですが、やはり放射性物質は少なければ少ないほどいいということで、基準というものは設けられていまして、全くなしというわけではありませんので、その辺についてはしっかり測定をされ、そして対処が必要な場合が出たら、除染ということも必要になってまいりますので、よろしく願いいたします。ホームページ、広報等でも結果をしっかり町民の方にお知らせしていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、2つ目の町長にお答えをしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 国、関西電力に対しての原発からの撤退と自然エネルギーの採用をということでございます。きょう、新聞を見ておりましたら、野田首相の所信表明の中に原発の話も出ておりました。ちょっと見ておりましたら、自然エネルギーを中心にこれから考えていくと。将来的には、原発の依存度を低くしていくんだというふうなものの考え方が出ておりました。今、日本の国の状況としては、原発を推進していくというようなものの考え方としてはなかなか国民は納得できないだろうというふうに思います。ただ、既存の原発については、再稼働できるものから再稼働していくということもあわせて、野田首相の表明の中に

もございました。日本の国情、それから経済等を考えますと、すぐさま自然エネルギーに頼っていくということは、すぐにはできないだろうというふうに私も考えております。私、科学者でも評論家でもございませんので、いろんな難しいことはわかりませんが、電気、電力が、エネルギーがないとすれば日本の産業は成り立たないわけでございますので、すぐさま原発を廃止をして、自然エネルギーに頼る電力で日本の経済を賄っていくということは、今現在の段階では不可能だというふうに私は考えております。ただ、国民に対してそれぞれ電力会社の説明不足は当然あるわけでございますので、先般、関西電力の方から節電に対してのお願いにいられたときに、関西電力の方に「今の状況では原発の推進はできませんよ」と、「十分説明がなされていない」と、「この状況で新たな原発の推進はできないというふうに私は考えます」と。ただ、日本の国情を考えますと、すぐさま自然エネルギーですべての産業を賄えるだけの電力がないわけでございますので、稼働できる原発については、やっぱり稼働していかなければならないのかなど。将来的には原発の依存度を低くするというのは当然だろうと思います。ただ、関西電力の責務としては、やはり不安を与えないという意味から情報の公開、それと、多重防御、これをしっかりと電力会社もやる必要があるのかなというふうに私は考えております。太陽光、風力、水力、火力、いろんな自然エネルギーがあるわけでございますが、なかなか日本ではそれで産業を賄っていくというのは難しいだろうなというふうに私も思いますので、すぐさま原発を廃止するというような考え方はできにくいのかなど。ただ、国民に不安を与えるということは確実にございますので、それぞれ電力会社も責任を持った対応をすべきだというふうに、私としては考えております。

ヨーロッパのように大陸でございましたら、国同士、例えば、電力の融通ができるわけでございますが、日本は島国でございますので、しっかりと自分の国で安定的な電力を確保すると。それが日本の経済力になるわけでございますので、そういうことから、これからしっかりとそういう問題についても取り組んでいく必要があるのかなというふうに今は考えております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 今、町長のお話では、広く町民の方とお話をしている、確かにそのような意見もいただくのはたしかでございますが、現在、原発は日本中に54基ありますけれども、そのうち約3分の1が稼働している状況であります。現在の原発以外の総発電量は、それと1990年度のバブル経済だったころの原発を含めた総発電量と、現在の原発以外の発電量がほぼ同じ水準ですから、原発からの撤退は無理な課題ではないというふうな試算もされて

おります。確かに、ことしのように夏場でも節電など対策は必要でありますけれども、そのように原発に頼らないということをまず国が決断をすると。それこそが自然エネルギーの開発や普及に向けた本格的な取り組みができるということを申し上げておきたいと思っております。

エネルギーに対する予算、2007年から2011年の5年間でありますけれども、この5年間で原子力関係は2兆円以上使われております。そして、自然エネルギーに対しては、原発の2兆円の約3割と言われている6,000億円にとどまっていますから、国のこういうふうな予算の使い方自体も大きく影響してくると思っておりますが、何といたっても島国でエネルギーの他国との流通などできないということでありまして、島国であって地震国、津波が一番多発する危険性があるということでは、大変危険であるという観点からは、電力が足りる、足りないという問題以前に国民の命がかかわると。将来の子どもの健康にも大きな影響を与えるという点で、大変危険であるというところは大変重要であると思っておりますので、この点については多くの皆さんと議論も必要であると思っておりますけれども、原発からの撤退ということで自然エネルギーに本格的に転換をしていくということで、今、街頭からの署名活動なども組み合わせていただいているところです。

そして関西電力の福井県若狭湾、実は私の郷里でありますけれども、この奈良県から100キロ圏内に入っております。その中には、関西電力の原子力発電所が11基、日本原電が2基ということで13基ありますけれども、やはり直接近畿圏にも影響してまいりますので、関西電力に対してもしっかりと町民の立場で意見を申し上げていただきたいと思います。

それでは、町として自然エネルギーの採用をとということで、なかなか一度には難しいと思います。水力発電など特に川があるわけではなし、大変だと思っておりますが、例えば、公共施設の屋根でありますとか、また、使っていない町有地等を活用した太陽光発電の促進などいかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） ちょっと前に菅さんが首相のときに、ソフトバンクの孫さんが日本国中の遊休地、たくさんあるんだから、それを利用して太陽光発電をやれば今の原発はすべて廃止しても十分電力は賄えるというような話から、菅首相もそういう意向でお答えをされたのがございました。現実、それも私の個人的な意見でございますが、片方で自給率を上げようと言いながら、片方で遊休農地をそういうものに使えと、相反するものの考え方なのかなというふうに思いながら聞いておったんですが、太陽光発電ですべての電力を賄うというものの考え方ではなしに、それを普及させることによって各家庭が自分の家の電気を賄えるよう

な形になれば、自然的にそういう流れになっていくのかなというふうに私としては考えます。それで、恐らく国も現政権も考え方としては、原発依存度を少なくしていこうという考え方があるわけですので、恐らく補助制度としてそういうものがまた新たに打ち出されるのではないかなというふうに思うわけですので、そういうものをこれからも利用しながら、太陽光発電、自然エネルギーを利用する施策をできるだけ講じていきたいというふうに考えます。

それと、各家庭もできるだけ、やれる家庭もやれない家庭もあるわけですので、できるだけそういうものも促進ができれば、なお一層、そういうものに弾みがつくのかなというふうにも考えます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） お聞きをしておきます。国でも、再生化のエネルギー買い取り法案が全会一致で可決をされたところですので、今後、そのようなエネルギーを利用するような法を活用したということも出てくると思いますので、また研究のほどもよろしく願います。

それと、先ほど太陽光発電だけですべて賄うことはできないというふうな町長の発言でありましたけれども、確かにそうであります。いろんな研究が要りますし、節電も大事でありますし、もう一つ大事なことは、これまでのような生活形態とか店舗の24時間営業の店舗であるとか、長時間の過密労働の時間帯を見直すとかいうことも大きくかかわってきますので、これは日本社会全体にかかわる大きな問題であり、日本の大きな課題であると思いますので、今後もまた、議会でも取り上げ、提案をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。ありがとうございました。

それでは、介護保険と高齢者福祉についての項目をお願いいたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 介護保険と高齢者福祉についてでございますけれども、平成24年度から市町村の判断により、要支援者、介護予防事業対象者向けの介護予防日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できる制度が創設されます。市町村、地域包括センターが利用者の状態像や意向に応じて予防給付で対応するか、新たな総合サービス地域支援事業を利用するかを判断することになるとは聞いておりますが、国、県からの詳しい説明はまだ通知がなされておられません。詳細な部分を確認して、住民の方々にできるだけ総合的な支援ができ、財政上無理のない高齢者福祉事業を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 介護保険の改定の大きな問題のところは、介護予防給付費の削減ということで、軽度の人を保険対象から外していこうというところが大きな特徴であると、私なりに理解をいたしました。現在は、要支援1、要支援2の方については、予防給付が受けられる制度でありますけれども、これを市町村の判断で介護保険の会計の中の総合事業ということで移行させることができるということでありまして、この総合事業といいますのは、全国一律の基準に基づいておりません。市町村の判断でサービスを行いますので、これまでのように訪問介護やデイサービスなどのように人員や施設、運営などの基準がありません。そして財源についても、現在の地域支援事業の中に組み込まれるということですから、介護給付費全体の費用の3%以内というふうな制限もありますので、すべてこの事業で賄うというのは大変だと思われまして、また、多様なマンパワーの活用ということが示されてきていますけど、その中では専門職以外に、例えば、ボランティアさんなどに任せて費用を抑えるということも起こりかねませんので、この総合事業のところについては十分検討をいただきまして、これまでのように軽度の方、要支援1、2の方もしっかり保険給付で賄えるよう、町としてご努力をお願いいたします。先ほども壇上で言いましたけれども、この介護保険制度は、介護が必要になれば社会全体で見っていくという制度でありますから、軽度を排除することであれば、ますます保険あって介護なしということでありまして、その点をよろしくをお願いいたします。

そして、提案でありますけれども、現在、上牧町の一般会計の中では、高齢者福祉ということで行われているのが、扶助費という形で行われておりますけれども、約22万程度行われております緊急通報装置のシステムということで、その事業が行われております。町長など財政担当者は、扶助費がこれ以上ふえないようにということもおっしゃっておられますけれども、この高齢者福祉の扶助費は主に老人ホームの措置費と、あとその緊急通報システム等となっています。これまでは、介護保険ができる以前はすべてこの扶助費の中でいろんな事業が行われていましたけれども、介護保険と同時に介護保険の会計の中にすべて入ってきておりますので、本来、町が財政負担を行う事業というのはかなり縮小されてきております。平成12年から行われておりました一般会計での配食サービスですね。高齢者、ひとり暮らし、高齢世帯対象で行われたかと思っておりますけれども、これも社協委託で行われておりましたけれども、食の自立支援事業ということで行われてきておりましたけれども、介護保険の会計に

移り、自立支援の事業で材料費の徴収ということが不可能なのでということで、介護保険からも外されて、現在は配食サービスというのを行われておりませんが、例えば、ひとり暮らしの見守り事業としての配食サービスの復活など、町としての検討が要ると思います。

また、高齢者の方、ひとり暮らしの方などふえてきておまして、回らせていただきますと、配食サービスなど前のようにあったらいいなという声もいただきますので、その辺については以前のように調理のボランティアさん、配達のボランティアさんなどを募るのは大変というところもあるかと思いますが、その辺もいろんな形で研究していただきまして、また復活のできるようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 配食サービス事業でございますが、これは今、議員がおっしゃったとおり、ひとり暮らし、高齢者を見守る観点からこういう福祉事業は大変重要なことではと考える。また、以前よりもおっしゃったとおり、ひとり暮らしの方々も増加しており、利用者も以前よりはふえるのではとも考えられます。この件は、社会福祉協議会ともう一度相談をしたいと思います。以前はボランティアさんをお願いしていたと思うんですが、実施に当たってはやはりいろんな課題があるのではと考える。やはり食べ物ということで食当たりの問題、事故の問題、調理、配達の問題を含め、総合してボランティアさんで実施するのか、安全面、確実面を考慮して業者に完全委託にするのか、事業数の問題もございます。もちろん財政面の状況もございますが、いろんな形で検討が必要かと考えます。先ほども申し上げましたが、まず詳細を確認いたしまして、それと社会福祉協議会とも相談をさせていただき、またご報告をさせていただきたいと考えております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 十分検討いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、最後の大型店舗出店に関してのその後の経過の説明をお願いいたします。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 経過ということでございます。昨日も他の議員の質問で答えさせていただいておりますけれども、6月の議会で私の経過説明で、9月の上旬に上牧町の方へ事前協議が出されると聞いておりましたけれども、予定近くになってもなかなか協議の準備が進まないのでも問い合わせたところ、事業者の方から県の方で少し手間取っているということで聞きました。それで、8月25日に調整会議を上牧町で行いまして、その時点で今、皆様のお手元に配付させていただきました新町三軒屋地区における開発計画図というものが出

てまいりました。出店業者の説明によりますと、県の指導で住宅開発の部分についても、今回一体開発として認めると。申請をそういう形に変えよという指導があったので、設計図書、申請図書の変更に手間取っているという説明がございました。そういったことですべてのことが約1カ月ぐらいずれてきているということでございます。オープンの予定に関しましては、平成25年の春は変わらないということでございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 幾つかお伺いしたいと思いますけれども、業者との事前協議は10月ごろということで、1カ月ぐらい延びるということでありまして、5月27日に上牧町と出店業者代表との口頭での基本合意がされておりますけれども、この基本合意の内容は変更はありませんか。その点はおわかりでしょうか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 町に対して事業の負担金といいますか、協力金と申すものは3億900万という数字は変わっておりません。その他のいろいろな細かい打ち合わせにつきましては、業者側、町側ともそれぞれ協定書なりの文を策定いたしまして、両者すり合わせて検討していくということになっております。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 口頭での基本合意の内容は、基本的に変わらないということをお伺いしました。それと、今後の予定ですけれども、先ほど壇上でも言いましたけれども、今回、店舗だけでなく、住宅も同時に開発ということになりましたけれども、地域住民だけにとどまらず、町住民に対する事業の説明等、また環境問題等、不安な問題への対応はどのような形で行われますか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） まず、店舗の建設に伴います大規模店舗立地法でございますけれども、その分の説明は12月に予定をしております。ただ、今回の住宅地の増加分についての説明については、現時点ではまだ計画しておりません。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） きょう、資料を出していただいたんですけれども、以前は三軒屋地区計画というふうなタイトルでありましたけれども、今回、新町三軒屋地区における開発計画図ということで、以前の地区計画という形はもうなくなったということですか。地区計画にプラス住宅開発というふうな理解でよろしいですか。あと、住宅の戸数等もご説明をお願いし

たいと思います。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 地区計画でございますが、地区計画につきましては、店舗部分につきまして地区計画を設定しております。ですから、宅地部分につきましては、その他、除外部分でございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 戸数は。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 宅地部分のご説明でございますが、宅地144区画、平均ですが、183平方メートル、坪数に直しますと約55坪ぐらいになろうかと。区画の道路でございますが、道路部分につきましては、6メートルを計画されております。それと、公園1カ所を計画されておまして、面積にいたしまして1,274平米、集会用地1カ所も計画されているということでございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） きょう、計画図いただきましたので、余り中の詳しいところまでこの場では控えさせていただきますけれども、要は住民さんへの説明ですね。12月に大型店舗に関する説明ということで、これまでの地区計画に関する説明が行われるということでもあります。全体の説明ということでは、事前協議が終わってからという理解でよろしいですか。12月の時点で全体の計画もご説明いただけるという理解でよろしいですか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） まず、この部分についての都市計画街路等の関係でかなりタウンミーティング等、町長の方も説明してまいりまして、6月議会の形でほぼ終了したという形の考え方もっております。今回、また新たに住宅地が出てきたわけでございますけれども、今のところ、この部分についての説明会というのは考えておらないところでございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） この住宅地の当該地はほとんど山林のような状況で、一部三軒屋地区に隣接してくるかと思っておりますけれども、直接、居住者のところには影響はないかもわかりませんけれども、例えば、ゆりが丘、滝川台等の住宅地とを道路が開通しますと、いろんな面で影響も出てくると思っておりますので、ぜひ、全体の計画の住民説明会をお願いしたいと思っております。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 事前協議が出てきましたところで、また検討させていただきます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） よろしく願いいたします。

最後にもう1点、確認をさせていただきたいと思いますが、この今回の計画書は、以前、何年か前に出てきました三軒屋地区区画整理事業にほぼ合致をする住宅地の開発だと思えますけれども、この住宅地に抱える公社用地ですね。どのようになっておりますか。以前は特定土地で2カ所ほど土地開発公社の用地がこの中に含まれていたかと思えますけれども、その点についてご説明をお願いいたします。わかる範囲で結構です。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） ちょっと資料を持ち合わせていないのでございますけれども、この中には、公社の特定土地としてもう売却済みになっている土地がほとんどでございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 一部、開発時に半額が入るという用地はここに入っていた分ではなかったんですか。この店舗用地の南の方のあたり。そのように、ちょっと記憶をしていたんですけれども。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 売却済みと申しあげましたのは、今、議員がおっしゃったように、これが開発が終わりましてから、残りの残金をもらうという形で契約をしております。仮契約はやっておるんですけども、すべてのお金をもらったわけではございません。開発が終わりましたら、残金をもらうという契約になっております。特定土地として、一応売買契約を結んでいるということでございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 以上、お聞きしておきたいと思います。いずれにしましても、この開発のところについては、そもそもところは住民参加でまちづくりが進んでおりませんので、この計画に当たっては全容の説明を十分、全町民対象に行っていただきますよう、そして、住民の交通安全対策と交通渋滞の問題等、住民の意見にもしっかり耳を傾けていただきますよう、よろしくお願いいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（東 充洋） 以上で5番、石丸議員の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。再開は1時再開といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（東 充洋） それでは、再開いたします。



◇長 岡 照 美

○議長（東 充洋） 次に、2番、長岡議員の発言を許します。

長岡議員。

（2番 長岡照美 登壇）

○2番（長岡照美） 2番、公明党、長岡照美でございます。

初めに、このたびの台風12号の豪雨では、県内の五條市や十津川村、また隣の和歌山県にも甚大な被害をもたらしました。13日現在で、奈良県、和歌山県で52名の方がお亡くなりになりました。皆様に心より哀悼の意をあらわすとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、行方不明の方も31名と発表がありました。1分1秒でも早く発見できますようにと祈るばかりでございます。避難生活を余儀なくされている住民も多くいらっしゃいます。できる限りの支援をしていきたいと思っているところでございます。

それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

本日は3点についてお伺いいたします。質問事項の1つ目に、子宮頸がん予防ワクチンについてでございます。若い女性に急増する子宮頸がん対策として、公明党は乳がん、子宮頸がん検診無料クーポンや、予防ワクチンの公費助成の推進を行ってまいりました。厚生労働省が2007年に実施した国民生活基礎調査では、子宮頸がんの検診受診率は21.3%で、20歳代では11%という極めて低い結果がありました。20代、30代の女性が発症するがんの中で第1位あります。日本では1日10人が子宮頸がんによって亡くなっています。ワクチン接種と定期的な検診の受診により、ほぼ100%予防できます。子宮頸がんワクチンや小児用肺炎球菌ワクチ

ン、ヒブワクチンの接種につきましては、23年度の単年度事業となっております。

本日は子宮頸がんワクチンについてお伺いいたします。上牧町でも中学1年生から高校1年生の年齢の女子にワクチン接種の公費助成をいただいているところではありますが、女の子を持つ保護者から、子宮頸がん予防ワクチンの公費助成の継続について問いかねられません。そこで1つ、24年度の取り組みについてお伺いいたします。また、2つ目に子宮頸がん予防ワクチンが途中、品薄状態とのことで、接種時期を待っていただかなくてはならない状態があったと伺いましたが、上牧町での対応をお伺いいたします。

質問事項の2つ目であります。1つに、母子健康手帳についてお伺いいたします。上牧町での母子健康手帳は、妊娠期から出産までの妊婦の健康状態やアドバイス、そして出産時の大切な事項、出生日や時間、生まれた施設や病院、出産後は予防接種や成長の記録を6歳まで記入するようになっていきます。この母子健康手帳について、大阪市では小学校から成人に至るまでの健康記録ができるようになり、ことし4月から配付されております。上牧町でも成人まで利用できる取り組みをお願いしたいところがございます。

②で特定健診受診時に配付の40歳以上を対象とした健康手帳であります。大変有益な健康情報がたくさん掲載されております。ぜひとも幅広い年齢層の方々に配付をし、健康管理をしていただきたいと思います。成人から高齢まで利用できる健康手帳にしていだける取り組みについてお願いいたします。

③に、この2つの健康手帳、母子健康手帳と健康増進法の健康手帳の連携で、胎児から高齢までの皆さんの一生を通して記録する健康パスポートができます。その取り組みについてお伺いいたします。

質問事項の3つ目であります。災害時の避難対策についてお伺いいたします。災害時の避難所については、小学校、中学校、コミュニティー施設、公民館、老人憩の家等の公共施設などが避難所、収容施設に指定されておりますが、こうした施設の耐震性が必ずしも確保されないまま、指定している場合があるのではないかと心配しているところです。地震の影響で破壊し、利用できない状態が危惧されております。そこで、①避難所としての基準をお伺いいたします。次に、②で耐震性が確保されない施設についてはどのようにお考えかお伺いいたします。③といたしまして、上牧町におきましては、子どもたちを守るための学校施設の耐震化は完了しております。また災害対策本部になる庁舎の耐震診断も今後され、耐震工事をしていられると思いますが、収容避難所指定にされている公共施設の耐震化計画をお伺いいたします。

私の質問事項は以上でございます。再質問につきましては質問席で行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） まず、1点目の子宮頸がん予防ワクチンの24年度の取り組みでございますが、上牧町ではことし4月1日から来年3月末までの事業であります。この子宮頸がんワクチンは、2009年に販売が始まりまして、これまで接種を受けた方が国では約238万人と推計されております。まず初めに、上牧町でも状況、対象者、また受診票配布の方はわかっておりますら、まずそれをお伺いしまして、来年度の取り組みをお話いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（吉川師郎） まず初めに、対象者でございますけれども、中学1年生から高校1年生までの合計で475名おります。その中で8月末現在でございますが、160の方が受診されております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 細かいことになるんですが、この160の方に受診票を渡されているという事で、これはまだ3回接種が終わっていない方も全部含めてということですね。

○議長（東 充洋） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（吉川師郎） 7月から始めたところでございますので、まだ1回目を受けられた方ということでございます。

○2番（長岡照美） はい、わかりました。それでは、24年度の取り組みをお願いいたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 子宮頸がん予防ワクチンの接種につきまして、24年度の取り組みということでございますが、これに関しましては、奈良県、国の意向を再三確認しておりますが、9月、今の時点で国、県の方針が定まっておりません。したがって、上牧町の方針もまだ定まっておらない状況でございます。今後、国の動向を確認しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） まず、この事業は今年度限りということで、まだ来年の見通しが立っていないというお話であったと思います。これはまず、3回接種でワクチンのきき目があるということなので、来年3月までとなると、この9月にまず1回目を受けていただかなければ、

来年3月、初回、今月受けていただきましたら、来月に2回目で、半年後というのは来年3月に3回目の接種ということで、この3回でしたら公費助成が受けられるということですが、この9月、10月、11月と受診の申し込みと申しますか、そういう方がある場合はどのように対処されますか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） おっしゃったとおり、今月末、9月に接種をしていただければ、次回が10月末、最終が3月末という接種となりますので、今月中に受けていただければ一番いいんですけども、もし何らかの理由でずれた場合、これ、1回1万6,000円という金額、個人負担となりますので、今の状態ではそのような形となるんですけども、この問題、スタートが品薄状態ということもあって、始まりがおくれておりますので、その部分については、僕個人としての考えなんですけども、検討すべき部分があるのではないかと考えております。3月終了しても、この部分は何回も言いますが僕個人の考えなんですけども、町の責任において、やっぱり最後の分はすべきじゃないかと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、部長、おっしゃっていただきました件で、最終に第1回目をいつまでに受ければ、部長個人の考えとおっしゃいましたが、公費助成として取り扱っていただけるのか、お伺いいたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 今、担当課の方にも、とにかく今月中に受けていただくように、まずPRをしてほしいと。できればそれが一番望みなんですけれども、とにかくあとしばらくでございましてけれども、とにかく今月中に第1回目をしていただくように、まずPRを努力したいと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、部長おっしゃいましたように、今月に受ければ、通常で来年3月に3回目を受けますので、確実な公費助成はしていただけるわけなんです。ただ、今部長がおっしゃったように、発売と言うか、受診がおくれているので、そのおくれている部分を第1回目をいつまでに受ければ、公費助成を認めてもらえるのか、お伺いしたいんです。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 一番最初に申し上げましたとおり、全体的な町の方針、24年度どうするかというのが現時点で決まっておきませんので、僕、先ほど申し上げましたのは、

例えば、2回、今年度に受けておられて、最後の1回が来年度にもつれ込んだ場合ですね。例えば、10月に受けられた。そしたら、最後は来年の4月になりますよね。その場合に、その4月、現状で行きますと個人負担をしていただかなければならないと。その分に関しては、僕個人的に考えておりますのは、かわいそうだと。その1回部分はやっぱり町の方で見なければならぬのかなということで、さっき申し上げたんです。ただ、全体としての考えは、やはりまだ決まっておられませんので、国、県の状況を見て、24年度全体をどうするか。これは国と県の状況を見てから考えたいということでございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） はい、わかりました。やっぱり住民の生命と健康を守るというワクチン接種でありますので、私はやはり恒久的に実施すべきだと考えております。それでは、よろしく願いいたします。

それでは、次、お願いいたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 2番目の件でございます。子宮頸がん予防ワクチンの品薄状態につきましては、住民の皆様にご迷惑をおかけいたしました。上牧町では、国が接種勧奨を差し控えた時点から、子宮頸がん予防ワクチンを希望される保護者の方々、またご本人には品薄状態であることを、誠意を持ってご説明をさせていただき、接種勧奨の差し控えが解除された時点で、ご連絡を差し上げるということをお伝えいたしておりました。そして、平成23年7月10日に、高校1年生の女子の接種勧奨差し控えが解除され、それまでお問い合わせをいただいていた方全員に電話等でご連絡をさせていただきました。また、平成23年7月20日、中学1年生から中学3年生の女子の接種勧奨差し控えが解除され、これもお問い合わせをいただいていた方全員に電話等で連絡をさせていただきました。そして、平成23年7月21日、中学1年生から高校1年生の方々に、子宮頸がんワクチン助成についてというハガキを全員に送付させていただきました。これは、接種期間や接種スケジュール等、わかりやすく記載したものです。また、これをホームページには随時更新をし、最新の情報を提供できる形に努めておりました。

以上でございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） はい、わかりました。もう丁寧に電話等で連絡をしていただけたということで、安心しておりました。

それでは、次にまいりたいと思います。次は母子手帳について、お伺いいたします。まず初めに、この母子手帳、上牧町ではとてもかわいらしい絵柄の手帳になっておりますが、親が我が子のことを思って優しい気持ちで子どもの成長を記録できるようになっておりますが、母子手帳の見直し等はされているのか、教えてください。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） この母子健康手帳は出産までの母子の健康状況や、出産時の記録、出産後の予防接種や成長状況を記入するもので、幼稚園や保育所、小学校に入園、入学されるときにも使用されることもあり、大変大切な記録手帳であると思っております。

三重県では、現在、予防接種の記録に関しまして、多くの任意予防接種が新たに加わったこともあり、小児科医師会や各市町村では母子健康手帳の予防接種欄を改編される取り組みをされていることを受けまして、奈良県健康づくり推進課の方でも取り組みを開始されたように聞いております。現在、当町の母子健康手帳は、国の記載内容に基づいた形で作成をいたしております。議員ご提案の小学校から成人に至るまでの健康記録ができる母子健康手帳につきましては、貴重なご提案かと考えます。すぐにとはまいりませんが、母子心理にも母親のご意見等も聞かせていただいて、また国、県の状況も確認しながら改編していく必要があるのかなと考えます。

ただ、1つなんですけども、在庫のこともございます。金額的な部分もございます。現在、1冊166円で購入をいたしております。大量印刷であれば安価の部分も考えられますけども、年間130冊なんですけども、原版をつくりかえて130冊の印刷では、単価がかなり大きくなるのではと考えております。また、毎年改定される部分もございますので、現在の納入業者と一度相談をしてみたいと考えております。見積もりをとって、その上で検討したいと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 県の方でも改善を考えていらっしゃるということでお伺いをさせていただきました。少し母子健康手帳についてお話させていただきますが、私は先日、大阪市、また愛知県の小牧市が独自の母子健康手帳を作成すると聞いて行ってまいりました。大阪市では、成人までの健康記録ができるようになっております。また、愛知県の小牧市においては、中学3年生までですが、独自の母子健康手帳をつくっているということで、以前、その取り組みがNHKでとても反響があったということを知りまして、母子健康手帳を見せていただきました。その母子健康手帳の取り組みの1つであります。母親と子どもを地域で、また

関係機関で連携をとって成長をするまで見守っていくという取り組みをされておりまして、この母子健康手帳の名称も親子健康手帳という名前に変更して交付されておりまして。また、この中身、内容につきましても検討されておりまして、これまで母子健康手帳は体の発達面の記録とか、体の記録が中心でありましたが、やはり育児書であるとか他のお子さんの成長と比較をしてとても不安になっているお母さんを見られて、体だけじゃなくて親が我が子に心を教えることの大切さを内容に取り入れられておりました。例えば、生後1カ月のページでは、「赤ちゃんはなぜいっぱい泣くの」ということで、本当に初めてお子さんを持たれたお母さんは、とても不安になるかと思いますが、そのお母さんの問いかけに、「赤ちゃんはお父さんやお母さんが笑顔で話してくれたり、いっぱい触ってくれたりするととてもうれしいのです」というアドバイスが書かれてあり、また、ここでは親子健康手帳と言いますので、言わせてもらいますが、各年齢のページにすてきなアドバイスとともに、お父さんである、またお母さんからのメッセージを各年齢のページに記入するようなところがございました。また、成人を迎えてお子さんへの成長記録としてプレゼントをするということも書かれてあり、とても素敵なことだなと思いました。

上牧町におきましても、愛情たっぷりの母子手帳を成長した子どもにプレゼントできるように、また、子どもがその成長の記録の手帳を見て、こんなに大切に思われていたのかと思えるような母子健康手帳の作成をお願いしたいと、このように思うところであります。その点はいかがでしょうか。内容面についてです。すみません。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） また、私も担当課長も今おっしゃった大阪市、小牧市の健康手帳、参考にさせていただいて、今おっしゃった部分、十分検討したいと。さっきちょっと私、言いました、金額的なこともございますけれども、十分検討したいと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） よろしくお願いたします。

続きまして、次に、またこれずっと関連するんですが、40歳以上の方に配付しております健康手帳についてお伺いたします。

まず、この手帳はどのように今、活用されているのか、お伺いたします。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 健康手帳につきましては、新40歳になられた方を対象に個別郵送をいたしております。また、生き活き対策課窓口、保険年金課窓口、片岡台出張所窓口で

も随時発行いたしております。町が行っております集団がん検診などの折には、検診の記録を記載させていただき、ご自身の健康管理のために長く利用されることをお勧めさせていただいております。また、住民の方々にも、各種検診に健康手帳を持参され記録を希望される方も大変多く、健康手帳をうまく利用なされております。

それから、健康手帳の活用方法がわからない方のために、毎年5月の『広報かんまき』におきまして健康手帳の利点やご自身の健康管理をしていただく大切さについて記載をさせていただいております。健康手帳は、自身の健康管理をする上におきまして、大変貴重な部分でございます。対象年齢の拡大というご意見でございますが、若年層の健康管理、自己管理も大切なことであり、生き生き対策課の取り組むべき部分であると認識いたしております。この件につきましては、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、健康手帳の活用方法であるとかをお伺いいたしました。先ほどの妊婦健診のときもお話しましたが、この健康手帳、大阪市では「すこやか手帳」ということで、20代、30代の若い方にも活用できるようにしております。また、成人式にこのすこやか手帳を配付されて、成人の自覚とともに自分の健康にも関心を持ってもらう機会にしているそうであります。

上牧町での健康手帳もためになる健康情報がたくさん掲載されておりますので、ぜひとも幅広い年齢層に配布をしていただきたいと思います。

そこで、健康手帳の中で、追加項目といたしまして、がんの恐さやがん検診の有効性をわかりやすく解説したり、また、エイズや大麻、女性がスタイルを気にしたやせ等を追加していただきまして、20代、30代、40代と節目節目で役立つ情報を盛り込んでいただければ、幅広い年齢層の健康教育にも役に立つのではないかと考えるところであります。この生活習慣というのは若いころから形成されて、一度つくられた生活習慣というのは、変えるのはなかなか大変難しいことと思っておりますので、20代、30代の若い人にこそ、正しい健康情報を伝えていくことが重要かと思っております。

そこで、健康手帳についても、20代、若い方から高齢の方まで使えるように、拡充をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 成人からとなりますと、内容にもかなり改正部分が生じると思っております。しばらく期間をいただき、内容、また先ほどの件で言いましたけども、金額につい

でも、これも1冊103円で買っているんですけども、年間600冊、今配布しているんですけども、また金額についても、かなりこれは大きくなると思いますので、その分も含めて内容も含めて、ちょっと検討したいと考えております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） ありがとうございます。先ほどの母子健康手帳と、また、この健康手帳、2つですべての年齢の方の健康をサポートすることができると思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次にまいります。よろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） それでは、次に災害時の避難所についてご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず1点目の避難所の基準についてお答えいたします。これにつきましては、市町村の防災計画の中で指定しております。本町の場合、既存の公共施設等の建物を利用するという位置づけをしております。今、この2番、3番にもかかわる部分ですけれども、この1番に対して、指定の中で耐震化をと多分お聞きの部分だと思うんですけども、基本的には防災計画の中では、耐震化が済みなのか、まだなのかという形での基準による避難所の指定区分はしておりません。あくまでも公共施設を避難所ということでございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） 今、お伺いしました、耐震化が避難所としての基準にはなっていないというところでお伺いさせていただきましたが、本当に見るからに老朽化をしている施設等もございます。1つ例を挙げさせていただきたいのが、米山の老人憩の家でございます。1つの例としてお伺いさせていただきたいんですが、この老人憩の家は週四、五日老人の方が本当によく利用をさせていただいております。ただ、この施設も老朽化でもう傾いているということで、住民さんがみずから危険だなということで、傾き加減を調査しております。これはやはり行政の仕事ではないのかなと思うところなんですが、この点についての対応と言いますか、今後のこういう老朽化の補修とか補強ということは考えられてはいませんか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず、防災計画の中で避難所としてどうするのかという部分と、今、

おっしゃっている公民館、集会所等の老朽化による改修をどうするのかと、ちょっと分けてお話をさせていただきます。まず、通常の平常時における公民館、集会所の補修等につきましては、補修補助金交付要綱というものが以前からございます。その中に金額によって段階を設定いたしまして、補助をしております。それは通常の経常経費的な修理、エアコンが壊れましたとか、カーテンが古くなってだめですとか、そういう通常、老朽化して経常的に費用化しなくてはならない部分で、細かい部分での補助金制度ということでございます。今、お聞きの躯体、要するに骨組みとなる基礎的な部分につきましては、従来より町の方で内容を検討いたしまして、町の方で改修しているというのが現状でございます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） じゃ、米山公民館に限らずですが、危険だなという場合は行政に要望すれば、その対応はしていただけるということでよろしいんですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず、その改修がベストなのか、それとももう改修するような状況ではないのかという部分も当然ございますので、それは施設を見て検討しなくてはならないと思っております。それと、もう1点、今、ご心配いただいております、災害が起こった場合はどうなのかという部分でございます。基本的にはまず、災害が起こりますと町の方から避難、また予告、指示、いろいろ出すわけなんですけども、その中でまず、一時避難場所、要するに広場、公園、グラウンド等々、まずそこに避難していただいて、災害の状況を確認していただくと。その中でもし大きな火災とか、地域でいろんな災害が起こった場合、それからまた広域な避難所という形で避難していただく場合。今、おっしゃっている避難所、要するに一定の災害が起こりますけれど、その避難所が何ら障害がない状況であれば、そこに避難していただく。それともう1点、災害が思ったほど大きくなければ、自宅がそのままであれば帰っていただくと、この3つの選択がございます。その中の1つで、避難所がその段階で崩壊した場合は、学校施設、またほかの施設等がございます。災害が起こった場合は、それをあくまでも利用するんじゃないに、一時避難していただいて、その中で検討していただく、考えていただく。また町からの指示ということでございます。だから、今、おっしゃっている、できるだけ災害が起こってもそこが避難所として使える状況でということであれば、いろいろこれからの中で当然耐震化の診断もしなくてははいけませんし、その耐震化の診断をした上で耐震化の工事をしなくてはならないという部分がございますので、その順序、財政的なもの、いろいろ勘案しないと時期的なもののはちょっとできないんですけども、あま

りにも老朽化している場合につきましては、また相談に乗っていきたいと思いますので、いろいろご意見いただければ、検討させていただきます。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） はい、わかりました。ただ、住民さんは収容避難所という指定になっているということで、災害のときはここに来れば大丈夫なんだという認識で、各自治会自主防災等共助の部分で考えていらっしゃると思います。そういうことで、今部長がおっしゃったようなことだと、やはりその辺の周知をしっかりとさせていただかなければいけないのではないかと思っているところであります。また、3.11の東日本大震災や先日の台風12号等、本当に身近なもの、すぐそこにあるものとして本当住民さんはとても危機感を持っていらっしゃると思いますので、その辺の配慮をよろしくお願ひしたいとおもいますが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 私、先ほど説明させていただきましたように、まず安全な場所に避難をするという、これが基本でございますので、今おっしゃっている避難場所が被災をして崩壊する、これはないということも絶対言えません。当町だけじゃなしに、他の市町村、また県もそうなんですけども、その避難場所が耐震度があるという形ですべて網羅しているところはほとんどございません。当町も15カ所ぐらいの昭和56年以前の建物がございますので、近隣市町村、また県下、国自身もすべて避難場所が耐震化が済んでいるという状況ではございませんので、今おっしゃっている部分が一番の課題でございますので、早急に耐震化の診断をする、その中でどうするのかという判断をしていきたいと思ひます。先ほど言いましたように、まず避難は安全な場所に避難していただく、これが基本と思っております。

○議長（東 充洋） 長岡議員。

○2番（長岡照美） はい、わかりました。ありがとうございました。

以上です。ありがとうございました。

○議長（東 充洋） 以上で2番、長岡議員の一般質問を終わります。

2時まで暫時休憩いたします。再開は2時といたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 2時00分

○議長（東 充洋） それでは、再開いたします。



◇木 内 利 雄

○議長（東 充洋） 次に、6番、木内議員の発言を許します。

木内議員。

（6番 木内利雄 登壇）

○6番（木内利雄） 6番、木内利雄でございます。通告書に従い、質問を行わせていただきます。

質問内容は、1点目がまちづくりについてであり、このことに関しましては、次の3点についてお伺いいたします。その1点目は、新町三軒屋地区における大型商業施設建設計画、その後の進捗状況について伺います。その2点目でございますが、本年夏に設置されました熱中症対策であるシェルターの利用状況と今後についてお尋ねをいたします。その3点目は、廃墟の対策についてであります。

次に、2点目は、奈良県消防の広域化について、町当局の考え方などについてそれぞれお伺いをいたすところでございます。

質問事項は以上であります。一言触れさせていただきます。このたびの台風12号による記録的豪雨の影響で、奈良県、和歌山県、三重県など紀州半島を中心に大きな被害が発生、死者、行方不明者も多数に及んでいます。また、これまで奈良県内で確認された16の土砂ダムのうち、決壊の恐れがあるところも数カ所あると報道されていますが、大事に至らないことを祈るばかりでございます。最後になりましたが、残念ながらお亡くなりになられた方々には、衷心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方には1日も早いご回復、復旧を願い、お見舞いを申し上げます。

それでは、質問内容に入らせていただきます。

最初に、まちづくりについての1点目であります。新町三軒屋地区における大型商業施設建設計画について、その後の進捗状況について、まず答弁を求めます。

次に、熱中症対策シェルターに関し、まずは利用状況について答弁をいただき、再質問はその後に行わせていただきます。

次に、廃墟の対策についてお伺いいたします。このことにつきましては、もう少し詳しく

説明をさせていただきます。恐縮ですが、私が居住している松里園地域の例を申し上げますと、私の自宅近隣でも6軒が空き家となっています。その理由は高齢者のひとり暮らしがあったことが6軒のうち4軒は明確になっております。新しい住宅地が開発された後、30年ないし40年を経過すると、どこの地域でも同様な現象が起こり得るのであります。つまり、30歳代もしくは40歳代で家を購入、その後、三、四十年が経過すれば、当然のこととしてであります。その人はおおむね70から80歳代となります。先ほど申し上げた空き家4軒のうち2軒について、もう少し具体的に申し上げますと、1軒のAさんは、女性のひとり暮らしでありました。高齢となり、日常生活が困難となったために奈良市内のご子息のもとに行かれたわけでございます。もう1軒のBさんは女性でひとり暮らしでしたが、数カ月前に残念ながらお亡くなりになりました、というものでございます。

以上のように、空き家になると、庭木や雑草の問題、また、猫等が住み着く、また、防犯や安全面の問題等々が近隣住宅に迷惑をかけることとなります。そして、最も今回、取り上げさせていただいている課題、問題となるのは、空き家になってからそのままの状態に放置され、一定の歳月が経過すると、いわゆる廃墟状態となるのでございます。

そこで、まずお伺いしますが、本町の条例に今申し上げた廃墟に対処するものが存在するの可否について、まず答弁を求めたいと思います。

次に、奈良県消防の広域化について、お伺いいたします。本県では、2009年4月に消防広域協議会を設置し、2013年4月の広域化の実現を目指し、それぞれ取り組みをされているところであります。そこで、まずは本件に関し、今中町長の考え方、姿勢についてお伺いいたします。同様なことを西和消防組合を構成する本町を除く6町の考え方、姿勢についてはどのようなになっているのか、また、西和消防組合の考え方、姿勢についてそれぞれ答弁を求めらるものでございます。

質問事項、内容は以上でございますが、再質問は質問者席で行わせていただきます。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 出店の進捗状況について、お答えいたします。

まず、9月末に奈良県の土地利用調整会議が開催される予定でございます。その後、町への開発事前協議が10月ごろ提出されるであろうと。順によって開発許可申請が12月ごろになる、開発許可の認可が順調に行けば1月中ごろ、そして、それを受けて工事の着手予定が2月の初旬ということに聞いております。また、店舗のオープンにつきましては、平成25年の春ごろというふうに聞いております。

当初、私、6月議会で木内議員の質問に、9月上旬に上牧町の方へ事前協議が出てくるとい回答をしておりましたけども、約1カ月おくれております。先の議員の質問にも回答させていただいたんですけども、こういう資料をお配りさせていただきまして、住宅地の開発が一体開発として県の指導のもとで提出するという計画変更があって、その部分の図書等の再提出、あるいは書きかえ、協議ということで約1カ月おくれるということで、8月25日、業者との会議の中で初めて明らかになったわけでございます。そのときにこういった図面が出てまいりまして、我々としては本当にその県の方が認めて開発ができるのかなという、逆に心配をしておりました。

以上が進捗状況でございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） それで、本事業に関して、私も6月議会でも申し上げたかなと思うんですが、一般財源分の相当額、3億900万円、このことに関しましては同意がとれたのか、まだそこもペンディング、保留になっておるのか、そこら辺はいかがですか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 金額については変わっておりません。ただ、両者の方で文書の案と申しますか、協定書の文面を作成しようということで、今現在すり合わせをする前段階でございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） つまり、こういうふうを受け取ったらいいんですか。3億900万円に関しては、両者合意ができています。その文書づくりを、契約文書と言うんですか、その文書づくりを今やっている。要は、3億900万円に関しては両者それぞれ承認、合意は得ているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） はい、そういうことでございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） それじゃ、それは承っておきます。それで、本日、資料提出をいただいて明らかになったんですが、144戸、これ、事業主はどちらなんですか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 村本建設でございます。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） すみません。申しわけありません。株式会社ツーワンというところでございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 前株のツーワンか。片仮名で「ツーワン」なんですか。ワンツーじゃないよな。ツーワン。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） はい、片仮名の「ツーワン技研株式会社」と聞いております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） もう少し会社の所在地、代表者名、要は会社概要について、お話をください。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 所在地でございますが、大阪府中央区南船場2丁目4番8号、代表取締役、中村俊之でございます。申しわけありません。聞いております会社概要なんでございますけれども、旧の村本不動産が名前が変わったと聞いております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） とりあえずこれで県は承認を、一括二物件ですね。我々から見まして二物件、これで開発申請を受理したと言うんですか。認めるという方向で伺っておってよろしいんでしょうか。

○議長（東 充洋） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西山義憲） 県の方は当初、さきの議員でもお答えしたんですが、土地利用調整会議に諮るということでございましたが、当初は店舗部分だけという形で、大型小売店の土地利用調整会議という形をとっておられたものが、今回、各種開発事業に係る事前協議の土地利用調整会議を諮るという形で、聞いておりますのは、9月末にその会議を開催していただくように、現在、県と協議をしておるということを聞いております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） また、このことに関しましては、後日詳しくお伺いをしたいと思います。本日は結構でございます。

それでは、次、お願いします。シェルター。

○議長（東 充洋） シェルターのことでいいんですね。

- 6番（木内利雄） はい。
- 議長（東 充洋） シェルターです。
- 6番（木内利雄） すみません。もうちょっと尋ねた方がよろしいか。
- 議長（東 充洋） 保健福祉センター館長。
- 保健福祉センター館長（高木雄一） 2000年会館に設置をされました熱シェルターの利用状況でございますが、7月15日から設置をいたしまして、昨日までの感じでございますが、シェルターとして特別にご利用に来られたというような方はなかったというふうに思っております。
- 議長（東 充洋） 木内議員。
- 6番（木内利雄） これ、ちょっと余談みたいなんですけど、テレビを設置されてはいたよな。
- 議長（東 充洋） 保健福祉センター館長。
- 保健福祉センター館長（高木雄一） テレビは設置しております。いわゆる地デジのチューナーは別物でございますので、そのままスイッチを押していただいても映らない、旧のテレビでございますので、ブラウン管型でございますので、地デジのチューナーをご用意しておりました。
- 議長（東 充洋） 木内議員。
- 6番（木内利雄） 要は使えるようにしてあるということですね。
- 議長（東 充洋） 保健福祉センター館長。
- 保健福祉センター館長（高木雄一） 地デジが見られるようにしております。
- 議長（東 充洋） 木内議員。
- 6番（木内利雄） 昨日、テレビが設置されていないというふうに、さきの議員が言われとったので。いや、私、行ったときは設置されとったのになと思ったから、お聞きしたまででございます。テレビは見られるようにはしてあると。
- そこで、やっぱり、これ24時間というか、夜間も必要やな。そこまで、シェルター、いわゆる2000年会館のどこへ来るまでの足の問題もあるんですが、交通の便もあるんですが、やはり24時間というか夜間という部分もやっぱり必要ではないかなというふうに思いますが、そのところは部長はいかがお考えでしょうか。
- 議長（東 充洋） 保健福祉センター館長。
- 保健福祉センター館長（高木雄一） 一応、今年度につきましては、7月15日から9月15日

ということで、シェルターという形のを昼間準備をさせていただきました。これを、この9月15日以降、10月ごろにまた我々、町長も交えて協議をしようということで、事前に7月のこれが始まる前にそういう打ち合わせをしておりましたので、この期間が終わりまして以降、以後の当初予算等に係るまでには話し合いを持てるものと考えております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） このシェルターの開設時間帯、夕方の5時までですか。9時から5時まででしたかな。これですと、役場のロビーでも構へんねん。図書館でも構えへんです。ほかの公共施設でも構わんのです。また、大型ショッピングセンターでもシェルターがわりになるんです、その時間帯やったら。その時間帯以降がやはり用を満たすためには、そういった夜の時間帯というのが必要ではないかと思うので、しっかりのご検証なさって、今後の参考にしていただければ幸いかなと思いますので、強く申し上げておきたいと思います。その件は以上でございます。

では、次。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 廃墟の対策についてで、町のこれに対処する条例はどうだということでございますけれども、本町に関しましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、上牧町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例、3条及び7条で対応しております。その条例の中には、廃墟という文言は入っておりませんが、一応建物という文言が入っておりますので、そういったものについては、適宜所有者また管理者に対して通知あるいは電話で適切に管理しなさいということで、連絡をしております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） ちょっとイメージがわからないんですが、今、壇上で申し上げたような廃墟になったところが発生したとする。この分に関して、強制力があるみたいな条例はあるんでしょうか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 強制力のある条例はございません。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） そこで、先ほど壇上で申し上げたように、私、松里園自治会の4区いう所なんです、4区は大体40軒弱なんです。三十七、八軒あると思うんです。その中で6軒が空き家なんです。ほんで、僕、あと2軒はどうなんかようわからないんですが、そのうち4

軒は明確にひとり暮らしの方が、先ほど申し上げたように、ご子息のところへ行ったりとか、お亡くなりになったりとか、高齢者施設にお入りになったとかいう形なんですよ。40軒弱なんですよ。私、4区なんですけど。そのうちの6軒がそういう状態なんですよ。私の一番、きょう申し上げたいのは、きれいなうちはまだいいですよ。それが昨今の状況ですと、なかなか不動産が売れない。そのまましておいたら、家が朽ちてくる。ほんだら近所の人は景観上、苦情は町行政に寄せられる等々の問題。

これは、和歌山なんです。和歌山が平成20年度、空き家率が9.1%。住宅総数が46万7,900戸に対して、空き家は4万2,500戸もあるんですよ。9.1%、約10%がもう、総住宅のうちの空き家が約9.1%、4万2,000戸に達しているんですよ。これは、分譲マンションや賃貸住宅などの二次的住宅は除くもの。マンションの住宅が空き家になる、そんなのはもう入れていないんですよ。いわゆる戸建ての住宅のことを指していると思うんですけど、これが全国一の空き家率で、和歌山県は悩んでおった。言うたってなかなか撤去してくれない。隣の家の人が、家がだんだん朽ちてきたりするもんやから、危険を感じる。ほんで、空き家で20年も30年もほったらかしていると、もういろんなことが、先ほど申し上げたように、猫の問題、猫が住み着く、防犯上の問題等々が出てくるんですよ。

本町の空き家率というのはいかがになっているんでしょうか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 申しわけございません。率は出しておりません。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） また機会があれば調べておいてください。それで、私、この和歌山が県議会で6月に提出をなされたんですよ。建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例案、ちょっと何のことかわかれへんけども、通称「景観支障防止条例」。これには、ちょっと時間いただいて、お聞きいただきたいんですが、要は、「建築物等の外観について、周辺の良い景観に支障となる廃墟とならないよう、維持保全に努めなければならない」という文言とか、「建築物等の外観については著しい破損、腐食等により周辺の良い景観と著しく不調和な状態、景観支障状態であってはならない」、こういう文言がある。これは現に、使用されているもの、または文化財等は除くということになつとるんですよ。私は最も大事なんと思うのは、周辺住民から、つまり廃墟となっている周辺住民からの要請をもって、上牧町は必要な措置の勧告や命令を発出することができるように、条例の制度設定をやるべきだと思うんですよ。

この勧告とか命令はそれぞれ、ここに和歌山県の条例案には書いてありますが、こういったことで、私は条例、制度の設定が強制力のあることが必要ではないかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 条例化することによって、強制力が出るのは明らかでございます。ただ、奈良県におきましては、奈良県自体がこういった条例をまだ制定していない、景観条例というので何とかカバーしているような状態でございます。昔、町でも草刈り条例を制定したらどうだというような、大分昔でございますけれども出て、そのときもいろいろと協議があったわけですが、実際、勧告、命令を出してやらなかったらどうなるんだと、行政代執行で町がやるのかということになってきますと、相当法的な手続等もございまして、お金の処理代の問題等発生してきます。そういったいろいろな法的なことも加味しながら、大変、つくれば強制力はあるとは思いますが、今の時点で大変難しい問題であるなど考えております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 何が難しい、邪魔くさいだけじゃないですか。仕事がふえることなんじゃないですか。今、別にそんなに上牧町内では、廃墟になっておって困ってんのや、今言っている樹木の問題とか、雑草の問題とか、安全面の問題とか、そういうことは聞くんですけど、隣の家がもう傾いてきて大変でんねんという話はまだちょっと聞いていないんです。だから、先に条例の制定をやるべきだと言う。

要は、ここに和歌山県の条例案ですけども、これ、条例化されたと思うんですけどね。要は命令ができる。次のようなですね。「除却等の措置にかかる費用は原則所有者負担である」と。「条例施行以前から、景観支障条例の場合、除去により生じる利益を差し引いた上で損失補償を行う」、「命令に従わない場合で、著しく公益に反すると認められる場合は、行政代執行の対象となり得る」こういったことは、町条例では制定できないのでしょうか。

○議長（東 充洋） 都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 地方自治体では、単独で制定することは可能であると思っております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） それじゃ、私が今、和歌山県の条例を参考に申し上げておりますが、ネットで見る限りにおいては、和歌山県が最初らしいですよ。それじゃ、こういったことが

何もお金が要るわけでもなし、条例の制定はぜひとも早々に行うべきだと思いますが、町長、いかがお考えですか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、木内議員がおっしゃっている和歌山県のことについて、これ、テレビでニュースでやっておりました。たまたまチャンネルつけたら、その言われておる方が、インタビューに答えていた場面を見ました。和歌山県としては、今おっしゃっておられるように、空き家がもう相当数出ていると。特に、テレビでやっていたのは、和歌の浦か何かのホテルがかなり景勝地にあって、もうむき出しの形になっていると。景観上よろしくない。それと、防犯上も若者が集まって騒いだりすると、そういうことから、解体を県が命令をしているというような内容で報道をされておりました。上牧町の場合でも、実際、私が住んでおります新町でも、従来の戸数でいきますと100から110あるかなしかの戸数でございますが、既に二、三軒空き家が出ております。これからこういうのが旧地区でもどんどん出てくる可能性があるのかなというふうに、条例どうのこうのよりも、心配もしておるところでございます。長年放置されますと、当然今おっしゃっておられるような問題は必ず出てくるわけでございますので、町として、条例を制定は私もできると思います。ただ、我々としては、まだまだその法律部門については勉強不足のところもございまして、担当部課に命じまして、まずしっかりと法律を勉強していく、和歌山県の条例も参考にさせていただいて、一条文ずつしっかりと理解ができるようにしながら、また木内議員には回答をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） それじゃ、私は間際になってからやったのでは、住民の苦情が役場にぼんぼん、ぼんぼん入ってくるわけですから、そういったことのなきように、できるだけ早い時点でお取り組みをいただければ、幸いかなというふうに思います。

それじゃ、次、お願いします。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 消防の広域化について、町長としての考え方はどうかということでございます。奈良県の消防広域化の計画に基づいて、今、協議が進められております。私としては、サービスが、サービスと言っていいのかどうか、トータル的にそういう救急でございませうとか、そういうものが今より悪くならないということ、それと、それぞれの各町の今後の財政負担が今より重くならないように、しっかりとやれるということであれば、私は一本化

されるということについては何ら問題はないのかなというふうに考えております。

ただ、今ちょっと私もその協議会、全市町村長が入っておるわけでございますので、市町村長の会議の中ではまだ詳細な部分については議論はされておられません。ただ、奈良市さんがどうもちょっと動きが違うような感じで我々も受け取っております。奈良市さんは、どうも聞いておると、今、奈良市がやっている消防の部分、財源的な問題でございますが、その予算よりも広域化される場合に試算された奈良市の負担がぐんと重くなるというような試算がどうも出ておるみたいで、奈良市さんがちょっと異論をとнаえておられるというふうに聞いております。全市町村が一本化で広域化できるのかというのが、なかなかちょっと難しい状況でどうも進んでおるようでございますので、我々としてはもうしばらくその様子を見守る必要があるのかなというふうに考えております。

一部、今、被害が出ております南部の方、この前、会議の中で、私の隣に高取、明日香のそれぞれ首長さんがおられまして、ちらっと意見を言っておられるのを聞いておりましたら、支部については、例えば、高性能のはしご車なりいろんなそういう車などを買っても、我々のところではそんなんを使うような場所がないやないかと。そんなに同じように、例えば負担金として乗せられても、住民に対する説明がどうも難しいなというような意見も、いろんな首長さんからも出ておりましたので、なかなかそれを一本化していくのはこれから難しいのではないかなと。特に今、財政状況も厳しい中でございますし、どこの市町村長さんもこういう手の負担金的なものについては、削減をという片方で皆、考え方を持っておられる中で、大きな負担金を求められていく。自分のところに、不必要とは言いませんが、用のないような高規格の物を、例えば支部あたりにどんどん必要やから買うと、その負担を全県でというようなことでは、財政負担がふえるばかりだしというような意見もどうも出ておるようでございますので、我々としては、なかなかその辺が一本化に向けては難しい、これから相当腰を据えた協議が必要ではないのかなというふうに、私としては感じております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 地域、地域によって、また後で述べますが、要は充足率の問題でいろいろ各市町村の考え方があるようなので、またこれは後で触れます。

あと、6町の考え方はどのようになっているのか、把握しておられるんでしたら答弁ください。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 西和広域といたしましては、考え方としては、一本化に向けた協議につ

いては進めていこうというそれぞれの首長の考え方でテーブルについているということでございます。ただ、先ほど私が言いましたような部分がはっきりと明確に出てくれば、なかなかそれぞれの考え方がございますので、難しいところも出てくるかもわかりません。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 次に、肝心な西和消防組合、管理者もしくは副管理者、それと西和消防組合を編成している7町の首長がイエスと言うのであれば、異論はないかと思うんですけど、参考のために、西和消防組合の消防長等の考え方、また、職員の考え方はいかがなんでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 今、町長が答えましたように、西和消防組合の見解も同じような状況でございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） わかりました。それじゃ、次に、奈良県の消防力の充足率について、少しお尋ねをしたいと思います。まず、地元である西和消防組合、署所数は充足率100%でいいんですが、消防の職員数、基準というのは消防力の整備指針、消防庁告示第1号、2000年1月20日付による基準。これは整備基準ですね。これ、2009年4月1日の資料でございます。それから変わっておるのであれば、またご訂正してください。基準は、西和消防組合の職員数208なんですが、条例定数は179となっているんです。これはどういうことで、この基準数から下回っておるのか、まずお尋ねをします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず、今おっしゃったように、消防庁の方でこういう基準が出されております。それと、現有と、現在の状況の中で充足率という数字が出ているんですけども、この数字につきましては、市町村が目標とすべき数値ということで、基本的な数値がございまして。ただ、今おっしゃるような満たないというところがございますが、これはできるだけ100%にということですけども、地域の実情、また財政の実情等々がありますので、その辺を勘案して、現況になっていると思っております。

また、組織全体での業務の遂行ということで、努力されている部分でもあるのかなというふうには思っております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） それはお聞きしておきますけどね。それで、条例定数は179で現在も変わ

っておらないのでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（池内利昭） 今おっしゃいましたように、一応、179で変わってはおりません。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 現在は何名なんですか。この2009年4月1日現在では、条例定数179に対して、166になっておるんですよ。現時点では、職員数は何名なんですか。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（池内利昭） 今の現有の職員数については、まだ西和消防組合には聞いておりませんが、この状況の166前後かなとは思っております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 要は7町でお決めになったと思うんですが、この条例定数179から166ですと、13名もマイナスなんですよ。要は充足率で言うと、92.74%。自分らで決めた定数なんですよ。今中町長の時代じゃないですけど。これは、僕はいかがなものかなと思いますよ。町長ももちろん出席なさっていますし、これには部課長はだれが出席なさっているのかな。西和消防組合の会議には。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（池内利昭） 一応、町長と私、私については事務的な部分の中で随行という形で出席しております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） これ、議長も当然、組合の会議にご出席なさっている。町長もそうなんです。条例定数179なんですから、役場の職員じゃないわけですからね、消防ですから。この条例定数179、先ほど申し上げた基準で言うと、208なんです。しかしいろんな事情を勘案して条例として179にされているわけです。これ、消防という性格上、消防組合という性格上、私はこの179はやはり守らなければならない数字だと思います。議長、また、町長、このことについてしっかりとこら辺のところ、西和消防組合で発言をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 職員の問題については、今、西和消防組合の事務方といいますのか、消防長、それから消防次長がこの前、話を聞いておりましたら、一生懸命にその部分について、考えておるようでございます。ただ、管理者、それから我々の考え方もいろいろあるわけで

ございますので、できるだけ効率よく仕事をしていくというような物の考え方で、どうも現有の人数になっておるのかなというふうに思います。ただ、職員もそれぞれいろんな勤務体系があるわけでございますので、余り無理をさせると、やっぱり大変なことになるわけでございますので、今、ご提案いただいていることについては、しっかりと西和消防組合の方に伝えたいというふうに思います。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） それはそのような方向で取り組みをいただきたいと思います。

それで、本町に関しましては、その定数が、職員数以外はおおむね充足率が100%なんですよ。先ほど町長から一部ございましたが、各市町村で広域化について異論があると。奈良市の例が出ましたけれども、奈良市は署所数、本署、分署とか出張所とかそういうものですよ、署所数というのはね。消防ポンプ車、はしご車、救急車、これも充足率100%なんですよ、奈良市は。その以下のところで見ると、市で見ると大和郡山市がちょっとひどいんですよ。署所数が50%で、職員数もちょっとひどいですけどね。次、消防ポンプ車も57%、充足率ね。救急車も60%。ほかにもちょっとひどいなと思うところ、あるんですけども、とりあえず大和郡山市はそうですね。

次の問題なんです、奈良市が今、例が出ましたけど、西和消防組合においても7町がおおむね消防ポンプ車、はしご車、救急車は充足率100%になっておる。片や申し上げたように、大和郡山市、桜井市、五條市などは、やはり充足率を下回っておるところが多いんです。こういった場合に、今度、統一化される一本化される広域化された場合に、奈良市さんは文句をやっぱり言いますよ。西和消防組合の7町も、その足らん分を補っていかないかんわけですからね。そこら辺を、費用負担という、要は財源の負担が、今、充足率100%のところの方が、より損をすると言うたらおかしいか、まあ、損をするんか。僕は、広域化には賛成なんです。賛成なんです、財源問題から言うと、首をかしげなければならないなと思っています。香芝広陵消防組合においても、署所数は充足率67%。ポンプ車においても83%の充足率。ということは、100%のところは負担増は否めないかなという考え方はあるんですが、部長はいかががお考えですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 私もおっしゃったとおりと思っております。

まず、現在、西和消防組合に対して上牧町が負担しておりますのは2億1,600万、毎年負担しております。その中の性質別負担の内容を見ますと、ほとんど経常経費です。いわゆる一

般の事業に対する負担金がどうなのかといいますのも、ほとんどない状態ですので、この状態で広域化になる。その中で人員は削減できませんので、体制はそのまま、それで新しい設備等を設置、配備する等々となりますと、新たな事業費が要るのかなというところがございますので、当然、将来的には削減になるのが当然なんですけれども、一時的にはどうなのかという問題につきましては、木内議員がおっしゃるような問題点は当然ございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） そのときに、やっぱり奈良市とか充足率が100%に満たされているような、西和消防組合等、つまりそれを編成している7町の首長等は、そここのところはきちっと財源が、当方から申し上げれば無駄に出ていかないように、しっかりとした議論をしていただけますよう、求めておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東 充洋） 今中町長。

○町長（今中富夫） 当然、そういうこともこれから出てくるわけでございますので、それぞれの各町の首長さん、また、我々西和広域としてしっかりと意見を出していきたいというふうに思います。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 広域化されると、奈良県消防の広域化ということで、資料をもらっておるんですが、いいなと思うのは、葛城市の加守という場所がありますよね。葛城市の中に加守という場所、ここは、葛城消防署で行くと、約10分かかるんですね。しかし、広域化されると香芝消防署から行くと3分で着ける。今、香芝市は、葛城市の火を消しに行ったりしませんので、葛城市の加守町で火災が起こった場合は、葛城消防署が出動したら約10分かかる。それを広域化されると、一番近い香芝消防署が走ると約3分で到着する。つまり、現場到達時間が7分も削れるんですね。そういう意味では、広域化というのは有効じゃないかなというふうに思います。メリット、デメリットあるかとは思いますが、しっかり議論いただいて、立派な広域化をされるように強く求めておきたいと思います。時間、少しありますが、終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（東 充洋） 以上で、6番、木内議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（東 充洋） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午後 2時54分

## 平成23年第3回（9月）上牧町議会定例会会議録

### 議事日程（第4号）

平成23年9月15日（木）午前10時開議

- 第 1 決算特別委員長報告について
- 第 2 認第 1号 平成22年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認第 2号 平成22年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認第 3号 平成22年度上牧町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認第 4号 平成22年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認第 5号 平成22年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 第 7 認第 6号 平成22年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認第 7号 平成22年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認第 8号 平成22年度上牧町水道事業会計決算認定について
- 第10 総務建設委員長報告について
- 第11 議第 1号 上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例について
- 第12 議第 2号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について
- 第13 議第 4号 平成23年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について
- 第14 議第 8号 平成23年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第1回）について
- 第15 議第 9号 平成23年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）  
について
- 第16 文教厚生委員長報告について
- 第17 議第 3号 上牧町社会体育推進委員会設置条例の一部を改正する条例について
- 第18 議第 5号 平成23年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について
- 第19 議第 6号 平成23年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）につい  
て
- 第20 議第 7号 平成23年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）について

本日の会議に付した事件

第1から第20まで議事日程に同じ

---

出席議員（11名）

1番	堀内英樹	2番	長岡照美
3番	辻誠一	4番	吉中隆昭
5番	石丸典子	6番	木内利雄
7番	康村昌史	8番	富木つや子
9番	芳倉利次	10番	吉川米義
11番	服部公英	12番	東充洋

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	教育長	浅井正溢
総務部長	田中一夫	都市環境部長	外川武彦
住民福祉部長	塚尚起	水道部長	杵本和敏
教育部長	竹島正智	保健福祉センター館長	高木雄一
秘書課長	藤岡達也	総務課長	池内利昭

---

職務のため議場に出席した事務局員

局長	下間常嗣	書記	山下純司
----	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（東 充洋） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（東 充洋） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎決算特別委員長報告について

○議長（東 充洋） 日程第1、決算特別委員長報告について。  
堀内委員長、報告願います。

（決算特別委員長 堀内英樹 登壇）

○1番（堀内 英樹） それでは、決算特別委員会の報告を申し上げます。

去る9月5日、本会議で当委員会に付託されました認第1号 平成22年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、認第2号 平成22年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第3号 平成22年度上牧町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認第4号 平成22年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認第5号 平成22年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第6号 平成22年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第7号 平成22年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第8号 平成22年度上牧町水道事業会計決算認定について、以上8議案について、9月8日、9日の2日間にわたり、全委員出席により決算特別委員会を開き慎重に審議いたしました結果、認第2号につきましては、石丸委員から、国民健康保険税は後期高齢者医療制度の導入により大幅な値上げが行われ、被保険者に大きな負担となっている。医療を補償する制度にするために保険税の引き下げを求め

たい。などの反対討論がありました。採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

認第4号につきましては、石丸委員から、この会計は広域連合で行われており、町で行う部分がほとんどない会計である。また、この後期高齢者医療制度は75歳以上を別建てにする医療制度という点で反対の討論がありました。採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

認第6号につきましては、石丸委員から、収入にかかわらず、すべての方にかかる不公平な税制度である消費税が、下水道使用料に加算されているという点で反対の討論がありました。採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

認第8号につきましては、石丸委員から、水道料金に消費税が加算されている。生活に関わる最低限のところには課税すべきではない。また、22年度から県水が1立方メートルあたり5円引き下げが行われたので、当然、水道料金に反映されるべきだという点で、水道料金の値下げを求めたい。などの反対の討論がありました。採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

認第1号、認第3号、認第5号、認第7号の4議案については、全委員異議なく認定すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 充洋） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



#### ◎認第1号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第2、認第1号 平成22年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

石丸議員。

○5番（石丸典子） 5番、石丸典子です。

平成22年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定に対して、賛成の討論を行います。

平成22年度一般会計決算は、前年度の繰越事業、約12億円を含み歳入総額は84億1,300万円。歳出総額は82億6,400万です。特徴は、まず1つには、公共投資交付金などの活用によって、学校施設の耐震工事や道路整備が進みました。2つ目には、財政の早期健全化団体から脱却したことです。平成19年からの集中改革プランにより、いろいろな取り組みが行われてきましたが、大きなものは町営ペガサス駐車場、保育所、希望の家などの財産売り払いと職員給与の削減でした。

歳入では、町民税、個人分、現年度の調定額が前年度に比べ、約1億円の減額です。主に所得の減収です。地方交付税は、当初予算より約1億8,000万円増額となりました。なお、町営住宅と駐車場使用料においては、収納対策とともに条例に基づいた公正な管理と運営をされますよう申し添えます。

歳出では、県や国の臨時交付金を活用して公有財産管理台帳と道路台帳のデジタル化や町民プール改修工事などが行われました。土地開発公社関連の支出は、欠損金の補てんと供用済み土地の買戻しで約2億円でした。

早期健全化団体から脱却とはいえ、土地開発公社の縮小に向けて平成25年度には第三セクター等改革推進債の借入れ、約40億円が予定されており財政運営が長期にわたり、厳しいことに変わりはありません。今後においては、借入金の返済だけでなく、上牧町に若い人が定住できるよう特色のある子育て支援策などの拡充を求めます。

以上で、賛成の討論といたします。

○議長（東 充洋） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



◎認第2号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第3、認第2号 平成22年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

石丸議員。

○5番（石丸典子） 5番、石丸典子です。

平成22年度上牧町国民健康保険特別会計決算認定について、反対の討論を行います。

平成22年度国民健康保険特別会計決算は、実質収支額で約2億5,000万円、単年度収支では、約1億9,000万円となり、上牧町では、これまでにない黒字会計となりました。大幅な黒字会計となった要因は、平成20年度からの後期高齢者医療制度によるものと、制度変更と同時に保険税が引き上げられたことによるものです。

歳入では、前期高齢者交付金の精算分、約1億4,000万円が初めて参入されました。保険税の負担は所得200万円、40歳代の夫婦と子ども2人、固定資産10万円で試算しますと、50万円を超えます。県下で2番目に高い国民健康保険税です。被保険者に医療を補償する制度となるよう、高い保険税の引き下げを検討すべきです。

歳出では、医療費の伸び率は前年度に比べ9%の増です。毎年増加傾向にありますが、特に、平成22年度は一人当たりの医療費が前年度に比べ3万円増加しています。病気の早期発見、早期治療のための各種健康診断の充実と受診率の向上が求められます。

以上、述べましたけれども、支払能力を超えた国民健康保険税の引き下げを提案いたしまして反対の討論といたします。

○議長（東 充洋） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告どおり認定することに賛成の方、起立願います。

(起立多数)

○議長(東 充洋) 起立多数です。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第4、認第3号 平成22年度上牧町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



◎認第4号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第5、認第4号 平成22年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳

出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

石丸議員。

○5番(石丸典子) 5番、石丸典子です。

平成22年度上牧町後期高齢者医療特別会計決算認定についての、反対の討論を行います。

最も病気にかかりやすい75歳以上を対象としている制度で、医療費が増加すれば保険料が上がるしくみに対して反対です。

上牧町の行う業務は、保険料の徴収と保健事業の実施です。基本検診の受診率は、平成21年度より低く、13.4%となっています。高齢者の生きがづくりとともに、検診の受診率の向上が必要です。

以上をもって、反対の討論といたします。

○議長(東 充洋) ほかにございませんか。

(「ほかになし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) これで討論を終わります。

これから採決いたします。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告どおり認定することに賛成の方、起立願います。

(起立多数)

○議長(東 充洋) 起立多数です。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



◎認第5号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第6、認第5号 平成22年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



#### ◎認第6号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第7、認第6号 平成22年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

石丸議員。

○5番（石丸典子） 5番、石丸典子です。

平成22年度上牧町下水道事業特別会計決算認定に対して反対の討論を行います。

平成22年度は、歳入総額 7 億7,800万円、歳出総額 7 億7,500万円の決算です。公共下水道事業は、予定どおり北上牧地域と服部台地域で行われ、下水道普及率は93.4%となりました。また、繰上償還によって、公債費削減の取り組みも行われました。

しかし、下水道使用料に消費税が加算されています。所得の有る無しに課税される不公平な税制度を指摘し、反対の討論といたします。

○議長（東 充洋） ほかにございませんか。  
(「ほかになし」と言う者あり)

○議長（東 充洋） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告どおり認定することに賛成の方、起立願います。

(起立多数)

○議長（東 充洋） 起立多数です。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



#### ◎認第7号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第8、認第7号 平成22年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



### ◎認第8号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第9、認第8号 平成22年度上牧町水道事業会計決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

石丸議員。

○5番(石丸典子) 5番、石丸典子です。

平成22年度上牧町水道事業会計決算認定に対して、反対の討論を行います。

平成22年度は、収益的収支は、収入が4億6,500万円、支出が4億2,600万円となりました。差引き3,900万円の利益となりました。要因は、前年度に比べ4.2%伸びた有収率93.2%と県水の値下げ、1立方メートルあたり145円が140円となったことによるものです。県水の引き下げ分を水道料金に反映させるべきです。また、生活に必要な水道料金に消費税が加算されています。生活に必要な最低限のところには課税すべきではありません。

以上をもって、反対の討論といたします。

○議長(東 充洋) ほかにございませんか。

服部議員。

○11番(服部公英) 反対の討論を行います。

石丸議員の消費税の部分について、私は反対ではございませんが、以下述べられたほかの部分について、私も同意見ですので反対の討論とさせていただきます。

○議長（東 充洋） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告どおり認定することに賛成の方、起立願います。

（起立多数）

○議長（東 充洋） 起立多数です。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



#### ◎総務建設委員長報告について

○議長（東 充洋） 日程第10、総務建設委員長報告について。

芳倉委員長、報告願います。

（総務建設委員長 芳倉利次 登壇）

○9番（芳倉利次） 総務建設委員会の報告を申し上げます。

9月5日の本会議で当委員会に付託されました議第1号 上牧町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議第2号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について、議第4号 平成23年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について、議第8号 平成23年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、議第9号 平成23年度上牧町住宅新築金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について、以上5議案について、9月6日午前10時から全委員出席により慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

以上、報告申し上げます。

○議長（東 充洋） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



◎議第1号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第11、議第1号 上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第2号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第12、議第2号 上牧町税条例等の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案は委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎議第4号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第13、議第4号 平成23年度上牧町一般会計補正予算(第3回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎議第8号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第14、議第8号 平成23年度上牧町下水道事業特別会計補正予算(第1回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎議第9号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第15、議第9号 平成23年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎文教厚生委員長報告について

○議長（東 充洋） 日程第16、文教厚生委員長報告について。

石丸委員長、報告願います。

（文教厚生委員長 石丸典子 登壇）

○5番（石丸典子） 石丸典子です。文教厚生委員会の報告を申し上げます。

9月5日の本会議で当委員会に付託されました、議第3号 上牧町社会体育推進委員会設置条例の一部を改正する条例について、議第5号 平成23年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について、議第6号 平成23年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、議第7号 平成23年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）について、以上4議案につきまして、9月7日午前10時より出席委員5名により慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 充洋） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第17、議第3号 上牧町社会体育推進委員会設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第5号の質疑、討論、採決

○議長(東 充洋) 日程第18、議第5号 平成22年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について、これを議題とします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) 討論なしと認めます。

これから採決します。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第19、議第6号 平成23年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



#### ◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第20、議第7号 平成23年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



### ◎閉会の宣告

○議長(東 充洋) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。



### ◎町長のあいさつ

○議長(東 充洋) 閉会に当たり、招集者のあいさつをお願いいたします。

町長。

(町長 今中富夫 登壇)

○町長(今中富夫) 全議案、認定、議決をいただきましてありがとうございます。

この議会に提出さしていただきました22年度の決算をもって、財政健全化団体を脱却いたしました。先ほど石丸議員の方から賛成討論をいただきました中に、理由といたしまして、まあそれぞれ述べていただきました。内因的なもの、外因的なもの、それぞれあるわけですが、すべて住民の方々、議員の皆さんのご理解とご協力の賜物だというふうに考えております。まだまだ厳しい状況が続いていくだろうというふうに思うわけですが、気を緩めることなく、引き続き行財政運営を行っていきたいというふうに考えております。

また、議会中に皆さん方からいただきましたご意見、ご要望、ご提案、これにつきまして

も、やれるものから、しっかりと来年度の予算に反映をさせていきたい。また、皆さん方にそれぞれ、場面、場面でご相談、また、ご報告をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

どうも皆さん、ありがとうございました。



○議長（東 充洋） これをもちまして平成23年第3回上牧町議会定例会を閉会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時32分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 東 充 洋

署 名 議 員 木 内 利 雄

署 名 議 員 康 村 昌 史